

平成19年9月決算特別委員会目次

◎ 第1日（9月3日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	1
3. 欠 席 議 員	1
4. 出 席 説 明 員	1
5. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	13

◎ 第2日（9月19日再開）

1. 議 事 日 程	15
2. 出 席 議 員	15
3. 欠 席 議 員	15
4. 出 席 説 明 員	15
5. 出席事務局職員	16
再 開	17
散 会	84

◎ 第3日（9月20日再開）

1. 議 事 日 程	85
2. 出 席 議 員	85
3. 欠 席 議 員	85
4. 出 席 説 明 員	85
5. 出席事務局職員	86
再 開	87
閉 会	166

1 議 事 日 程

〔平成19年太宰府市議会 決算特別委員会〕

平成19年 9 月 3 日

午前 11 時 10 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員は次のとおりである（20名）

委員長	清水 章 一 議員	副委員長	力 丸 義 行 議員
委員	原 田 久美子 議員	委 員	藤 井 雅 之 議員
〃	長谷川 公 成 議員	〃	渡 邊 美 穂 議員
〃	後 藤 邦 晴 議員	〃	橋 本 健 議員
〃	中 林 宗 樹 議員	〃	門 田 直 樹 議員
〃	小 柳 道 枝 議員	〃	安 部 啓 治 議員
〃	大 田 勝 義 議員	〃	安 部 陽 議員
〃	佐 伯 修 議員	〃	村 山 弘 行 議員
〃	田 川 武 茂 議員	〃	福 廣 和 美 議員
〃	武 藤 哲 志 議員	〃	不 老 光 幸 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
地域振興部長	松 田 幸 夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三 笠 哲 生

市民生活部長	関 岡 勉
健康福祉部子育て 支援担当部長	村 尾 昭 子
会計管理者併 上下水道部長	古 川 泰 博
監査委員事務局長	木 村 洋
政策推進課長	宮 原 仁
人権・同和政策課長 兼人権センター所長	津 田 秀 司
すこやか長寿課長	木 村 和 美
建 設 課 長	大内田 博
教 務 課 長	井 上 和 雄

健康福祉部長	永 田 克 人
建 設 部 長	富 田 議
教 育 部 長	松 永 栄 人
総 務 課 長	松 島 健 二
地域振興課長	大 藪 勝 一
福 祉 課 長	新 納 照 文
国保年金課長	木 村 裕 子
上下水道課長	宮 原 勝 美

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	白 石 純 一	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩

開会 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

本日は、認定第1号から認定第9号までについて、各所管部長からの説明にとどめたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） それでは、日程第1、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算について、その概要等についてご説明申し上げます。

平成18年度の予算執行に当たりましては、厳しい財政状況が続く中であって、限られた財源の重点配分と経費、支出の効率化に努め、各種事業、施策等の積極的、効率的推進に努めたところでございます。

その結果、決算書2ページの決算総括表のとおり、平成18年度の一般会計の決算額は、歳入総額200億2,849万208円、歳出総額193億9,414万3,039円で、これを前年度と比較いたしますと、歳入は18億1,377万2,046円、8.3%、歳出は14億7,272万6,489円、7.1%、それぞれ大幅な減少となっております。

歳入歳出差し引き後の形式収支は、32ページの実質収支に関する調書のとおり6億3,434万7,000円で、翌年度に繰り越すべき財源1億7,184万6,000円を差し引いた実質収支額は、4億6,250万1,000円の黒字決算とすることができました。

それでは、歳入の主な項目についてご説明申し上げます。

これからは決算書にあわせて事務報告書も使って説明してまいります。

なお、決算書に一部印刷状態が悪く、見にくくなっておりますことをおわび申し上げます。

説明の都合上、決算額は1,000円単位でご説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、決算書の34、35ページになります。1款市税の決算額は、収入済額欄73億3,887万4,000円で、前年度と比べますと2億680万9,000円、2.9%の増収となっております。

続いて、事務報告書をごらんください。事務報告書4ページの市税収入の状況、上の表の市税決算にその内訳を載せております。固定資産税と都市計画税は、3年に1度の評価がえにより減少しておりますが、個人市民税は、税制の改正などにより1億9,586万5,000円、7.2%の増となっております。

次に、決算書40ページ、10款地方交付税は30億547万9,000円の決算で、前年度と比較いたしますと5億733万5,000円、14.4%の大幅な減少となりました。内訳は、主に国の三位一体の改

革による税源移譲や下水道費の基準財政需要額の算定基準が下がったことなどにより、普通交付税が4億7,927万8,000円、15.6%減の26億142万8,000円、特別交付税が2,805万7,000円、6.5%減で、4億405万1,000円となっております。地方一般財源の不足に対処するため、地方交付税の振りかえとして発行します臨時財政対策債の借入額は6億5,200万円であり、平成17年度の7億2,430万円から圧縮されておりまして、普通交付税と臨時財政対策債の合計額では、5億5,157万8,000円減少しております。これが平成18年度予算に大きく影響いたしております。

次に、決算書50ページ、14款国庫支出金であります。平成18年度は大型事業や災害復旧事業関連の負担金、補助金の減により、前年度より約3億8,844万円減の22億2,562万4,000円の決算となっております。

次に、決算書74ページ、18款繰入金でございますが、平成18年度は、平成17年度より10億8,892万円ほど少ない、総額2億2,655万8,000円の基金取り崩しを行いました。しかし、佐野土地区画整理事業基金の積み立てを5億5,500万円ほど行いましたので、その結果、平成18年度末の基金残高は、前年度より5億3,273万円増加し、26億4,736万9,000円となっております。

次に、決算書78ページ、21款市債については、散策路整備事業や通古賀地区整備事業、災害復旧債などが前年度より大幅に減少し、7億5,130万円減の18億4,950万円の借り入れとなっております。主な内訳は、79ページからの備考欄になりますが、道路橋梁事業債約3億円、消防施設整備事業債1億360万円、史跡地公有化事業債7億円、臨時財政対策債6億5,200万円などとなっております。

なお、市債現在高の状況ですが、事務報告書10ページの下表になりますが、平成18年度末は市債残高は約238億1,591万9,000円で、前年度末より9億1,460万円ほど減少いたしております。

以上で歳入の説明を終わりました。次に歳出について概要を説明させていただきます。

決算書84ページの2款総務費では、財政調整基金積立金の増により、前年度より8,977万円増の支出済額欄24億5,074万8,000円の決算となっております。

126ページの3款民生費につきましては、児童手当等の扶助費増などにより、約7,939万円増の44億4,486万8,000円となりました。

なお、特別会計への繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ3億6,941万8,000円、介護保険特別会計へ5億565万4,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計へ6万4,000円の繰り出しを行っております。

次に、162ページ、4款衛生費は、大野城太宰府環境施設組合負担金の減により、前年度より約2,420万円減の22億8,149万9,000円の決算となっております。

次に、198ページ、8款土木費は、32億1,700万9,000円の決算となりました。主な事業といたしましては、通古賀地区都市再生事業、高雄中央通り線整備事業、佐野土地区画整理事業などを実施しております。平成18年度は、地区道路整備事業費、散策路整備事業費の減などにより、決算額は前年度より約5億5,170万円ほど減少いたしております。

220ページ、9款消防費は、防災コミュニティ無線設置費などにより、約8,328万円増加しております。

224ページ、10款教育費では、生涯学習施設用地購入費の減などにより、決算額は約2億7,652万円減少し、25億3,847万2,000円となっております。

次に、274ページ、11款災害復旧費は、災害復旧工事もほぼ終息したため、約5億8,470万円減の1億552万円の決算となっております。

最後に、278ページ、12款公債費でございますが、決算額は31億2,242万4,000円で、前年度より2億8,843万円減少しました。今後も起債発行額を20億円以下に抑制することにより公債費を減少させ、計画的な市債の活用を図ってまいります。

次に、性質別歳出決算状況をご説明いたします。

事務報告書8ページをお開きください。義務的経費のうち、平成18年度の人件費につきましては、平成17年度の国勢調査及び衆議院選挙の時間外手当の増の影響が解消したことにより、0.6%減少しました。扶助費は、支援費、児童手当、生活保護費の増加などにより4.9%の増、公債費は先ほどご説明しましたように8.9%減少いたしております。義務的経費総額では、2.3%減の91億2,836万3,000円の決算となっております。

投資的経費は、普通建設事業費で地区道路整備事業及び災害復旧事業の減少などにより、19億2,605万円、44.9%と大幅に減少いたしております。

その他の経費では、国保会計繰出金などの特別会計への繰出金や佐野区画整理事業基金の積み立てなどの増により、8.8%の増となりました。

以上で歳出についての説明を終わらせていただき、最後に本市の財政状況についてご説明申し上げます。

事務報告書9ページのグラフを見ていただきますと、財政構造の弾力性を示す指標の一つであります経常収支比率は100.9%で、前年度98.6%から2.3ポイント悪化しております。経常収支悪化の主な原因としては、普通交付税が予想以上に減少したことと、扶助費が増加していることが挙げられます。

また、次の10ページの公債費の状況を見ますと、平成17年度から新たに定められました実質公債費比率は、16.0%と上昇しております。これは、市債発行に際して許可が必要となる基準で、18%を上回ると同意ではなく、許可が必要となります。ここ数年、市債の借りかえ、繰上償還など公債費の軽減対策を行ってきておりますが、佐野土地区画整理事業、散策路整備事業、地域複合施設建設事業、災害復旧事業などに伴う市債の増加に加え、臨時財政対策債の大量発行により上昇したものであります。今後は、市債の発行を抑制し、公債費の軽減対策を強化してまいります。

このように、昨今の社会、経済環境の変化や今後予想される財政需要の増大から、今後も厳しい財政運営を強いられると思われませんが、多様化する市民ニーズにこたえ、総合計画に掲げる各種施策、事業を着実に実施するためには、内部管理費の削減や事務事業の見直しはもちろ

んのこと、徹底した行財政改革を進め、抜本的に歳出構造を見直すなど、健全な財政体質を確立することが必要であると考えております。

以上、一般会計の歳入歳出決算についての概要をご説明いたしましたけれども、詳細につきましては配付させていただいております決算書並びに事務報告書、監査意見書等を参照していただければと考えております。

以上で平成18年度の一般会計における決算内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 認定第2号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） では次に、日程第2、認定第2号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

決算書につきましては、281ページからでございます。

まず、283ページの歳入総額58億6,998万9,049円、287ページの歳出総額につきましては58億8,276万6,194円で、歳入歳出差し引き残高は1,277万7,145円の歳入不足となっております。

歳入の主なものにつきましては、291ページ、1款1項の国民健康保険税が18億4,372万801円で、前年度比8,230万9,115円、約4.7%の増となっております。

次に、2款の国庫支出金につきましては15億528万5,650円で、県への財源移譲によりまして、4,686万3,034円の減となっております。

次に、293ページ、3款療養給付費交付金につきましては14億6,170万5,000円で、退職被保険者等の増加に伴います医療費の伸びに伴い、1億2,821万5,601円の増となっております。

次に、4款の県支出金では、2億9,142万2,373円となりまして、国庫からの財源移譲によりまして、1億853万9,045円、約59.3%の大幅な増となっております。

295ページの5款共同事業交付金につきましては2億9,174万5,416円で、高額医療費共同事業に加えまして、平成18年10月から保険財政共同安定化事業が新たに創設されたことから、これも大幅な増となっております。

7款の基金繰入金につきましては、ほぼ全額に当たります8,448万6,000円の取り崩しを行いましたので、基金残高につきましては12万1,746円となっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、303ページ、2款でございます。保険給付費が37億4,651万8,385円、対前年度比といたしまして8,684万5,557円の増となっております、歳出総額に占める割合といたしましては、約63.7%となっております。

次に、307ページの3款老人保健拠出金につきましては12億6,825万7,512円となっております。

して、年齢の引き上げによる老人保健対象者は減少はしておりますが、対前年度比4,516万2,734円の増、歳出総額に占める割合といたしましては、約21.6%となっております。

また、5款の共同事業拠出金につきましては3億6,583万6,380円で、新たに創設されました保険財政共同安定化事業によりまして、前年に比べ2億8,298万6,369円の大幅な増となっております。

以上で歳入歳出の主な内容につきまして説明を終わりますが、国におきましては、平成20年度に向け、様々な医療制度改革が進められておりまして、国保財政を取り巻く状況はますます厳しくなると予想されます。本市といたしましては、被保険者に対する健康教育や保健事業のさらなる推進を図りながら、健康管理の啓発や医療費の適正化に努め、国保制度の抜本的な改革につきまして、関係機関に対し、継続して要望してまいりたいというふうに考えております。よろしくご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 認定第3号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第3、認定第3号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） それでは、平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

決算書につきましては315ページからとなっております。

まず、317ページの歳入総額56億6,656万4,754円、319ページの歳出総額につきましては55億7,170万9,603円となりまして、歳入歳出差し引き残額は9,485万5,151円の黒字となっております。

歳入の主なものにつきましては、323ページの1款1項支払基金交付金が31億4,836万769円で、対前年度比2億8,300万8,932円の減額。

2款の国庫支出金につきましては16億1,483万826円で、これも対前年度比8,161万6,704円のこれは増額となっております。

同様に、3款県支出金並びに4款の一般会計繰入金につきましても、それぞれ増額となっております。

支払基金交付金の歳入減に対しまして、公費負担増の要因につきましては、負担率の見直しによるものでございます。

次に、主な支出でございしますが、2款1項1目医療費でございしますが、54億7,612万5,641円でございます、対前年度比2億3,023万5,334円の減少となっております。

これにつきましては、対象者の減少によるものが主な理由でございます。

今後とも制度の周知徹底、適正な受診、健康意識の高揚に向けた啓発など引き続き努力してまいりたいというように考えております。よろしくご審議いただきまして、認定賜りますよう

お願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 認定第4号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第4、認定第4号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

決算書につきましては、333ページからでございます。

まず、335ページの歳入総額につきましては、32億4,338万2,099円に対しまして、339ページの歳出総額につきましては31億6,648万8,564円で、歳入歳出差し引き7,689万3,535円の黒字となっております。

歳入の主なものからご説明申し上げますと、342ページ、1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、6億7,088万4,828円の収入がありまして、平成17年度と比較いたしまして1億399万3,481円の増収となっております。平成18年度は制度の大幅な改正がありまして、保険料の見直しによるものでございます。また、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料につきましては、それぞれの健康保険料と一緒に徴収いたしまして、344ページの4款1項1目の介護給付費交付金を8億9,006万6,000円受け入れをいたしております。

戻りまして、国庫負担といたしまして、342ページの3款1項1目の介護保険費負担金につきましては5億3,715万円、県負担として、344ページの5款1項1目の介護給付費負担金4億4,195万6,000円、市負担といたしまして、346ページの7款1項1目の介護給付費繰入金3億6,132万592円となっております。

なお、国と県支払基金からの歳入につきましては、年間の介護給付費確定時期の関係から翌年度に精算することとなっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、354ページの2款の保険給付費でございます。28億9,066万736円、歳出総額の91.3%を占めております。

1項の介護サービス等諸費は、要介護と認定された被保険者がサービスを利用した場合に保険者が負担する9割相当分ございまして、26億5,861万9,044円となっております。

また次に、358ページの2項の介護予防サービス等諸費につきまして、要支援と認定された被保険者がサービスを利用した場合に保険者が負担する分ございまして、1億3万7,838円となっております。

360ページの5項特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得者の人の施設利用が困難とならないように所得に応じた自己負担を設定しまして、残りの基準額との差額を給付する制度ございまして、7,452万3,550円の支出をいたしております。

362ページの4款地域支援事業につきましては、平成18年度より新たに加わったものでありまして、制度改正に伴うもので、5,081万7,190円の支出をいたしております。

366ページの6款1項公債費につきましては、介護給付費の伸びによりまして、平成13年、平成14年、平成16年、平成17年度に県から借入れをいたしました借入金の償還金といたしまして、3,226万1,112円を支出いたしております。

以上で歳入歳出の主な項目について説明を終わりますが、今後も介護保険事業の適正に努めながら、健全な財政運営を目指して努力いたしてまいりたいというふうに考えております。よろしくご審議いただきまして、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第5号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第5、認定第5号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計決算についてご報告申し上げます。

これにつきましては、市長提案理由のほか、特に補足することはございません。今後におきましても、筑紫地区の認定審査事業の効率かつ適正な運営を目指しまして努力していきたいというふうに考えております。よろしくご審議いただきまして、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 認定第6号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第6、認定第6号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 認定第6号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

決算書371ページから385ページを参照ください。

平成18年度の歳入歳出決算につきましては、歳入が1,285万62円、歳出が1,227万3,741円となっておりまして、差し引き57万6,321円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で64.8%、歳出で66.2%といずれも減額となっております。決算額が減額になりましたのは、平成17年度に実施いたしました日本郵政公社への住宅新築資金等貸付金に係る簡易生命保険資金の一部繰上償還の対象が、平成18年度はなかったことが主な理由で

あります。

今後の滞納解消に向けた取り組みといたしましては、昨今の景気の動向を反映して、依然として厳しい社会状況の中にあつて、特に滞納者の方々も経済的にも厳しい状況下にあります。が、総務部特別収納課と連携して、滞納者への戸別訪問、夜間徴収等により、滞納解消に努めてまいります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第7 認定第7号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第7、認定第7号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（富田 譲） それでは、認定第7号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

決算書のページで申しますと、387ページから397ページまででございます。

内容につきましては、高雄公園整備のための推進事業でございます。約2haの用地を4年間、平成16年、平成17年、平成18年、そして平成19年で一般会計で買い戻すということでございます。

今回の公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ決算額7,982万7,930円でございます。歳入の部分は一般会計から繰り入れまして、歳出の部分につきましては公債の償還という内容でございます。今回の認定内容についてご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第8 認定第8号 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第8、認定第8号「平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について」説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 表紙が水色の分になります。

平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について、その概要について補足説明をさせていただきます。

決算書1ページをお開き願いたいと思います。

まず、営業面でございますが、当年度の年間総給水量につきましては、前年度と比較いたしまして2.9%増の488万4,605m<sup>3</sup>、年間有収水量につきましては、2.2%増の463万1,794m<sup>3</sup>となり、有収率につきましては94.8%でございました。1日最大給水量につきましては、12月31日に1万6,288m<sup>3</sup>を記録いたしております。年度末給水人口につきましては5万2,812人で、普及率

につきましては78.1%となっております。これら業務量の前年度比較表を6ページに載せておりますので、ご参照ください。

次に、1ページのところなのですが、建設改良につきましては、配水設備におきまして、菅谷団地配水管新設等布設工事11件、下水道工事等に伴います排水管布設替工事9件、ほか大佐野浄水場流量計改良工事等2件を施工いたしました。建設工事の概要につきましては4ページ、それから5ページに掲載をいたしております。

次に、1ページのところでありますが、経理面でございます。当年度の収益的収支におきましては、総収益は12億2,475万7,073円で、前年度と比較いたしまして、給水収益の増及び収益的収支の財源不足を補うための加入負担金を資本金収入から営業外収益への組み替えを行ったことにより、1億170万7,490円、9.1%の増となりました。

一方、総費用は11億3,426万2,201円で、前年度と比較しまして3,821万5,917円、3.3%の減となりました。これは、受水費や減価償却費、資産減耗費の増による営業費用が前年度より4,701万1,969円、4.6%増しましたものの、企業債支払い利息及び特別損失の臨時損失が減少したことによるものでございます。この結果、損益収支におきまして9,049万4,872円の純利益を生じております。

収益的収支の前年度比較につきましては7ページ、損益計算書につきましては14ページに掲載をいたしております。ご参照をいただきたいと思います。

なお、17ページの剰余金処分計算書（案）では、当年度末処分利益剰余金4億7,451万5,774円につきましては、平成18年度純利益の20分の1相当額453万円を減債積立金へ積み立て、翌年度繰越利益剰余金を4億6,998万5,770円とする案を提出させていただいております。

1ページに戻りまして、資本金的収支におきましては、収入総額は1億2,919万2,269円で、前年度と比較して加入負担金を収益的収入に組み替えたことや固定資産売却代金の減少により、7億6,991万9,958円、85.6%の大幅減となりました。

一方、支出総額10億2,700万5,053円で、前年度と比較して3億7,670万42円、57.9%の増となりましたが、これは国債購入に伴います投資が4億9,990万円発生したことによるものでございます。

なお、資本金的収支不足額8億9,781万2,784円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本金的収支調整額543万515円、当年度分消費税及び地方消費税資本金的収支調整額1,296万5,770円及び過年度分損益勘定留保資金8億7,941万6,499円で補てんをいたしております。

以上で平成18年度水道事業会計決算概要の補足説明を終わらせていただきます。決算審査意見書をご参照の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 認定第9号 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

○委員長（清水章一委員） 次に、日程第9、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決

算認定について」説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算の概要について補足説明をさせていただきます。

決算書の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、営業面でございますが、当年度有収水量は590万7,277m³で、前年度と比較いたしました1.6%の増となりました。1人1日平均水量にしますと254ℓになります。年度末水洗化人口は、前年度より0.9%増の6万3,641人、行政区域内人口に対します普及率につきましては94.1%となっております。これら業務量の前年度比較表を5ページに載せておりますので、ご参照ください。

次に、建設改良につきましては、総額5億95万5,809円を投じ、污水管渠及び雨水管渠の整備に努めました。污水管渠は6件、899.7m、2.2haを整備し、整備面積は当年度末累計で1,265.2ha、整備率87.1%となっております。雨水管渠につきましては2件、503.9mを整備いたしました。なお、污水管渠1件、雨水管渠3件につきましては、平成19年度へ繰り越しをいたしております。建設工事の概況につきましては、4ページに掲載をいたしております。

次に、1ページの経営面でございますが、当年度の収益的収支におきましては、総収益は16億1,943万8,004円で、前年度と比較して、主に一般会計補助金の一部を繰り出し基準の改正に伴い、資本的収入へ組み替えましたことによりまして4,631万5,975円、2.8%の減収となりました。

一方、総費用は15億7,741万2,326円で、前年度と比較しまして、主に企業債支払い利息の減によりまして4,098万5,599円、2.5%の減となりました。この結果、収益的収支において4,202万5,648円の純利益を生じ、151億円余りの企業債償還金への充当財源として確保することができました。

収益的収支の前年度比較につきましては7ページ、損益計算書につきましては14ページに掲載をいたしております。ご参照ください。

なお、17ページに剰余金処分計算書（案）で、当年度未処分利益剰余金8,938万1,732円のうち、減債積立金として平成18年度純利益の2分の1相当額2,101万2,839円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を6,836万8,893円とする案を提出いたしております。

2ページに戻りまして、資本的収支におきましては、収入総額13億2,412万6,550円で、繰出基準の改正に伴います一般会計補助金の増や国庫補助金企業債の増により、前年度と比較して9,258万7,400円、7.5%の増となりました。

一方、支出総額17億6,178万157円で、前年度と比較しまして2億2,116万375円、14.4%の増となりました。これは繰越事業を含めた建設改良費の増によるものでございます。

なお、資本的収支の不足する額4億3,765万3,607円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額676万8,430円及び過年度分損益勘定留保資金4億3,088万5,177円で

補てんをいたしております。

以上で平成18年度下水道事業会計決算概要の補足説明を終わらせていただきます。決算審査意見書をご参照の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 以上で説明を終わりました。

質疑については9月19日及び9月20日の決算特別委員会で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程

〔平成19年太宰府市議会 決算特別委員会〕

平成19年 9 月19日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

2 出席委員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 清水 章 一 議員 | 副委員長 | 力 丸 義 行 議員 |
| 委員 | 原 田 久美子 議員 | 委員 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 〃 | 長谷川 公 成 議員 | 〃 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 〃 | 後 藤 邦 晴 議員 | 〃 | 橋 本 健 議員 |
| 〃 | 中 林 宗 樹 議員 | 〃 | 門 田 直 樹 議員 |
| 〃 | 小 柳 道 枝 議員 | 〃 | 安 部 啓 治 議員 |
| 〃 | 大 田 勝 義 議員 | 〃 | 安 部 陽 議員 |
| 〃 | 佐 伯 修 議員 | 〃 | 村 山 弘 行 議員 |
| 〃 | 田 川 武 茂 議員 | 〃 | 福 廣 和 美 議員 |
| 〃 | 武 藤 哲 志 議員 | 〃 | 不 老 光 幸 議員 |

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（37名）

| | | | |
|--------|---------|---------------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 石 橋 正 直 |
| 地域振興部長 | 松 田 幸 夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三 笠 哲 生 |

市民生活部長 関 岡 勉
 健康福祉部子育て
 支援担当部長 村 尾 昭 子
 会計管理者併
 上下水道部長 古 川 泰 博
 監査委員事務局長 木 村 洋
 秘書広報課長兼総務課
 消防・防災担当課長 武 藤 三 郎
 税 務 課 長 古 野 洋 敏
 特別収納課長 鬼 木 敏 光
 まちづくり企画課長 神 原 稔
 観 光 課 長 木 村 甚 治
 人権・同和政策課長
 兼人権センター所長 津 田 秀 司
 子育て支援課長 和 田 敏 信
 国保年金課長 木 村 裕 子
 教 務 課 長 井 上 和 雄
 社会教育課長 藤 幸二郎
 会 計 課 長 和 田 有 司
 財政課管財・契約係長 伊 藤 勝 義

健康福祉部長 永 田 克 人
 建 設 部 長 富 田 議
 教 育 部 長 松 永 栄 人
 総 務 課 長 松 島 健 二
 政策推進課長 宮 原 仁
 納 税 課 長 児 島 春 海
 地域振興課長 大 藪 勝 一
 産業・交通課長 山 田 純 裕
 環 境 課 長 蜷 川 二三雄
 福 祉 課 長 新 納 照 文
 すこやか長寿課長 木 村 和 美
 建 設 課 長 大内田 博
 学校教育課長 花 田 正 信
 中央公民館長
 兼市民図書館長 吉 鹿 豊 重
 財政課財務係長 平 田 良 富

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 白 石 純 一
 書 記 浅 井 武

議 事 課 長 田 中 利 雄
 書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 皆さんおはようございます。

ただいまから休会中の決算特別委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、各委員からの質問及び執行部からの回答や説明につきましては、委員会の効率よい運営のため、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、審査に当たりましては事務報告書、施策評価、監査意見書、決算審査資料等を参照の上、ご審査お願いいたします。

直ちに審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 認定第1号 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

審査に入ります。

では、決算書82ページをおあげください。

歳出の1款議会費、1項議会費、1目議会費、82ページ、83ページ、84ページ、85ページまでありますので、これについて質疑がありますか。

ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、大変論議になっております議会費関係で、当然市長に権限があります政務調査費が返還されておりますが、当然市長として各会派が調査研究した結果、返還されておりますが、そういう政務調査費の活動内容については市長として返還項目について内容を精査されているかどうかを伺っておきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 政務調査費で各会派ごとに有効に使用され、市民のために、市のために使われているということについては決裁を行っておりますので、その時点の中で把握をいたしております。

また、不用額等々についても各会派ごとに計画を立てられて執行された結果、残として出たものであるというふうに理解をいたしております。したがって、その使い道等々についても有効に、これは他の事業の中で執行残で出ましたもの等についても即その年度に消化するのでは

なくて、繰り越し、そして有効に使っていくというふうなことで基本的に考えておりますので、私といたしましてはこの政務調査費等々についての使われ方については、今現状を理解しておるというふうなことでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、今全国的にも政務調査費の問題について大変論議になっておりますが、太宰府市の各会派の政務調査費の支出は適正であるという形で、市長についても担当部の精査した結果、適正であるというふうに受けとめていいのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろんそのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に入ります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ページ数で言うと84ページ、85ページ、86ページ、87ページ、88ページ、89ページまであります。

質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 資料のですね、まず監査意見書の2ページ、監査をいただいた監査委員に対して大変だったと思います。この2ページの第5の指摘事項中の共通事項としてですね、補助金について不適正な事例が見られると。交付規則等を定めるよう、過去にも指摘していたと。検討を行っているとの報告、交付規則、こういうのが1点があります。ほかの部分についてはありますが。

それから決算審査資料の5ページ。その内容について、どのような部分がかったのかということで資料要求をしましたところ、大きな問題ではないというふうに受けとめておりますが、まず内容1として団体に対する補助金で相当額の繰越金があり、補助の必要性がないと認められると。今後、いろんな形で補助団体の繰越しをどう精査するかというのが1点あると思います。

それから、金額的には少ないんですが、反省会の会費に2万8,300円の支出だとか、こういう部分が出されておりますが、やはりそれと同時に会計課の支出問題についての部分、それからまちづくり技術開発課の部分についてですね、具体的に監査状況が出されておりますが、こういう状況については適切な監査の結果が行われたものと思います。

ところが、決算審査全体の審査に当たりまして、決算審査資料の28、29ページをお開きいただきたいと思います。

国が当然出さなければならない内容について、地方税法の改正に基づいて国の交付税、様々

な部分について、保育料、保育所の補助金の問題についてもそうですが、様々な形で国が地方自治体に対する支出を抑えてきております。

私、これを見ておりまして、地方自治体が今後国の交付税措置、それから国のなさなきやならない負担金、交付金、福岡県の問題についてもそうですが、地方公共団体の財政の健全化に対する法律の概要というのが平成19年6月に出されておりました、健全化財政比率の公表、財政の早期健全化、そして29ページの上段に地方債の起債の制限、地方財政法第5条の特例、それから国の勧告、配慮等、太宰府市が議会でも第2の夕張になるんじゃないかというふうに発言された委員もおられますが、太宰府市の場合はこういう夕張になることは考えておりませんが、今後企業会計を含めて全体の財政公表をしなければならないと、こういう状況があります。

それで、事務報告書の12ページ、13ページを、私決算カードと類似団体を見まして、この類似団体については平成18年度の決算審査中ですが、平成16年度、17年度の類似団体比較カードが具体的に出されております。類似団体と見まして対比を、太宰府市の平成16年度、平成17年度が出ておりました、人件費は他の類似団体と見てそう高くないなという部分がありました。

それから、12ページの下の方に今説明しましたように経常収支比率、財政力指数から地方債現在高というのが平成16年度、17年度の部分が出されております。

そして、13ページを横にさせていただきますと大変小さな数字なんです、今回経常収支比率が真ん中の部分の下の方に、経常経費充当一般財源として118億6,571万1,000円、その結果経常収支比率が100.9%と。ただし、減税補てん債及び臨時財政対策債、こういうものを差し引いた場合については107.5%と大変大きな数が出てきています。

一方、右側を見ていただきますと平成18年度の財政力指数については、平成16年度、平成17年度、平成18年度、それと3カ年平均、平成18年度は逆に見ますと財政力指数は0.712という形で財政力指数については上がっております。平均を見ますと0.678、そうするとこの財政力指数は3年平均では上がっている。単年度を見ると財政力指数というのは1に近いほど優秀な団体というふうに見るわけですが、こういう状況です。

それから、実質収支比率としては4.2%、それから起債制限比率については18%を超えると再建団体に近いという考え方があります。ところが、ここを見ていただきますと起債制限比率は12.9%、一方では経常収支比率が100.9%となりながら、一方を見ますとまだ皆さんの努力によって太宰府の財政についてはやはり今後の事業、こういうものについてはやはり安定できる、市長が私への議会答弁、代表質問にもお答えいただいておりますが、この数字上で見ると実情で見るものの差がありますよ。ところが、私ども議会としてはこの経常収支比率が100.9%になったという、こういう問題を受けとめたときに、やはりこの決算カードというのは大変な大きな役割を果たすものですから、その辺でどういうふうにか考えるのかを。

それから、左の方に人件費、それから扶助費、物件費、維持補修費、補助費等、公債費、現在の太宰府市の基金状態が右の方に書かれておりました、26億4,736万9,000円。地方債の残高

として、まず上の方に238億1,591万9,000円、そのうち政府資金として借り入れが100億9,800円、100億9,831万円、ちょっとこういう部分がありますが、ちょうど半分近くですね。

(「109億8,312万2,000円」と呼ぶ者あり)

○委員(武藤哲志委員) うん、109億8,312万2,000円。だから、国から借りている政府資金、これは繰上償還できませんが、財源的に。ところが、多岐にわたりますが、事務報告書の63ページを。

今言いましたように、大変お忙しい中に担当課が出していただいております。それで、地方交付税の対象になる基準財政需要額算入がここに出されてきておりまして、具体的に公債の元金と利子と差し引き残高が、先ほど言いました金額と合致をするわけです。この中で、特に太宰府市の地方債については、当然国が保障しなければならない災害復旧の問題、それから公共用地先行取得事業債、文化財に44億8,375万円というのは交付税措置を、交付金として出ております。それから、地域改善対策特定事業として元利保障する。それから、議会でも以前太宰府館をつくるときにも国が特別に交付税措置をやりましょと、こういう財政負担もないという形で事業をやってきた臨時財政対策事業債、こういう状況があります。下の表は借入別の残高ですが、こういう決算カードを含めて見まして、全体的に平成19年度の予算がまだ終了しておりませんし、平成20年度の予算編成の中で、まず太宰府の私はこの決算カードを見させていただいて、今後もまだ他の自治体と同じような形で内部努力をすれば経常収支比率は平成18年度で見れば低い、高くなっていると。ただし、今後の努力によっては市長が答弁されたように今後下がっていく可能性はここで数字上の関係、それから特に一番今経常収支比率が高くなっている問題については、特に地方債だとか物件費だとか補助金の問題をどう対応していくかも含めて、予算全般にわたる審査の中で国が今後こういう形で指導してくる問題もありますが、どういうふうに、財政部でも構いませんし、副市長としては財政のプロですから、どういうふうに市長を補佐する形でやっていくのかを考えてあるのか、回答を求めたいと思うんですが。

○委員長(清水章一委員) 今、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費についての質疑を行っているところですが、全体的な項目についてのご質問と思います。そういう意味において、ご回答をいただければと思っています。

副市長。

○副市長(平島鉄信) 資料は頭の中へあるつもりですけども、非常にわかりやすく財政状況を説明していただいて、私が言うことはないようですが、太宰府の決算審査資料の中で28ページのお話をされました。今回の一般質問の中では、また夕張市のようなことはないかというようなお話が出ましたけども、そういうことは決してありません。今後の財政状況の見込みも武藤委員さんから言われたとおりで、力はあるんです。財政力指数は0.7ですから、力があります。今、なぜこんなに苦しいかといいますと、例えば家庭でお家を建てるときはやはり四、五年は、要するに今まで外食していたのを少し辛抱してでも借金を減らしていかなければいけな

いという状態が続きます。そういう状態だろうと思います。

といいますと、市になるのが筑紫地区で10年ほど遅いということ。そのために、新市街地の整備、区画整理事業を約200億円近く使って町の整備をした。あるいは目玉となります九州国立博物館の誘致のために国、県はあそこに250億円というお金を使って館を建てたわけですが、地元の市としては何をどうするのかというところから散策路の整備あるいは太宰府館を観光誘致のための施設づくりをしたということで、まさしくまちづくりを、大きなまちづくりをしたというような状態が今続いております。そういうことから、当面こういうふうには経常収支比率が本当にエンゲル係数でいけば限界まで達しているということです。

しかし、決算をしてみますと、この決算が黒字になっております。4億6,000万円ほどの黒字ということですので、これが夕張市は230億円の赤字だったんですね。ですから、夕張と比較されるのは非常に私としては心外だというふうに思っておりますけれども、そういうことでご安心をいただきたいと思います。

今は、経常収支比率を見てもその財政状況はわからないと言われております。そこで、先ほど言いました28ページをあけていただいていると思いますが、今後は健全化の判断比率としてどういう指標を使ったらいいのかという説明を今武藤委員さんが説明されたと思います。実質の赤字の比率はどのくらいかと。それから、2番目で連結実質赤字比率はどれだけかと。それから、実質公債費比率はどれだけかと。将来どれだけの負担の比率があるのかということをずっと長い目で見ないと、今の時点だけ見ても新築したときは苦しい。だけど、それがずっと有効に使われていけば、借金が減っていけば楽になるというようなことを、いろんなことを考えるとこの4つの指標で見るべきだということが示されております。そういうことで、経常収支比率は今回平成19年度は市長が公約で100.9%を98%にするんだという公言をしてありますので、お約束してありますので、それに向けた努力をしていこうと思っております。

一つは、区画整理事業がもう今年度で終了します。もう工事はほとんど終わっています。今、清算事務に入っておりますので、非常に努力をしていただいて、保留地の処分金が約10億円ほど残るだろうというふうに考えています。しかし、事業を早く進めるために約60億円ほどぐらいの借金をしています。そういうものについては、繰上償還をそれでできるのではないかなというふうに思っています。

もう一つは、政府は渋々認めたのが高金利、今7.3%で最高借りている借金があるんですが、国民の世論に押されてその分についても返してもいいというような法律の改正があつてます。そういうことを整理していこうというふうなこと。もちろん経常的な経費も切り詰めていこうと思っておりますが、そういうことで経常収支比率は少し下げたいと思っています。

そういうことで、今後そういうふうないろんな努力をすれば、この実質公債、今私の方は赤字じゃありませんから、実質赤字比率ではありません。ですから、問題なのは3番目の実質公債費比率、事務報告書13ページの見にくい小さな数字というふうに武藤委員さんがご紹介いただきましたけれども、16.0%、これが18%を超えると再建の計画をどうするのかということを立

てながら今後進めなさいということです、これが上がらないような努力をしていこうというふうに思っています。全体的にはそういう流れで今後の財政運営をしていきたいというふうに考えています。ちょっと長くなりましたけども、そういうことです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃあ、今関連する問題がありますが、決算審査資料の20ページ、これをちょっと確認をですね。太宰府は、積み立て以外にここで佐野区画整理、大変なお金をつぎ込んできたことは事実です。ところが、決算審査資料の20ページに佐野土地区画整理事業保留地処分金、平成19年度末残高見込みでは9億6,456万7,478円。私が資料要求したわけですが、この基金の今後の使途計画としては、これを財政調整資金に積み立てるという回答をいただいております。だから、あそこに対して60億円ぐらいの資金投下をしました、将来は固定資産税が入ってきたりするだろうという形で。だから、今ここの中に積立金としてあるものを財政調整資金に繰り入れるということは、今の黒字の上にある一定の余裕がありますよというふうに受けとめてもいいでしょうか。

その辺ちょっとまず、太宰府市が市民からもつぶれるというまで言われてね、私が弁解するたびに反論されるわけですが。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほどちょっと触れましたけども、ここに約10億円と言いましたのは、非常に努力をしていただいて保留地処分金を、なかなか売れないのを非常に努力をしていただいて売れて10億円になりました。

一方では、事業を進めるために60億円の借金がありますので、毎年10億円ほど今お返しをしています。そういうものについては、借金を先払いしてきたというふうに考えていますので、この10億円を有効に生かして公債費の償還を、繰上償還をして少しでも軽くしようというふうなことで有効に使っていききたいというふうに考えています。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 済いません、ちょっと新参者ですので、簡潔にいきいたいと思うんですけども。ちょっと1点決算書を見ておりまして気になったのがですね、給料の不用額のところで不用額が281万7,109円上がっているんですけども、私がちょっと議員になる前にイメージしていた役所の給与というのは号俸が皆さんあって、その号俸に基づいて当然予算が組まれるというふうに認識していましたので、余り多額の不用額が出るようなイメージはなかったんですけども、なぜこれだけ、200万円を超える不用額が出ているのか、お聞かせいただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） ここで組んでいる職員給与費につきましては、市長以下44名分の給与を組んでおります。予算を組む場合は、あらかじめこういうものがこういう部署に行くというふうな想定のもとに予算を組んでおりますので、実際に張りつけられた職員と予算を組んだ時点

の張りつけ職員との差異でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先ほど、武藤委員の方から出されたこの決算審査資料の2項目にわたる点についても質問していいんですかね。団体に対する補助金等のところですが。

○委員長（清水章一委員） 補助金全体の問題ですね。

○委員（福廣和美委員） はい。ここに2つ内容が揭示されておりますけども、特に2件目の方は自分たちがおるところでありますけども、その後どういう手を打って、もう話は終わって納得済みなんでしょうか。体育の日の行事補助金について。

○委員長（清水章一委員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 監査からこういう指摘を受けておりますので、指摘に従って食糧費、反省会に使った食糧費については指導を行っております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これは個々の会場に対して幾らということを出るわけですよ、体育の日の行事としてね。それをどう使うかという使い道の問題ですよ。

何でこういうことを聞くかという、1つはそこの会場に来たものは全部使い切ろうという、そういうところがあるんじゃないかと思うんですね。だから、各会場、予算を出してもらう。予算に応じてどう使ったかをはじき返してもらうぐらいのことはね、もう今から今後いろんな補助金等もそうですけども、そういう使い方をね、使い勝手悪いんですよ。悪いでしょうけども、そうやってむだとは言わんけども、そういうむだに見えるから指摘をされているわけだと思うんです。こういう使い方をしちゃいかん。こういう使い方をしなければ、それだけ余るわけでしょう。僕はそうとらえた場合にね、何か違う意見ですか。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 体育の日の行事につきましては、6会場で行っておりますが、昨年ですと各会場で36万円ずつの補助金を出しております。もう毎年毎年減りまして、各区の方からそれぞれお金がむしろ足りない、不足分を補おうというふうなところまでなっております。たまたまご指摘をいただいた分については反省会として酒類が計上されておったということでのご指摘でございますから、今福廣委員がおっしゃられるようなむだな、私どもも実行委員会に入っておりますけども、むだな支出については一切ないというふうなことをちょっと補足説明的にさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この問題を長くするつもりはないですけど、別にこのことをね、責めようわけじゃないんですよ。だから、体育の日の行事がむだにお金を使っているんじゃないかと

私が言っていると言われたらもうたまらんもんね。そんなことを言っているわけじゃなくて、そのことについては市政全般ですよ。全般についてそういう、だからこの分に飲食代を充てなければこの分は余るでしょ。じゃないですかね。と僕は思うんですよ、使っていいけないものに使っているなら。しかし、大変な苦勞をしてね、実行委員会では時間がない中に集まっていろんなことをやって、やっているといえども自分も10年間過去体育部長をやりましたからよくわかっていますよ。苦勞しながらこれに充てたと思うんですよ。それは、わかるんです。だから、このことを悪いと言い切ることはできんけども、こういう監査から指摘を受けるとね。しかしながら、やっぱり全部使うという、今課長はそうじゃないんだと。区の持ち出しの方が出てきていると、こう言ってありますからそれもわかるけども、今後についてよくそこらあたりをね、予算の問題ですから、すべての予算をやっぱり切り詰めていかんとですね、むだというのは市が大きい何かぼんとした分だけをむだと思うたら僕は大間違いだと思いますので、積み重ねというのがあってと思いますので、それはそういうことで。

こっちの暴迫の協議会の方はその後どうなったんですか。指摘は受けているけど、そのままですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） 暴力追放推進市民会議の補助金の15万円でございますが、これにつきましてはですね、そこに書いておられますように補助の必要はないと認められると、繰越金が多過ぎるということで指摘を受けておりますが、この分については毎年15万円の補助金があります。これについては、大体この支出は事業費の活動費、要するに街頭啓発のそういった今何人か持っておりますようなバッグみたいな、あれを購入しております。ここ二、三年それを購入していなかったものですから、それがここに上がってきたと思っております。それで、今後は、今年度はまたそのエコバッグというそういうものをつくるようにしておりますので、支出が出るとは思いますのでですね、一応今回はこういう指摘を受けただけでございますので。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、必要だというふうに認識していいわけね。

○委員長（清水章一委員） 総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） はい、必要でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に入ります。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目文書費、88 ページ、89 ページですね。91 ページまであります。

何か質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員）　じゃあ次、3目法制費、90ページ、91ページ。

ございますか、何か質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員）　続きまして、4目広報費、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員）　5目財政管理費、質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員）　まず、92ページですね。その中の2款1項の5目今出されましたが、決算審査資料の56ページになるんですかね。56ページの一番上の方に福岡県市町村災害共済組合負担金として1,000万円支出して残高という形で出されたところ、これは任意と強制がありまして、以前は大変任意の額が多かったんですが、3年前の災害でこの共済組合を取り崩しましたが、まず強制の積み立てというのがあります。それから、任意の積み立てがありますが、この基金の中には一切出てこない内容ですので、これは任意が幾ら、強制が幾ら、この金額がわかればまず報告をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員）　財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富）　今ご質問いただいた分でございますけれども、決算審査資料56ページの方を書いておりますとおり普通納付金、それから任意納付金というふうに分けて出しまして、平成18年度末の残高で4,800万円ほどというふうになっております。

○委員長（清水章一委員）　武藤委員。

○委員（武藤哲志委員）　私の方が出したのは、その市町村共済組合に負担金として1,000万円出しているが、残高を含めたものを報告いただきたいということでお願いしていたんですが、ただ1,000万円ということで今4,800万円、これは任意が幾ら、強制が幾らというのはやっぱり資料部分を見ないとわからないんじゃないかなと。

○委員長（清水章一委員）　武藤委員。56ページ、その下に。

○委員（武藤哲志委員）　ああ、そうか。申しわけない。そうすると、この任意というのは1,100万円で、普通納付金というのは3,683万円、こういう状況で4,800万円。そうすると、これについて任意の納付金についてはいつでも取り崩しができるというふうに受けとめていいですか。

○委員長（清水章一委員）　財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富）　そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員）　武藤委員。

○委員（武藤哲志委員）　わかりました。

○委員長（清水章一委員）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員）　6目会計管理費、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目財産管理費、質疑はありますか。

ページ数からいきますと92ページ、93ページ、94ページ、95ページ、96ページ、97ページまでです。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大田委員さんも大変調査されておりましたが、決算審査資料の95ページになるのかな。いや、違うな。何になるのかな。

（「56ページ」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 56ページ、申しわけない。いきいき情報センター、今回は再三にわたって議会で市民プールの用地の問題については大変関係課努力をいただきまして、用地買収についてはですね。ところが、公共施設でありながら、いまだにこのいきいき情報センターの中に95ページに96万円という地代を払っております。これについて資料要求しましたところ、用地の買収について地権者の理解が得られず買収ができていませんと。現在まで用地の買収について何度も申し出ておりますが、いまだ買収ができておらず、今後も買収に積極的に協議をしていきたいということなんですが、まずこのジャスコがどんな契約をしたのか、ちょっと振り返って見てみる必要があると思うんですね。もともとあれは市が建てたわけじゃないわけですから、ジャスコがどういう契約をして、そのジャスコの契約状況が、太宰府市が取得するときにはそれを継承したのか、新たに太宰府市があつた施設をつくったときにこの地権者と契約したのか、ちょっとその辺の経過が具体的に今までの審議の中にはなかったんですが、当然買収の申し入れ、だからもうあれができてはつきり言って2,000万円近くの地代が払われています。だから、毎年100万円近くの地代を払うような状況をですね、やっぱりその部分を一括で終わらせることによってまた負担も軽くなると思うんですが、ジャスコが建てる時の契約の条件、更地にして戻すというふうになっていたのを太宰府市が用地を取得することによってそれが継承されたのかどうか。買収に応じるというふうな契約状況になっていたのか。この辺の経過が今まで審議の中でありませんでしたが、この辺の経過を再度ですね、太宰府市でこういう公共施設なりの部分で一部借地がされているということについて、再度報告を求めたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 管財・契約係の伊藤です。よろしくお願いします。

ジャスコから太宰府市の方に、用地については買収をしております。今ご指摘のところにつきましては、当初から買収についてお話を相手さんの方にしたというふうに記録の方ではなっておりますが、相手様の方の理解が得られずにその部分、平米的には132㎡です。月に8万円、年間で96万円の賃貸借契約を結びまして、その分の地代ということでお支払いをしております。毎年この分につきましては、賃貸借の契約の更新のときに所有者の方とお会いをいたしまして、買収についてのお願いをしているところなんですけども、買収に応じていただい

ないというところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、わかりやすく言うと40坪ですけどね、どっかその替え地とかね、当然今いきいき情報センターに入るところに公用車などを置いている小さな公園もありますし、ある一定こちらから替え地を、40坪に対してですね、替え地をしたいというのとある一定の金額を出して、そういう条件的なものでも折衝されたことがあるのかどうか。だから、土地をこういう五条あたりですから公有地として交換をしてもらうとか、またいろんな形で太宰府市には公有地もあると思うんですが、佐野の区画整理の用地の一部的な部分だとか、そういうものを見ていただいて、もう一切そういう地代、家賃を払わないような方向を持ち込むというか、そういう方法も考えられると思うんですが、建物の中の40坪、それから今係長さんからわかりやすく説明受けましたが、もう一度この中で大体どの辺、西日本シティ銀行の方の部分でその40坪がもう完全に建物の中に入っているのか、ある一定空き地もあるのかどうかですね。今後の替え地として相手との交渉ができるかどうか。こういう問題もちょっと含めて内部的に報告いただければありがたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 現在、地権者の方からお聞きしてお借りしている土地についてはですね、建物の中にあります。場所的には建物の端っこの方なんですけども、建物に入っておりますので、例えば借りているところを原状に戻してお返しをすると、借りないようにするということとはできないところでありますので、どうしても今後もその土地については借りていく必要があらうかと思います。

今、委員さんご指摘されました替え地についてですけども、今まで替え地についての交渉もされたかと私は思っております。議事録的にはその辺の把握はできてはおりませんけども、ただ今ご指摘のように今後はやはり土地についての買収だけじゃなくて、替え地についてもご提案しながら借地をしているところの買収をということで今後進めていきたいというふうには私は考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 担当課大変だと思うんですよ。それで、できればですね、ジャスコが土地の所有権者と結んだ契約ですね、それから太宰府が競売であれを買収しました。大変今の市長さんが努力をいただいて、あれを競売で落としたときの借地の問題についてはどういう状況で買収をするとかですね、条件的なものがあつたんですが、そういうものをもう一度ちょっと振り返ってみてくれませんか。やはり競売を受けるときには他人の土地まで含めて競売をしているわけですから、その部分についてはそういう他人の土地を買収することについて地代を払うのかどうか。将来買収するという約束事があっているのか。ジャスコが建てるときに40坪の土地を借りて、将来は買収を応じるとか、ジャスコが払ったときの地代が、家賃がどうなったのかというのをちょっと原点に戻らないとね、ちょっと問題の解決にならないと思うんです

が、もうあれからジャスコが撤退する前からの部分とすると20年近くたっていますので、ある一定見直しをしてみる必要があるんじゃないかなと。私も議会で論議はしてきましたけど、そこまで具体的な内容がありませんでしたが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 私が総務部長のときに競売物件として13億円に10万円ほど上乗せして購入した経緯がございます。そのときに、セットといいましょうか、担保からすべてにわたって今の現状のままを購入したと。そして、他に担保がついておったものについては当然ながら除却と、担保を抜いておりますけども、借地の部分だけについてはそのままの中で継承したという分がございます。

また、交渉等についても行って、再三再四にわたってお願いに行き、交渉をしたところで。しかしながら、これには根深い部分が、ここで話すこと、話せないこと等がございます。駅前広場の建設時のいきさつ等々もあって、一つ一つそれをよりを戻していくといいましょうか、もつれた糸をたどっていくというようなことをしないと難しいというふうなものを感じております。しかしながら、今回市民プールの状況等もありました。今後においても同様のケースが出てまいるような状況もありましたので、これについては断固として違う形の中で行うように、新たな第2、第3の部分は出てこないように努力をしておるところです。この件につきましても今もつれた糸をたぐりながら、これは努力する必要があると思っておりますので、いましばらく時間をいただき、そして直接的には、最終的には私出向いて構わないというふうに思っておりますので、折衝をしてみたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 関連ですが、今市長が最初に言われた部分というのは、それ以上言えないのであればあれですけども、いわゆる引き継いだときの約束事がどうなっているのかということが1つと、それからいわゆる最初からこういう形で行く話だったのか、それとも市としてはこれは買い上げるんだという姿勢ですか、そういうことで最初決めて競売で買ったのかどうかという、このスタートの時点がね、どうだったのかということを知りたいと思うんですね。

いわゆる人の土地を勝手にね、ジャスコから譲り受けることはできないわけですから、そこにはその本人がどういう同意をしたのかと。その同意なしにはできないわけでしょう。同意なしにしたということは、ジャスコとその土地の持ち主との約束事がそのままだということになりますよね。そうじゃないとおかしいもん。そのあたりいかがですかね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） ジャスコ跡地を購入したときは、そのままの状態で購入したわけです。そして、担保の部分だけを抜いたというような形です。ですから、当初の計画、考え方は今借地をしておる部分等については、その時点の中で買収をかけるというような形で進みました。同時に、ジャスコ跡地のときについても、1年後だったかどうかわかりませんが、交渉に行っ

ております。出発しております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 現実できるんですか、そういうことは。人の土地を勝手に競売にかけて、ジャスコが売ることできるわけ。

（「違うよ」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） いや、そういうことよ。

（武藤哲志委員「とりあえず個人の分は抵当権設定されてないものだから、だからそこを窓口として別にしなきゃいかんと。ジャスコ全体の土地と建物について宅地の部分は抵当権設定されないのよ。だから、その買収するかどうかという問題が論議になったということなんです。土地貸しとるやつまで抵当権しよったらあんた、心外やから。だから、その辺の、そういうことは考えてないんだから。抵当権は入っているから」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、担当の方が説明しておりますように、やかたっていいでしょうか、建物の中に含んだるわけです。ですから、その時点で除却するも何もできないと。あるがままの借地としてジャスコが借りられておる条件をそのままに継承すると、受け継ぐと、引き継ぐという形がまず前提でありました。そして、その後に市として買収に動くというふうな形の中で方針を立てて、用地交渉に行ったわけです。その中で今言いましたいろいろな問題点等々が背景にあったということです。だからといってそこで終わってはおりませんけれども、ずっと担当は変わっておりますけれども、引き継いで折衝、更新時には今お願いに行っておるというような説明をしたとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ぜひひとつ替え地とか、ある一定の有利な方法で、このままずっといきますと大変な額になりますので、それは今度の市民プールの問題についてはもうとやかく言う筋合いはありませんが、大変ご努力いただいたと。ただし、買収するときには払った金額と同等のような金額になるようなことのないようにね、やはりある一定今の段階で替え地でもしてもらってどっか土地を見てもらうとか、本来40坪について評価額が幾ら、その部分についてこれと同時にある一定の上乗せをすることかというような形でちょっと市長としても担当課の方にご指示をいただきたいなど。ずっと永遠と続くことは、私ども議員としてそんなに長くするわけじゃありませんから、それが何年前からもうずっと行われておったというのは、ちょっと後々問題にもなりそうですので。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） ちょっとわかってある程度お尋ねしたいんですけど、財産管理費のところになると思いますけど、公用車の管理関係のところなんですけど、バスがありますね、もとの市議会と書かれておったバスとか、そのバスの件なんですけど、子ども会とかいろんなところが相談されて断られておると、もう貸し出しをしていないということになっているんですけど、その中で老人会の方からお話が1つあったんですけど、何で貸し出ししないのかということで、その問い合わせをされた方が行政の方に質問に行ったところ、まず1つは市議会の専用バスがありますので、これはいつ持ち出すかわかりませんから、そういうことでいつでも待機しとかないかんから貸し出しできませんということと言われたということが1つと、もう今は、現在は貸し出しをしておりますということで、それでは月に何回使用しているのかということをお尋ねすると月に三、四回の使用しかしていませんと。市議会のバスだけに限らないです。今2台あるか1台あるか、それもちっとお尋ねしたいんですけど。

それと、子ども会とかいろんなところから問い合わせがあつて、それも貸し出しする余裕がありませんということで断られたということなんですけど、老人会としては一歩でも外にお年寄りを出して、年に1回ぐらいのレクリエーションをやりたいので、何とか貸し出しをしてもらえるような方法はないのかということの相談がありました。貸し出ししないのだったら、よそからバスを借りて行かないかんなんですけど、なら運転手代とか経費とか、そういう部分の幾らかは支払っても構いませんので、貸し出しできないかと。民間から借りるよりもはるかに安く上がるので、何とかできないでしょうかというご相談があったんですけど、もう行政としてはそういう決め事をされているから無理だということを私も確かにそれで答えはしましたけど、再度ちっとはつきり答えを出してもらえませんか。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 今のご質問の件ですけれども、マイクロバスは現在2台所有をしております。マイクロバスの運転ですけれども、私の方で業務を委託しております運転者によって運行するということで運行をしております。

マイクロバスの運行ですけれども、市のマイクロバス運行管理規則に基づきまして、現在マイクロバスを運用しております。運行の方法、それから使用許可とかいろいろ決めてありますけれども、その規則の中の第3条に使用許可ということで、その1つに市の機関が行政を執行する上で必要とする場合というのが第1に掲げられているんですけども、今財政課の方でマイクロバスの許可を出しておりますけれども、基本的にはマイクロバスを運行することによって市の業務の執行に役立つのかということを基本に考えておりますので、使用の目的が市の行政の執行に当てはまるかどうかを基本に考えて運行をしております。現に、私の方にも婦人会さん、それから老人会さん、それから区長さん、いろんな団体の方が市の方のマイクロバスを出してくれないかというふうな話があります。あくまでもマイクロバスは公用車でありますので、マイクロバスだけを貸すということではできません。私の方のお願いしている運転手で、マイクロバスを貸し出すんじゃなくてマイクロバスを運行するということになります。

今、運行するときの申請の方法といたしましては、市の方の行政、市の業務ということです。から、どこかの課が関係していると、所管課の課が必ずあるはずだということで、その課を通じましてマイクロバスの申請を出していただいておりますし、また乗車責任者としてその業務、市の業務に関係しますので、業務にかかわっている職員の乗車責任者ということで乗車をお願いをしています。乗車責任者というのは、正職員、臨時、嘱託、それから小学校、中学校の先生の方も含めるところでの乗車責任者をお願いをしているところです。現在はそういうふうな状況で運行をしています。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私もこの件について何度か管財課の方ともお会いをしましたし、お話をして、今の状況、お話は確認しておりますが、市長、現状としてですね、今現業で働いていらっしゃる運転手の方は2名いらっしゃるしまして、うち1名は市長車、特に専用でいらっしゃる。もう一名の方が大型バスの免許を持っていたらいいんですけど、もう一人の方は大型バスの免許を持っていられないという現状の中で、2台一遍にマイクロバスを運転することは、市の今の現状では無理だということを踏まえてですね、今老人会とかは特に社協のマイクロバスを借りてあちこち行かれようとしているんですけども、高齢化が進んでいる中で社協のマイクロバス28人しか乗れませんから、それに乗り足りない。ということは、足りない分を自分たちでレンタカーを借りるなりしなきゃいけないという現状があつてですね、先ほど言われたようにその運行規定があるためになかなか市の方としてはできないということで、レンタカーを借りることによって高齢者の個人負担が皆さん増えるということだったので、もしその1台使えないとか、2台両方同時に使うことができないんだったら運行規定を若干変更することによってもっと使い勝手がよくなるんじゃないかというような意見が出てきたんですけども、そういった見直しについては考えてあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 今、渡邊委員さんの方からお話がありましたが、ある行政区の方と何度となく時間も費やしましてお話をさせていただきました。しかし、今現在マイクロバスの運行規則ということで公用車、あくまでもマイクロバスは公用車でございますので、その中での運行をしておるということでございます。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 運転士の回しがもともと3名おられたんですね、運転手さんは。それで、2名になって、それで議長車、市長車、マイクロバスを2人で運行しておるということで、時々には職員さんが運転をするということで、その間の仕事はとまるというような事情があつて、再三再四私が議長のときにも言うたんですけども、今回は今渡邊委員が言われたように大型免許を持っていない人がおられると。多分、筑紫ビル管理から来ておられると思うけど、どうして大型免許を持っていない人をこちらの方に呼んだのかというのがわからないです。大型免許を持っておられればね、もっと運転士さんの回転ができると思うんです。どうして普通

免許の人をこちらの方にとってもらえたのか。そこがどうしても私はわからんですけど、その辺はどういう経過でそうなったのですか。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） 現在、業務委託をしておりますけども、市長車と議長車とマイクロバスの2台の4台ですけども、公用車の運転の業務委託は1本でしておりますけども、中身につきましては市長車の運転と議長車、マイクロバス2台の運転ということで、金の支出の方も違いますし、市長車の方についてはある程度専門的にそちらの方の運転をしていただいているということです。今、お話がありましたマイクロバスの2台の運行につきましてはですね、運行の中でやっております。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） そんなばかな話があるもんですか。そんなばかな話あるの。そんなら議長車はどうでもいいということになりますよ。市長車は専属でつけておいて、議長車は何で専属をつけないのかというふうな話になりますよ。もともと2人おったんやから、市長車、議長車とマイクロ担当と。それを財政が厳しいから3人を2人にしたんですから。2人で回るから専属の運転士というのはおらんというふうになっていたはずですよ。それは、おたくが決めたかどうか別で、それはもうトップの方で決めたらうけども。それでは、1人でマイクロバスと市長車を運転しなきゃいかんようになるでしょ、運転手は。2人といっても実質1人しかおらんでしょ、市長車専属になれば。それなら、議長専属もつくってくださいよ。そんな議会をばかにするようなことはせんでくださいよ。当然でしょうも。どげん違いますか、市長と議長は。

○委員長（清水章一委員） 財政課管財・契約係長。

○財政課管財・契約係長（伊藤勝義） ちょっと私の説明が不足だったと思いますけども、現在言いましたように市長車と議長車、それからマイクロバス2台の運転の業務を2人にお願いをして、その中でいろいろの行事のときの運行ということで調整をしながら運行を今現在しているところでありまして、ちょっと私の方の説明が不足しまして誤解を与えたと思いますけども。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっとこの事務報告書75ページからの13節15節執行一覧表。この75ページの上から2番目に太宰府市公用車運転業務委託、市長車運転業務として筑紫ビル管理に委託されていると。2人で440万3,994円。だから、ここを含めて今担当課の方としても、村山委員からの質問はあっていますが、これ以外にはいないのかどうか。これが2人分の給与になっているのか。これもあわせてお願いします。

（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） 議長車と市長車とマイクロバスの運転管理業務委託の件でございますが、基本的には市長車及びに議長車の運行については支障がないように常時2名雇用しております。それで、マイクロバス、議長車、市長車3台とも同時に動かすというようなこともありますので、そのときはさらに1名委託会社の方から派遣していただいて対応しているというのが状況でして、市長車の運転、議長車の運転には支障がないように心がけて行っております。以上です。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 総務部長の話やけど、支障がないようにと言われるが支障が何遍も出ていますよ。私は議長だったから、言われなかったけども、議長じゃないから言いますけどね。例えば事務報告書の75ページでは太宰府市公用車運転業務（市長車運転業務委託）と書いてありますね。次の76ページには太宰府市公用車運転業務委託の中に太宰府市役所マイクロバス等公用車と来る。議長車は等の中に入っている程度ですか。議長車という議の字も書いていない。その程度かなあというふうに思うわけですよ、議長というのは。同じ長ですよ。あなたマイクロバスが出て、市長車が出て、急に議長が行かなきゃいかんというときに再三あったときには、事務局職員が運転をして行っていました。そういう場合は、事務局の仕事がとまるんです。急いで筑紫ビル管理から運転者が来て議長車の運転をするということは、少なくとも私が議長の間はありませんでした。そうした支障が何遍もあっています。

以上。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 私が言うた話と今違う話になっていましたので、私の話をまとめてもらいたいと思います。

まず、今マイクロバスは何台あるかというお尋ねをしておりましたけど、その答えがまず返ってきておりません。

（「2台と返ってきた」と呼ぶ者あり）

○委員（後藤邦晴委員） 2台、その2台の中で今そういう議長車とかというお話が出ていますけど、社協から貸し出しがあっているということで、社協はバスが足りないということになっていると思いますので、バスを社協に譲るか、それか時期を見て貸し出しするか、何かそういう方法というものはできないものでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 議会から譲り受けましたバスと、それから市が購入したバス2台ございます。それで、福祉協議会には福祉協議会の運営状況で管理されていますし、市は市の方で管

理していますので、今すぐ福祉協議会の方にバスがないから1台市の分をとというわけにはいか  
ないと思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。7目ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、バスの問題になっていましたが、この95ページに25節積立金の公  
共施設整備基金積立金として4,728万9,759円、これが1点ありますが、決算書の443ページを  
お開きいただくと、太宰府市全体の基金の状況があります。それで、下の方から載っています  
が、今の金額が、4,728万9,759円が積み立てられたということですが、決算年度末現在高は  
894万1,843円、こういう状況になっておりまして、1億円を取り崩して利息として2万6,929円  
の関係がありますが、最終的には現在この積み立てて、4,728万9,759円が最終的には894万  
1,843円、ここの部分についてと1億円の取り崩しとの関係ではどういうふうになったのか、  
ちょっともう少しわかりやすく説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 一応ですね、こちら管財・契約係の方の担当する基金というふう  
になりますけれども、ちょっとこの基金の全体の見方について先に私の方からご説明しておき  
たいと思います。

今、武藤委員の方から言われました決算書の442ページ、443ページの見方なんですけれど  
も、ここが基金には会計年度、出納整理期間というちょっとその辺がですね、一般の市の決算  
状況とちょっと違いますので、見方をご説明しておきますと、442ページ、前年度末現在高と  
いうところが平成18年3月末現在というふうになります。それから、443ページの一番左です  
けれども、決算年度中増減高、ここが平成18年4月から5月末まで、いわゆる出納整理期間の  
増減になります。それから、失礼しました。

（「平成19年」と呼ぶ者あり）

○財政課財務係長（平田良富） いや、平成18年です、平成18年で結構です。

それから、真ん中、443ページの真ん中が平成19年3月31日現在、そして一番右、備考欄の  
ところになりますけれども、これが平成19年4月1日から平成19年5月末までの積み立てとか  
取り崩しの状況になります。

ちょっと基金の場合はこういうふうにして見にくうございますけれども、今質問が出ました  
公共施設整備基金のところだけ簡潔に申し上げますと、今年度4,700万円ほど積み立てをいた  
しまして、平成18年度、経年度で言いますと、平成18年度末で言いますとですね、5,623万  
1,602円というふうな状況になっております。

（「ますますわからんわ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もうちょっと、もう単純に見てよ、この95ページに支出として4,728万  
9,759円を積み立てますよというのは私どもわかるんですよ。その数字がここに載っているん

です。ところが、平成18年度の決算では894万1,843円しかない。その前に1億円取り崩したということになっているんですね。取り崩しもして、その残りは1億891万4,914円から1億円差し引いたこの部分と、この部分に物すごく大きな差があるんでね、本来は4,700万円と894万円を足した金額になるんじゃないかというふうに普通は見るんですよ。ところが、現在高は894万円しかありません。積み立てた金額がこうですと。だから、その辺が見たときにね、積み立てているけど、逆に、金額は減っているなど。この1億円を取り崩したというのは看護学校の跡地のいろんな部分もあって、あそこのために取り崩したという説明があったんだけど、取り崩してなくなったから新たに4,700万円足したんじゃないかというふうに私としては受けとめたんですが、私の間違いなのかどうかということなんです。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 濟いません、なかなかこの表の見方が難しくてですね、申しわけないんですけども、今言われたとおり、委員さん言われたとおり、平成18年度中にですね、1億円の取り崩しを行ったという事実がございます。それで、ここの443ページの決算年度末現在高というのが890万円ほどになっています。これが平成19年3月31日現在ということで、備考欄に入っている分が、いわゆる出納整理期間、この期間に4,700万円ほど積み立てていると。ですので、結局今の残高は幾らなのかといいますと、右の2つの欄を足した金額になります。したがって、足して5,600万円ほどの残があるというふうになります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、下の方の数字は増えるんじゃないかねと私は言いよるわけ。ただし、下の数字は18億円ですか、しかない。ただし、その中の4,700万円は消えとること。基金上では数字上の関係じゃ違うんじゃないかと私が言いよるわけ。

（「それは期間があるわけや」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） うん、期間があろうけど。だから、実質はその部分についてはこの決算カードとのかかわりがあって出てくるんだけどね。だから、もう縦横斜めこうしていかんとわからないというかね、あなた方はようわかるだろうけど、私どもが見たときに4,700万円積み立てたが、現在は890万円しかないよと。これと足していただいたら5,600万円ある。ただし、下の数字は違うと。大体どこに金が行って、どこにどうなっているのかと。太宰府の財政は厳しいですよと言われれば、何かそのとおりのような感じがするなど。だから、実質の年度末、平成18年から平成19年にまたがっているとか、そういういろんなこう、平成17年とかこうあるんだけどね、実質太宰府の財政力はどうかというのは決算カードで出てきます。こういう差がここに出てくるんでね、お聞きしました。

それから、ちょっと委員長。

○委員長（清水章一委員） はい。

○委員（武藤哲志委員） これと関連する問題があるんですが、1億円も出して、ほかのお金も出

して看護学校跡地を購入しました。防災施設としての整備も行いました。備蓄施設。ところが、社会福祉協議会のヘルパーのやはり拠点としてやったわけですが、あれだけのお金をかけて購入した部分については社会福祉協議会から家賃をもらうのか、無償で提供しているのか。これちょっと大きな問題にもなると思うんですが、外郭団体ですし、ヘルパーというのは当然介護料をもらうわけですが、どういう状況に、平成19年度の予算編成の中では社会福祉協議会にあれだけの施設を貸しているわけですが、どのくらいぐらいの使用料をもらおうとしているのか、その辺がわかりましたら参考にお聞かせいただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 現在、看護学校跡地について社会福祉協議会のヘルパーの滞在所として貸し付けを行っております。この分につきましては、建設当時の平成18年度中に、今年の4月から入居したわけですが、入居以降については普通財産貸与規定ということの中で市の貸し付けを参照して約35万円ほどの年間使用料をいただくように話をしておりました。ところが、4月1日に入居したところが、今までのいきいき情報センターであれば光熱水費とか必要経費、電話料のみぐらいの支出負担だけでほとんどの費用負担がなかったということで、いきいき情報センターについては今まで月額3,000円でした。それで、今度4月に入ったところが、やれ光熱水費だとかいろんな費用がかかるということで、とても35万円相当の金額は払い切れないというふうな意思表示をなされましたので、現在もその使用料についての協議を継続して行っています。当面は、今のところ当初並みの3,000円の使用料をいただいております。私の方は一応35万円の使用料をいただきたいということで現在協議中でございまして、10月1日以降、新たに協議を継続していきたいということで今考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっとこれだけのお金をかけて購入してよ、あれだけの建物を貸して、今までは外郭団体だったと思うんだけど、ヘルパーというのは当然介護保険料を払い、介護料を1時間当たり幾らという形で行っていくわけですが、社会福祉協議会の介護はボランティアでやっているとは思えませんよ。コムスンだってあれだけ問題があつて、許可取り消されたように、やっぱり事業として利益を得るための介護をやっているわけですから。しかも、介護認定を受けているところ。今までは3,000円で公共施設を居場所がなかったから向こうを利用させたのはわかるけど、独立したあれだけの大変大きな施設を3,000円で貸すなんていうのは、私にも貸してくれんですか。私、倍の6,000円ぐらい出しますが。私も介護ぐらいできますので。そんな中途半端なやはり行政運営は問題があるんじゃないですかね。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 私もそのような考えで現在協議を行っております。

福祉協議会については、社会福祉法の中である程度助成はしなければならないという考えはございますけど、今社会福祉協議会そのものの年間補助金については7,500万円程度だという

ふうに考えています。ただ、これが年々補助金についても下がっていますので、社協自体の基金も去年から取り崩さなければ運営ができないというような状況になっておりまして、今言いましたように介護保険がただ一つ実施事業の中でも収益を上げなければならない事業に位置づけしております。そういった中でですね、現在やっぱり職員の意識改革が必要であるというところを考えています。やっぱり私がここに来ましてですね、市の職員以上にやっぱり親方日の丸的な考えがどうも職員にあるようでございますので、そういったところを改革してですね、介護保険に力を入れなさいと。まして、今入浴サービスについては、福祉協議会だけしか持ちません。そういったところを何で力強く啓発して介護に力を入れないのかというふうな指導を行っております。それで、平成19年の介護についてはどうも聞くところによると赤字になるような話もありますので、そういったところをですね、十分に協議しながらですね、幾らかでも黒字を生むように財政運営を立て直して、早い時期に使用料についてはうちの考えどおりの金額をいただきたいというようなところで現在協議を進めておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それは今現在の話ですよ。この話をずっと社会福祉協議会でしょったんでしょから、光熱水費とかそういったことはもう事前にわかっているじゃないですか。何で契約するときにそういうことが整うまで契約を延ばすとかそういうことをしないわけ。入った後にお金の交渉したってもう出て行きやせんでしょうが。おかしいよ、どう考えてもやり方がね。3,000円で市は10倍近いお金を要求、無理でしょう。何で最初にせんわけ、それ。何でしてないんですか。わかっているじゃないですか、最初から光熱水費が要るということはわかっていることでしょうが。それをうやむやにしとったわけ。そこがどうもね、説明はわかるけど、そこと結びつかんもん。その問題、部長が言うことはわかるけども、そこと最初の話と全然結びつきがないから理解のしようができません。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 私も当然本年の4月に35万円程度の年間家賃で契約できるものというふうにとっております。ところが、今申しますように新たな経費があるということですね、それと現在の福祉協議会の財政事情を勘案して、市の方も前年並みの補助ということで考えはしたんですけど、平成18年度決算が約1,600万円ほどの社会福祉協議会独自の基金を取り崩さなければ会計が回らなかったことと、平成19年度についても2,000万円相当の基金を既に予算計上して現在の財政運営をしているというような状況の中で、今言いますように光熱水費、上下水道費というのが応分の負担があるということを言われると同時に、現在社会福祉協議会が借りているホームヘルパーのほかにも身障協の事務室並びに会議室等がございます。ここについては不特定多数の人間が使用するということで、社協だけの使用ではないその光熱水費、上下水道費用についても負担するのかという話もございますので、そういったところを整理しながらですね、早い時期にうちの金額についての提示をして、契約を結びたいということ

で現在考えております。よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 127ページをあけてみてください。一番下の方にね、社会福祉協議会に出しているお金、8,910万5,550円ですよ。しかも、あの建物の元利償還として537万5,000円も社会福祉協議会のあの3階建ての建物の借金まで返してやっているわけ。それ以外に、次のページに運営費として7,535万6,000円、総合福祉センターの運営補助として837万4,550円、これ社会福祉協議会全体に出している金額というのは本当9,000万円近い。それ以外の分もあるんですよ。これはこれなりの分はわかるんだけど、早よ言えばコムスンと同じようなヘルパー事業をやっている。これは収入を伴うもの。その伴う事業をやるために私どもに説明があったのは、今の状況の中で対応できない。ヘルパーは今三十何人かおるんじゃないですか。その人たちが1時間当たり幾らだとかね、そういうお金をもらって独立採算でやる施設を、わざわざ福祉活動市民のための介護高齢化対策としてやった施設をね、コムスンが来たらコムスンからは月に100万円とか50万円とかの家賃ははもらえるかもしれないけど、太宰府市の外郭団体は月3,000円でいいなんて、それはほかの、今五条、その中央公民館の前にも介護施設がありますし、いろんな介護施設が太宰府にはありますけど、そことのやっぱり均衡は図らないとね、行政は余りにも私ども福祉活動している、ヘルパー活動している、介護活動しているところとの格差はね、均衡がとれませんよと。逆に訴えられてみませんか。赤字だろうと何であろうと、それはその団体が努力をする義務があるわけ。それをわざわざ太宰府市が大変な金を出して買った施設を月3,000円で利用させるなんていうのは、これはちょっと問題がありますよ。その結果、太宰府の財政が借金を払っていきなきゃいかんわけですから、ずうっと。借金のあんた、利息のあんた、1時間分ですよ。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 予算書の129ページにありますように、確かに社会福祉協議会には年間7,500万円の補助金、そのほかに総合福祉センターの運営費として830万円ほど支出して、合計が8,900万円ほど支出はしております。ただ、先ほど申しましたように社会福祉法人であります太宰府市社協については、市の事業しての日赤とか共同募金事業、そういったものも行っていますし、当然に補助しなければならないというところもあるかというふうに思っています。今言いました介護保険事業については、あくまで自主事業でございますので、今言われるように市内にはたくさんの競争する法人がございます。そういったところを考えれば当然に看護学校跡地についてはそれ相当の使用料というのはいただかねばならないというふうに私も考えていますので、早い時期に協議をいたしましてですね、うちが示します最低でもうちの基準どおりの使用料についてですね、お話をしていきたいということで考えておりますので、よろしくご理解方お願いします。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それが、協議が調わなかった場合にどうするか。いつまでの協議で解決

をするのか。もし、来年度まで持ち越すようであればもう最初の予算から削る、大幅に、それぐらいのことを考えてやらんとこれはだめですよ。税金ですよ。さっき言ったように、税金のむだ遣いというのをこういうところでさせたらいいんですよ。こういうのが積み重なっていくんですよ。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、ここで1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時59分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして会議に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、8目契約管理費、質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 先ほど論議になりました社会福祉協議会の決算書、ちょっと短時間ですが、目を通させていただきました。それで、先ほど担当部長の方から説明があっていましたが、社会福祉協議会の決算書の状況については、担当部長から言われたような全体的な社会福祉協議会の決算上については赤字になっております。ところが、後で確認をそちらの方でしていただきたいと思うんですが、やはりこのヘルパー事業というのは当然国、県や自治体からの補助を受けております。その部分について見ますと、介護自立支援の関係で1,265万8,027円、それから運営費収入として8,399万8,990円、こういう部分と利用者の関係がずっとありまして、見ておりますと最終的には保険料収入としては利用者から4,251万4,447円いただいております。そしてまた、自立支援費等収入として1,265万8,027円、運営費収入総額8,399万8,990円、こういう状況になっておりまして、最終的には当期末繰越活動収支差額、これが2億2,492万8,670円になっております。だから、こういう収支の関係は社会福祉協議会全体として見るのか、介護支援施設として見るのか。その辺の国、県の補助金もありますし、当然利用者の負担もあるわけですが、その介護施設として大変な設備の改築などをやったわけですけど、内部的にはやはり検討した上でね、やはりこれだけの国、県の補助金をもらったり、利用者の利用料の1割負担から2割負担とありますが、やはり3,000円という家賃というのは余りにも収入収支のバランス上は問題がありますよということで、ちょっと内部的にはですね、担当部を呼んで、私が先ほど言いましたように太宰府にもいろんなそういう支援、介護施設的なものとのバランスをとっていただきたいという状況ですね。

太宰府の場合はコムスンが入ってきておりませんでしたけど、太宰府のたくさんの、逆に水城病院だとか丸山病院だとか、様々な形で送り迎えもされておるようですね。そこはそこなりにやっているわけですから、やはり太宰府の外郭団体と言いながらも収益事業を目的としているという問題がありますので、とりあえず決算書を今お借りしてみましたら大変な額が介護に

よって収入が出ている、またそれに対する支出もありますので、その辺は来年の予算の編成にはですね、やはり議会としてここにおられる方も私と同じ意見じゃないかと思うんですよ。1カ月のあれだけの使用料が3,000円というのはちょっと納得しがたいという意見を述べておきますので。

○委員長（清水章一委員） 8目について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9目財政調整基金費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10目人事管理費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと申しわけない。今委員長から96ページ、97ページの部分でちょっとですね、たくさんあります。

監査意見書、まず2ページ。私、市がどういうふうを考えられているかわかりませんが、監査意見書の2ページの上段の2、随意契約について。

平成18年度中の契約状況は、決算審査提出資料によると次表のとおりであり、契約件数1,185件のうち指名競争入札が166件、14%、随意契約が1,019件、86%になっていると。一般競争入札はゼロ、指名入札が166件、あと1号、2号、3号、そのいろんな緊急性の問題とかがありますが、こういう合計が、出されております。

それで、具体的に市の方からの説明としては決算審査資料の30ページ、ここについては後から過去の退職の問題もありますが、まず平成18年度決算認定資料として公共工事にかかわる5年間の平均入札率、最高入札率、最低入札率という問題について出していただきました。平成14年度から平成18年度までですが、まずこの太宰府の平成18年度の平均入札率については89.4%です。ただし、最高入札率ははっきり言って過去の平成15年度よりも少し下回っておりますが、96.8%です。最低入札率は55.7%という形で出されております。

それで、やはり以前も今の入札の問題についてはですね、どういうふうにしていったら一番いいのかということですが、ここで、後からも出てきますが、まず事務報告書の75ページからの13節15節執行一覧表。先ほど、村山委員からも、また後藤委員、渡邊委員からも質疑がございましたが、77ページをあげていただくとですね、やっぱり入札がこれだけの最後のページまで全部わかりやすく具体的に出していただいております。やはりどういうふう to 入札制度を、まず77ページの上から5番目になりますが、庁舎空調自動制御装置の保守点検委託として千代田計装（株）に378万円ですね。そうすると、空調関係でやっているんですが、こういう冷暖房の空調保守点検、これが（株）テクノ菱和、そしてずっと来まして庁舎冷凍機保守点検委託がやはり（株）前川製作所に197万4,000円ですね。

それからですね、次のページの78ページ、下から見ますと庁舎空調設備改修工事、空調設備改修一式262万5,000円、（株）テクノ菱和、こうなっていますが、また戻っていただくと

(株)テクノ菱和にその部分を保守点検してもらって、また改修一式でまたその年に全額出している。初めからもう空調設備一式をしてもらえば、何で(株)テクノ菱和に早よ言えば400万円近くも金払わなきゃいかんかったか。もうそういう分を見ておりまして、いろんな部分もありますが、後からも出てきますが、このシステムの部分についても委託、委託、委託、切りかえ、委託という形でもう本当に出てくるわけですね。これが監査意見書に出されている、早よ言えば随意契約になるわけですが、これを見直すことによって大変な財政の削減につながるんじゃないかと。だから、同じ年に保守点検してもらって、あと全部また入れかえてしまったというんなら、そういうものも検討し直していく必要があるんじゃないかと思うんですね。きちっと事務報告書に書かれていますから。

(「点検した結果、改修工事が必要になったから臨時工事をやったという見方もできる」と呼ぶ者あり)

○委員(武藤哲志委員) うん、まあそらできるけどね。だから、そういう全体的に13節、15節を見ていくと、保守点検をやりました。システムを変更しましたと。そういうのがいっぱい出てくるわけですが、これが債務負担行為になっているからそういう状況になるわけですよ。だから、ここにある指名競争入札が166件、あとは随意契約として1,119件も出てくるという問題がありますから、今後の契約条項についてはどういうふうにするのかということで決算審査資料の41ページ。あなたの方が具体的に方針を出していただいて、41ページの一番上に経費削減のために競争入札を行う必要があるが、今後の考え方についてと資料要求を私させていただきました。そうすると、地方自治法施行令第167条の2第1項1号以外については、随意契約によることとした理由の点検を行い、随意契約によることが適切でないと判断される契約、及び契約の見直しの余地があるもので仕様書等の作成を行うことにより競争入札方式によることが可能であると判断される契約は、今後競争入札方式に移行する必要があります。移行する必要があると言うけど、移行しますにはなっていないんです。だから、ここの中にある13節15節執行一覧表、それから監査委員が指摘していること、それからやはり太宰府の財政をやはりこれだけの13節15節執行一覧表では本当にシステム、今近代化されていますからそういう部分はあるんですが、今後の財政を安定されるためにはここに手をつけない限りには太宰府市の財政の安定は図られないなと思いました。だから、その辺は今後の平成19年度の予算編成に当たってはどのようにお考えになっているのか。見ておりまして、何で保守点検してまた保守点検しなきゃいかんか、見直ししなきゃいかんかというのがありますので、その辺の今後の債務負担行為や契約条項について、やはり競争、だから競争によって最低限をなくすことは余りよくないということもあります、その業者が倒産したりすることもありますから。最低限という問題があるけど、入札の最高額についてはさっき言うように高い比率で落札されている。だから、その辺は今後の入札、債務負担行為、どういうふう考えられているかをお聞きしておきたいと思います。

○委員長(清水章一委員) 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この監査意見書の2ページですが、地方自治法施行令第167条の2第1項ですか、これには随意契約ができるという項目がございまして、第1号につきましては一定の金額、これは太宰府市でも会計規則の中に含めまして、工事請負費の場合は130万円以下は随意契約、委託費の場合は50万円以下は随意契約でいいんですよというのがございます。その合計が633件で、約半数以上がそういう少額の工事あるいは委託費を随意契約しているということで、2号以下それぞれ理由がございまして、それで、その理由が正しい理由なのかということとはここではっきりは言えませんが、担当の立場に立ってそのものを見たときに、やはり2号に該当する、3号に該当するということで、随意契約そのものが予算に大きく影響してくるということにはつながっていないというふうに私は考えています。

それで、できるだけやはり競争入札することの方がいいということはわかっておりますが、やむを得ない理由がある場合は随意契約をしていくことになるんじゃないかなというふうに考えていまして、指摘されますように仕様書等の作成ができるものについては仕様書等をつくって随意契約は少なく、競争入札を増やしたいというふうには考えております。ただ、地方自治法に基づいてやはり随意契約することによって、職員の事務の手續、事務の量が相当削減されますことから、やはり法律で認めてあるものについてはやはりそういう形をとりたいということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、本当に債務負担行為というのが物すごく太いんですね。債務負担行為もいい面もありますよ。ただし、債務負担行為を2年、3年、5年というふうに単年度見ていくのかどうか。それともその業者の部分について新しいシステムに変わっていくんだけど、いろんな業者がおるんで、やっぱりそこは具体的に債務負担行為よりも単年度単年度、やはりほかのいろんなすばらしい企業もあるわけですから、その企業がやっぱり太宰府市がする場合について、まず13節15節執行一覧表の78ページ、ここで見ていただくとその庁舎の保安警備業務委託から防犯、それから清掃、変電だとか、本当にですね、ここだけで7,228万2,671円、それから80ページを出していただくと、この財務会計システム及び文書管理システムカスタマイズ委託とか決算書仕様変更業務委託、ここで1億1,386万9,508円とかですね、本当この金額が、だから財務会計システム及び文書管理システムカスタマイズ委託として一番上に日本電気（株）が157万3,950円、その下の方にNECリース（株）が3,129万7,512円ですね。もう見ておりましていろんな部分があるんだけど、やっぱりここをどういうふうやっていくのかですね、システムだけとかというのはもうあらゆる最後の部分まで出てきます。だから、大幅にね、この13節、15節、これは随意契約としてやるのが財政的に効率があるかどうかというのも、この財政の厳しい中には見直していく必要があるんじゃないですかと。大変貴重な資料を出していただいたことにはもう本当に私どもも13節審議するのにわかるんですが、やはりここを大々的に。このお金というのは、やはり支出することによって一番大きなさっきの経常収支比率の比率の大きな割合を占めるわけですよ。負担金、補助金、交付金、維持補修

費、この中に入ってきますから。だから、その辺は今後どう経費の削減をされるかをちょっと検討いただきたいという形です。その辺はいいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 誤解がないようにしておきたいと思いますが、まず債務負担行為で3年とか4年、5年の債務負担行為の承認を受けるものについては、あくまでもそれは随意契約との関連はございません。債務負担行為は後年度の契約について約束して、毎年毎年契約をしてよろしいかということで議会にお諮りするものでして、競争入札あるいは随意契約との関連は全くございません。債務負担行為をとっておいて、5年間で幾らで請け負いますかというような競争入札になったり随意契約になったりします。債務負担行為をとったからといってイコール随意契約ではございません。競争入札をしているものもこの表の中にはたくさんございます。

それで、やむを得ず随意契約をしているもので大きい金額については、これは電算関係が多いんですけども、電算についてはやはりもともになる機械、コンピューターを導入していただきます。そのコンピューターの部分を決めるのはやはりいろいろヒアリングをしたり、物を見たり、デモをしてもらったりして、複数の人が見てここの機械がいいということを決めてから契約をすると。

確かに契約するときはやはり希望する額、業者側が言う額は業者の言い値であって、市は市の買い値がございますので、そこに交渉というのが生まれてきまして、交渉して行政が納得する金額で契約、これは随意契約になりますけども、随意契約をしているというのが現状でして、その機械についてくる今度はシステムがございます。そのシステムと機械はもうイコールですので、どうしても機械を決めたらその会社と随意契約をしていかざるを得ないというのが現状でして、このやはり電算関係とかもともになる機械があるものについてはやはり債務負担行為をとって、後年の契約の約束をした上で随意契約ということで、随意契約を競争入札に変えることは非常に難しいのではないかというふうに考えています。

それで、随意契約イコール値段が高いということではございませんで、我々はその知識を持って業者が提示する額を交渉して、そして行政側が納得する額まで落としていただいて契約をしているというのが現状ですので、競争入札がふさわしいと言われればそれまでではございませんけども、やはり随意契約によってもやはり有利に契約しているものもあるということで、できるだけ競争入札ができるようなシステムに近づけていきたいとは思っていますけども、やむを得ない事情があるものについてはやはり随意契約をしていかざるを得ないということもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただ、こういうシステムをすると大変な金額がかかるんですけどね、この中には超一流の企業ばかりが書かれているんですね。いろんなところにやはりお願いして、日本電気にしてもNECにしても日立にしても、NTTにしたって素晴らしい能力を持っ

ているわけですから、やはりそういう契約をしよう、システムを設定させようというときに、やっぱりその業者に全部こういうシステムについてその会社がどういう規模でどういう能力があってどういう対応するというのをね、やはりこれだけの大きな、金額的には億を超す金額ですから、やっぱり呼んで、そしてやはり協議をさせるという必要があるんじゃないかなと。私どもがどういう経過でその会社と特殊な技術ですから契約されたかはよくわかりませんよ。私どもにこういう契約しましたというのは報告というのではないわけですから、当然公共事業については事後報告、大きな金額については議会の承認になりますけど、やはり今後の財政支出をしていく上では大幅に見直す必要があるんじゃないかなと。だから、何社かそうそうたる企業もありますし、しょっちゅうテレビのCMに出ておりまして、今コンピューターについても本人以外は使えないこの指紋認証制度とかですね、いろんな部分が出てきているでしょ。だから、やはり次から次にシステムは変わっていきますし、以前も皆さんが学業院中学校や各小学校、中学校に入れたコンピューターが、3年もしたらもう対応できませんよと、こう言われてね、新しい施設に変えなきゃいけない。そのときに、投資した金額は物すごく大きな金額ですよ。

だから、ここで見ておりまして機能が次から次に制度が変わっていく、国も国民健康保険の問題でもそうですが、退職者医療制度が入ってきて苦労した。今度は、後期高齢者医療制度が入ってきて年金から天引きされる。また、その都度システム変えなきゃいかん。もう本当次から次に出てくるわけですが、そういうこのシステムに対応するためにまた多大な金を出さなきゃならないという問題もありますし、内部的なやっぱり協議が必要じゃないでしょうか。見直しをやっぱり行っていたきたいと。

私、今ここに出されていることについては大変だなというのはよくわかりますから、今後の課題としてね、お願いをしているところです。

以上です。

それから、次のこのページの中に、委員長、いいでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一般質問もさせていただきましたが、決算審査資料の30ページ。

やはり市長としても再任用者が今後あるということで、ここではですね、来年度10人の優秀な職員が退職される。平成23年度まで合わせて67名、この人件費が大体1億3,188万円です。1億3,000万円を超えるという金額になるんですかね。こういう職員採用、再任用がどういう状況になるかわかりませんが、これだけの職員が少なくとももう平成30年には職員の3分の2ぐらいが退職近くになるんじゃないかなあと思うんですが、やはり市長の私の質問に対して雇用によって一生涯の人件費というのは以前から2億円から3億円かかるというふうに言われておりまして、その2億円、3億円の場合はそういう施設の利用料だとか衛生費の関係だとか共済費だとか退職金の積み立てとか様々、本人に渡す金額がそのまま2億円、3億円じゃないと思うんですけどね。ある一定これだけ67名も退職者、これはやはり再任用を受けなかった場合

は、やっぱりそれなりに補充をしていく必要があるんじゃないかなと。

以前も市長さん、総務部長さんもされたこともありますし、私どもの議会に職員採用を再三当時の市長さんや助役さんが議会に承認を求めてきておりましたが、今全くそういうものがなくて保健師さんを1名だけということですが、私どもとしては職員採用はぜひひとつ将来の問題もありますが、早急に前回ではまだ具体的な採用は明らかにされていないということですけど、早い時期にやはり採用計画を明らかにしていただきたいなということです。

（「よし、わかった」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） どういうふうにわかったの。私が質問しよるんだけど、どういうふうにわかったのかな。

○委員長（清水章一委員） 答弁はありますか。

○委員（武藤哲志委員） どういうふうにわかったか説明してくれんね。私はようわからんから聞きよる。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） さきの一般質問の答弁でも市長が申し上げましたように、事務量がどうなっているのかというものをまずつかんで、職員数が何人要るのかと。職員数がかなり落ちてきておりますけども、これは民間委託がかなり進んだ。学校の調理員さんあるいは保育所の委託、そのほかいろんな事務を電算化して職員数を増やさないようにしたとか、そういうものが人数の大きく減った原因だろうというふうに考えます。

それで、今市の職員でやらなければいけない事務というのは必ずございますので、その事務が何名程度必要なのか。ですから、一番減ったのはやはり職種で言いますと行政職2というんですかね、給料表で言いますと単純労務の職員が一番減ったと。そこで、委託しましたので、事務職の方に振りかえたという職員もいますので、事務的な職員についてはやはり減るのは減っていますけども、随分この数字が減ったまでにはその職員が減っていないというようなところもございます。そういうことからどれだけの事務量があって、どれだけの職員数が要るのかということを再度検証していかなければいけないというふうに考えています。

前回も議会の方で一般質問の中に若い人の能力をやはり注入して育てていく必要はあるんじゃないかと。それはもう市長はそういうふうに思っておりまして、今はそうだけでも、財政再建を考えた上での判断もしなければいけないということもございますので、事務量を確かなものにはかりまして、そして職員採用を早期に導入できるような体制であればやっていきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） わかりました。

それとあわせてですね、決算審査資料の中の31ページに全課にわたりまして嘱託職員が総務部、それから各課にわたって出されておりますが、当然今31名も職員の方が退職や亡くなられた形でしておりまして、この部分についても来年度その足りない分について、今職員採用が行

われない場合はどうしていくのかという問題と、またある一定その見直しも行う必要があるんじゃないかと。特に、32ページにこの五条保育所、都府楼保育所はこの当時入っておりましたけど、この南保育所の部分、今度市長の方針としては定数を上げていくと。こういう決算状況見ますと、嘱託職員としての賃金額も大変大きな金額なんですね。こういうある一定、内部的に検討をし、増やすところは増やしていかないと今の職員は対応できないと思うんですよ。だから、平成19年度のこの臨時、嘱託、派遣会社もいろいろありますが、現在のところ要望、平成18年度の結果は出ましたが、今は平成19年度。来年度の予算では臨時、嘱託あたりは大体どのような状況に考えようとしているのか、やはりこれも抑えようとしているのか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成20年度の臨時、嘱託等につきましては、まだそれぞれの要望をとっていませんし、ヒアリングも行っていないので、まだはっきりしたことはご回答できません。ただし、やはり職員数が採用試験していない関係上、やはり臨時とか嘱託でその業務に対応してきていることもございますので、その辺職員の採用、それから再任用、それから臨時、嘱託あわせて調整していきたいというふうに考えています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一番私の問題点としては、あなた方には職務権限があります。ところが、臨時、嘱託については職務権限がないんだけど、どの範囲まである一定起案をさせて事務を省略し、早期に決裁ができるようなシステム構築ができないかどうかです。臨時、嘱託の場合は受け付ける。ただ、その決裁は当然公務員がしなければならないんですが、直ちに対応できるような起案、決裁を求めることまでできるような、そういう機能というのは持たせることができないかどうか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 臨時、嘱託においてもですね、やはりコンピューターを操作しまして、支出伝票の入力をしたりという事務は補佐的に行ってまして、職員のかわりを十分務めていただいております。

それで、そういう事務の補佐ですからそういうことは行って、あとやはり決裁は係長、課長、部長というふうに、多くが電子決裁ですので、コンピューターで自動的に上の層に上がっていくというシステムですので、それを立ち上げるのはやはり今嘱託、臨時でも十分対応しているというのが現状です。

（武藤哲志委員「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、2款総務費、2項企画費、1目企画総務費です。

質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 濟いません、このIT推進費のところにあります印刷製本費なんですけれども、こちら平成17年度もですね、1,400万円、平成18年度も1,300万円という印刷製本費が入っているんですが、これは具体的にはどういったものに使われているんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） この印刷製本費関係につきましては、例えば納税通知書とか、選挙関係であれば入場整理券とか、それからそれぞれの各申請書関係、そういった部分での印刷製本ということになります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 濟いません、先ほどいわゆる随契の話の中で電算関係が出てきたんですけど、おっしゃるとおりでシステムに非常に依存した、ソフトがですね、オリジナルのソフトですからそうなっていくと。ですから、もしいわゆるここで価格競争させるようなことになると買う側、この場合自治体が大変本気で取り組まないとですね、なかなかやれない。しかし、やはりそういうノウハウとか知識というのはなかなか手元にないから、以前私提案でCIOを導入してはどうかということでいろいろお答えがあったんですけど、その後何かそんなふうな将来にわたって検討していこうというような話とかはありましたでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） 委員さんがおっしゃいましたように、嘱託職員でも電算関係ということでそういったことになれた方を採用したらどうかというふうなことがございました。一方で、市の方の電算担当職員、こちらにつきましても長年経験をしてきておりまして、そういった部分である程度のノウハウは持っておるかと思います。そういった中でも他市の状況等も見ながらそういった職員関係、新しい形で導入する必要があるというふうなことになった時点ではそういったことも対応していきたいなということで考えております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） いろいろ、いろんな自治体の職員とかですね、また専門のそういうふうな何かマネジメントをやっているような業者なんかが集まる勉強会というのがあるんですよ。私も出ていったことがあるんですけど、そういった中で今いわゆる団塊の世代といいますか、本当に日本の電算を支えてこられたような方がフリーになるような方も多くて、ぜひそういった方を活用したらどうかというふうな意見もいろいろ出ましたので、参考までに。わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目市史編さん費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目まると博物館推進費について質問はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 104ページ、以前から出ておりました歴史と文化の環境整備事業基金として6,492万6,350円、この基金の積み立てがなされております。

それで、443ページ、この歴史と文化の環境整備事業基金として4,349万4,697円が取り崩されて新たに6,492万6,350円。それから、ちょっと私も何かさっきの部分で、何か資料としてどういうふうに使われたかというのは事務報告書の中にちょっとあったと思うんだけど、何ページやったかなあ。だれか教えてくれんかね。何ページにありましたかね。この支出の内容の内訳を。事務報告書にはない。

（「決算審査資料」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） ああ、決算審査資料。

それで、基金として積み立てられていますが、まずこの内容が全体的に市民に知られていないと。歴史と文化の環境税としていただいた。議会ではブランド創造とかですね、観光マップの作成からサインから天神様ほそみち事業からずうっと4,349万4,697円。さっき基金の取り崩しと合うわけですが、ある一定請願も出ておりましたが、こういう事業を行ったというのはやっぱり知らせていく必要があるんじゃないかなと。

この前、大分私も批判を受けました。おまえたちは議会がよく知っているだろうと。おれたちはどんな状況で使われているか知らないよというのが出されたんですが、ある一定こういう活動をされているというのは今後オープンにしていこうというか、知らせていく方法は何かないかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（神原 稔） いろんな事業をやっているわけですが、今現在例えばですけど、観光マップ等チラシとかをつくりますと、パンフの片隅にですね、これは歴史と文化の環境税を使いましたとか、そういうのをもうこの事業の基金を充当した事業についてはそれを明示するといえますか、努めて書いております。それから、いろんなイベント等もあるわけですが、それについても歴史文税を使ってやっていますというようなことを周知している段階です。今後につきましても、さらに周知といえますか、していかなければならないとは思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） やはりこの内容を見ておまして、事業と、それからその事業の収入との支出の関係で、入ってきた金額以上に基金にも積み立てているというような見方もできるんですが、まずこの部分でこの事業者、今特にコインパーキングになっているんですね。以前24業者の中でコインパーキングにするともう人事管理は要らないと。コインパーキングの利用状況を見ればわかると思うんですが、そういうコインパーキングに対する設備補助なんかされ

ているのかどうか。そういう事業者の理解を得るためにこういう事業の内容ですね、平成19年度まで書いていただいています、この6,000万円のお金の中で事業者のためにどのくらいぐらゐの支出をしているのか、それからコインパーキングの設備にするのにも援助しているのかも参考に教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 事業者へのコインパーキング関係については看板等だけの支出で、機械等については支出いたしておりません。現実的に最近新しいのができましたけど、既存の部分については責任を負わないかんということです。ただ、既存の部分は責任を負いますけど、今何件か新しい部分ができていますけど、その部分についてはあくまでも看板だけ設置をするということです。

それと、あと事業者へについては施設整備補助金という形で補助金を一昨年が600万円、今年が400万円程度で1,000万円ちょっと支出いたしているところでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） これはある一定そのコインパーキングにすることについて、今後補助金を出すような内部検討を事業者組合とも協議をすると。それから、もう今設置しているところはどうするかとかですね、やはり人件費というのは大きな役割を果たすんですが、もう無人で管理していただければ済むことですので、そういう対応が考えられないかどうか。

天満宮の場合はなかなか難しいと思うんですが、ほかの事業者、そしてその、今1,000万円近く出しているということですが、そういうこの設備補助というか、看板は環境税についてのご協力をくださいという状況ではですね、あれですし、その辺をもう少し見直す方向で協議は可能かどうかですよ。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 駐車場協会は、協会事業者みずからで協議した上でつくってありますので、とりあえず協会に加盟していない事業者もあります、国博とか西鉄さんとか。そういう関係で、事業者の事務局へは新しい事業者が入った場合には加盟促進をするような形で事業者の事務局、協会長さんとは話している状況です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今さっき言われた整備補助金の使い道はわかるんですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 平成17年度がこれは前回報告していますけど、急に雨が降ったときの来訪者への傘を購入して貸し出しをされてあります。

平成18年度は、現在聞いている状況でありますと車いす30台、結構高齢者も多くて駐車場で車いすを貸してほしいという話があるそうです。それと、消火器、車の火災等が発生したこと

はまだないんですけど、そういう部分も考慮して協会で話し合われて現在車いす30台と消火器22本ですか、を購入されている状況でございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ですから、それは市がかかわっているんじゃなくて協会の方でそういうものを協議しながら自由に使っているということでもいいわけですね。だから、市は関与してないでしょ、その使い道にはね。だから、約2年間で1,000万円、こういう補助金をこの歴史と文化の環境税の中から出しているわけね。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 歴史と文化の環境税の中から支出している状況でございます。

すべて補助金については協会の会員さんで話されて、使途を決められている状況です。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） この平成18年度の事業内容、それから平成19年度の事業内容、これはもう平成19年度の方についても予算として認めているわけですけども、今武藤委員はこれを知らせた方がいいと言われましたけど、僕は余り知らせん方がいいかなあと、知らせるといろいろとまずい、私がまずいと思うだけですが、要するに本来の歴史と文化の環境税の使い道とは何か違うような気を以前から当然私は持っていますし、この中で一つお伺いしたいのは、このブランド創造協議会というのがありますよね。これはもう例年毎年毎年のこの支出になっていくんですか。今からも、その予定としてですね。いつをめぐにこのブランドを創造して何かができるのかどうか。そういう期限があつてしかるべしと思いますが、その点はいかがですか。

（「委員長、ちょっと関連」「まず、ちょっと回答を求めなよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（神原 稔） ブランド創造協議会につきましては、市と商工会、太宰府天満宮、それから観光協会とこの4者でつくっているわけですが、太宰府にある本物といいますかね、歴史資源、文化資源を広くPRしていこうということでつくっております。何かブランドができてそれで終わりというんじゃなくて、これは未来永劫というのはちょっとおかしいですけど、さらに太宰府をPRしていく、天満宮だけじゃないよというのをPRしていくというようなことを考えておりますので、今のところ継続して続けていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） こういうこと言うたら誠に今言われた4者に対して失礼かもわかりませんが、無理でしょう、多分。今までもさんざんやってきたんじゃないの、これは。本当にね、本気でやるならその4者以外に違う人が入ってしかるべしと思いますよ。もう今言われた、極

端に言えば今言った天満宮、観光協会、市、そこが外れてつくった方ができるんじゃないの。僕はね、そう思いますよ。だから、期限を切って、その結果をね、見せてくださいよ。来年度にはここまでこういうものをやりましたというね、今までとは違うものを、もう今までさんざん言ってきたでしょうが、そういうことは。何か違うものをね、つくるべきじゃないんですか。何かね、今まで同じようなことを聞くけど、何もでき上がらん。でき上がっても実効性が何もないというね、誠に寂しい限り、このことについては。もう批判を受けてもいいですよ、言いますよ。その4者抜けて外部の人にさせた方がちゃんとできるんじゃないの。そう思いますよ、これ200万円毎年毎年出すなら。僕はもうそのことだけ言うときます。怒られても仕方ない。

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 私は福廣委員とちょっと少し違うんですがね、事務報告書の19ページにこの太宰府ブランド創造協議会のことが書いてあるわけですがね、この4者、これは環境税を納めていただいております天満宮も入っているんですね。そして、太宰府古都の光をやってあって、これはかなりの市民にも喜ばれているんじゃないですかね。今年はまた25日にちょうちんを200円で買ってくださいという、そういうような催しもあっておるようですが、私はこの催しはいいと思うんです。そのほかに問題になっている観光土産品がどのような形でこのブランド創造協議会でつくられていっているかと。これ技術者がおられるのか、そこだけでいいですわ。

（「関連がありますので、いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今、安部委員の方からもありましたけど、今ブランドの商品が出回っていると思うんですけれど、今控室の方にもおそうめんとか岩塩とかあるんですが、それは今この4つの観光協会さんとか、そういうところがつくられて、どのルートを通して販売されて、その販売した実績、例えば売り上げが何個売れてどれぐらいありましたよとかというのはあるんでしょうか。

と申しますのも、昨年多賀城市のあやめまつりの折にお線香だったと思うんですが、それを多賀城に持って行って販売した経緯があります。それと、逆にまた太宰府市の政庁まつりで昨年そういうものが売られておりました経緯がありますが、その辺はもう本当に個人のその収益なのか、その辺がちょっと見えてこないんですけれども、ちょっとあわせてご説明願えればと思います。

○委員長（清水章一委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 特産開発の分でお答えいたします。

今言われました、まず献上岩塩のことにつきましては、製造は九州電力の天草発電所でございます。その塩を利用いたしまして、献上岩塩として販売する分、献上岩塩が入った例えばそうめんという製品になる場合はすべて観光協会を窓口として、観光協会を経由して販売とい

う形になっております。

まず、その販売ルートでございますが、塩につきましては基本的には参道です。天満宮へは、献上の塩が年間60kgぐらい行っておりましてですね、もうこれは天満宮でいろんなものを使う塩はすべて献上岩塩という形になっております。それ以外では、あと販売ルートといたしましては基本的には太宰府の参道周辺がメイン、その次にはルートとしては今岩田屋さんですね、岩田屋さん経由で伊勢丹、次のステップで三越ですか、その辺に流れていくところで今ルートとしては開拓をいたしております。

次に、そうめんにつきましても同じようにそのルートをつながって三越あたりまでですね、販売するということで先日も打ち合わせは行っております。

それ以外にそうめん及び、今経過途中でございますが、ラーメンという形も出てきておりましてですね、そういうふうになれば今度は九電産業そのものが、もちろんすべて参道で売って、そしてデパートでも売るという形でこの献上岩塩を利用した製品はすべて観光協会経由、そして一部は観光協会へ何%かはですね、経由して落ちていくという流れだけをつくっております。現時点ではそれで販売ルートを広げております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もうちょっと本当ね、発想を変えよう。それはもう長い歴史のある梅が枝餅というのは必要だと思いますよ。ただし、その岩塩とかいろいろあるけど、皆さん方ももう行ってわかるように、ああいう湯布院だとかね、行くともう本当もう店がいろいろあるけど、今の参道はね、もう外国品の1,000円、もう1,000円、1,000円と言って、もうそういう状況で、以前議会と天満宮との協議も行ったんだけど、全国にないすばらしい国立博物館があったり、見るものもある。こういうまると博物館構想としてゆっくり回ることもあるんだけど、この太宰府にははっきり言って買うものと食べるものが不足していると、こういう指摘があって、私どももそのことについては受けとめてきたんだけど、やはりぶらっといろんな店に入ってみて過ごしてもらおうという、こういうものがないんですよ。だから、やはり窓口やテントみたいな1軒半の部分ぐらいでも構わんだけど、いろんなものが、店があつてね、その中に入ってみてみるということ。あの参道を見てね、もう外国の方々のために1,000円、1,000円と、もうこんな店ばかりじゃね、やっぱり太宰府のこの歴史と文化の町に余りふさわしくない。だから、もう少しちょっと、せっかくこんなお金をかけるならば、やはりゆっくりと探索してもらおうという方向をね、やっぱり市も援助もしないと任せ切りじゃ難しいなというような感じがしますね。

だから、湯布院行ってみませんか、あの人通り。もう買う買わんは別としたって、馬車に乗ってみたいとかね、もう宝満山に登ってみたいとか、そういうイベントをやったり考えんといかんのじゃないですかね。そこら辺を検討してみてください。もう回答は要りません。もう私はもう塩でいっぱい。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 先ほどのご答弁の中でその収益は観光協会の一部になるというご答弁のように聞こえましたが、再度ご答弁お願いしたいことと、この200万円は200万円で毎年出ているんですけども、先ほど武藤委員の方もおっしゃいましたけど、太宰府館でこれが販売されているのは存じ上げております。でも、その縦の線で参道の方で今おっしゃったように外国の方が多うございますので、例えば小鳥居小路をもう少し活用なさって、その辺の太宰府館を拠点とした誘導路ですかね、結局観光客が縦の線だけしか行っていないみたいなんです。それを横に流すというのはもう最初から市の方も構想の中には織り込んでおりますので、その辺もしっかりと踏まえたところで、そしてまたその太宰府でのブランド商品をですね、デパートで売っているとかおっしゃいますけども、太宰府の参道だけではなく、太宰府の市民が知らないんですよ。こういうものができたというのをたまたま夏休みで役所に来なかったもんですから、9月議会前に来ましたら、あら、こういうのもできていたんだねと思うぐらいのPR度がちょっと少ないんじゃないかなと思うんですよ。だから、その辺に200万円お出しになるのであれば、その収益がそこだけに行くのではなく、また何かの形でですね、太宰府の発展のためにできるような工作、何というんですか、何か案がありましたらどうぞよろしくお願いいたします。これだけは太宰府にあるものということをですね、PRしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。そこのご答弁も再度求めて終わりたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ご質問のこの事務報告書の中の太宰府ブランド創造協議会と、その現在やっている特産品の開発とは今現在は別個でございまして、このブランド創造協議会というのは以前も説明はしたかと思いますが、例の歴史と文化の環境税の問題でいろいろ議論をされている最中に、この4団体が知恵と汗を一緒にしながら太宰府の本物のブランドを何とかしてつくり上げようよと、歴史と文化の環境税も一緒になって議論をしながらこのまちづくりに貢献したいという約束から立ち上がった協議会なんです。

それで、現在このブランド創造協議会で何をしているかといいますと、やはりそれぞれ4団体が持っているいろんなノウハウを含めて新たなブランドをつくろうということで、一つを立ち上げたのが平成18年度から始めました古都の光という壮絶な一緒にやっている事業なんです。これは一つのソフト事業でございまして、今後も機会あるごとにこういう会議をしながら、それぞれ新たな太宰府らしいブランドをつくり上げようということで日々議論をしております。

その中の一つの事業の提案としては、例えば映画のロケを誘致しようよとか、例えばですね、そういう意見も出ていますし、また現在先ほどの意見の中でも梅が枝餅だけのみならずですね、また新たな本当の太宰府らしい特産品、名産品を提案しようよという話も実際やっています。

それから、あわせて太宰府館を大いにまた活用しようよとか、あるいは小鳥居小路をあわせて

一緒に回遊性を持たせたりというふうなこともそれぞれの立場で提案をしながら、その事業計画の案を練りながら今現在も進めております。

特産品についても、市だけではなかなか特産品というのは開発できませんで、やはりいろんな事業者の方、関係者の方たちと一緒に太宰府の特産品、新たな商品の開発ということで、例えばそうめんの話ですとか塩の問題とか、市がきちっと中に入ってそういう団体と提携をしながら、観光協会を中に入れながらやっているというのが状況なんです。一つの窓口として、市が直接その特産品の売上金をもらうわけにはいきませんので、観光協会という団体の中に入れながら、その売り上げの何%という約束の中で観光協会の収入源にさせていただくと。近い将来、今現在観光協会に市から三百数万円の補助金を差し上げていますけども、それらも将来的にはなくして、逆に市の方に支援をしていただくというような形をとりたいという思いを抱きながら現在進めております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時14分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして会議に入ります。

2目市史編さん費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目まるごと博物館推進費について質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目交流費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目女性政策費について質疑はありますか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 男女共同参画推進委員運営費についてお尋ねします。

同じようなことを予算委員会でもお聞きしたんですが、そのときはたしかいわゆる相談とか苦情処理の申し立てですね、これについてはゼロ件だったというふうに記憶しているんですが、その後今までの状況をお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 昨年の4月1日から男女共同参画推進条例が施行して、市の方に苦情の申し出ができる。それから、民同士の人権侵害における申し出ができるということで条例が制定されたわけで、今現在もう1年半ぐらいたちましたけれども、太宰府市としてはまだ相談件数がゼロ件ということになっております。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6 目地域コミュニティ推進費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 決算審査資料の 1 ページにですね、大変今度の事務報告はもうページ数があちこち飛んでいるんですが、県下の中でもいち早く市の職員の提案によってまほろば号をやっていただきました。そして、当時は国から補助金をいただいてやったんですが、その後全国各地で交通機関が路線廃止を行いました。そういう状況の中で、具体的な交付税措置は把握できていないというのが一つありました。

それから、事務報告書の 21 ページ、ここにわかりやすくですね、利用者は一般が 46 万 7,592 人、1 日平均 1,312 人、運行経費が 1 億 4,158 万 674 円、運賃収入としては 4,702 万 8,288 円で、市の持ち出しが 9,455 万 2,386 円となっておりますが、こういう状況で、まず交付税算定ができなかったかどうか。それから、今後やはりいろんな要望が出ておりますが、祝日のダイヤの減便、最終運行時刻の見直し等を含め、運行経費の削減に向けて検討していると。それから、収入増の方策としての意見と、それから乗り継ぎ等ということですが、以前から各委員からも出されておりますが、今後どういうふうな形に、ある一定議会全員協議会でも説明がございましたが、こんなに具体的にですね、回答いただいているのは初めてなんですが、今後の計画的なものが内部でどう検討されているのか。この 9,455 万 2,386 円、できれば西鉄の方を退職された方ですね、60 歳で退職されて 5 年ぐらいは西鉄から再任用な形で運転士さんを派遣してもらおうと人件費も安くなるんじゃないかなというような考え方もあるんですが、どうこの経費の削減を行うのか。交付税の削減ともう本当市長から本会議で回答をいただいていたが、この辺を含めて大きな見直しが必要だと思うんですが、回答いただきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 交付税の問題ですけれども、いわゆる平成 10 年 4 月にスタートした時点は、全国でも例が少なかったということもありまして、運行経費の 80% を特別交付税で差し上げますという話でした。その後、毎年いわゆる利用者数が増えてまいりまして、全国的にもそういう事例が増えてまいりましたので、それらが、はっきりした理由はわかりませんが、大方そうした理由でその交付税が 8 割から 7 割、5 割というふうに減っているということが情報としてはつかんでおりますけれども、それは具体的な数字としては財政当局の方もはっきりした数字は持っておりません。

それから、もう一つの今回の見直し、いわゆる経費節減も含めた内容につきましては、過去にも最近でもいろんな議員さんあたりからもご質問なりいただいておりますので、大きな視点としては 7 つの柱で見直しますというのを報告したかというふうに思います。

今回、この資料にも載せておりますように、今現在のダイヤは、例えば内山から市役所前を通って都府楼駅前を通って水城に行ったり大佐野に行ったりと、いわゆる長い距離で一本線を

結んでおりますので、市民からのいろんな要望、苦情として時刻が読めないとかいろんな問題がございましたので、いろんな意見を聞きながら、大きくはいわゆる地域巡回型、コンパクトコースに見直そうということを考えております。

例えば西鉄の都府楼前駅を一つの起点として、あそこをキーステーションとして水城回りが1つ、大佐野回りが1つ、内山、北谷方面が1つというふうな、いわゆる区分分けした短い地域巡回型のコースをつくってみようというのを基本として今回の大きな改正を行うという目標を持っています。

それから、やはり利用者の少ないコース、あるいは始発、終発の見直し、それから乗り継ぎ制度、るるあるんですけども、そうした形で時期的にはできますれば今年じゅうには何とか仕上げて、その改正のスタートをしたいという方向で今現在西鉄を含めながら関係機関と協議を重ねております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 皆さんその施策評価というのが配付されていると思うんですが、大変この太宰府市の行政内部としてはいろんな施策、これがどう評価があったというか、大変すばらしいものですね、2年前から配付をされておりますが、54ページ、ここに交通体系、公共交通網の整備充実ということで施策評価の部分が産業交通課から出されておまして、平成16年度から平成22年度までの部分で具体的に出されております。

それで、私もこれを読んでおまして、まず一番下の方の6項目、この施策に対して関係者、住民、議会、事業者対象、利害関係者からどんな意見要望が寄せられていますかということで、以前も市長の公約にもありました新規路線の問題、利用者の拡大の問題、パーク・アンド・ライドの駐車場の部分だとかですね、それから右側の方に施策の成果実績と効率性に関する市の取組総括として、コミュニティバスの効率的な運行を図るための運行ルートや便数、運行時間などの見直しを行うと。新規路線の開設については地元と協議しながら調査、研究を行うと。本当に具体的な成果が出されておりますが、一番大きな問題としてはこの西鉄東口の乗り入れができないかどうかです。特に西鉄の駅の利用者がですね、このコミュニティバスを、筑紫野市に入りますので、だからその部分がここの中に抜けているんですよ。だから、西鉄二日市駅に今のところ西鉄が直接五条台、星ヶ丘、東ヶ丘は西鉄に入っていますが、今度は太宰府の新しくした部分については東口に入れてやる方向を考えることによって、またその周辺の利用者も多くなると思うんですが、こういう計画が施策の中に入れられていないという問題は、今後検討されるのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 西鉄東口へのアクセスについては、私ども担当としてははっきり目標、計画は持っております。ただ、まだ現時点でご承知のとおり、いわゆる筑陽学園高校前ですとか榎寺前のいわゆる県道の拡幅工事、完了がはっきりと見えませんので、また正式には打

ち出していないという状況はございます。計画としてははっきり我々としては持っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ところが、その西鉄との協議は行ったことがあるんですか。できればですね、西鉄と協議をしていただかないと、西鉄がだめだと言われればまた太宰府の手前まではちょっと歩いてもらってね、太宰府市と筑紫野市の境界までは、これはこっちの権利でしょ、バス路線も通ってないんですから。だから、あそこでＵターンするような場所、今西鉄の跡地の文化財の発掘をしています、あそこいらに待合所ぐらいつくってもらってやるぐらいのね、西鉄が協力せんなら独自にやりますよというぐらいの気持ちを持ってもらって西鉄と協議ができるかどうかということです。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この東口の方の新しいコースの設置につきましては、もう既に西鉄ともそういうふうな協議を幾らかずつでもしております。ただ、結論的に現時点でじゃあ横づけを許しましょうという答えまではありませんけども、西鉄としてもいわゆる観世地区、この地区あたりの人を西鉄の方に運びたいという計画を持っておりますので、その辺の方向性は一致しておりますので、できますれば道路整理が完了間近になればきちとした報告はできるというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 今、３号線の下の高架工事をずうっとやっていますよね。もう半年以上ですが、あそこにカーブミラーがあったり、ガードレールがあったりいろいろしているんですが、あそこの整備さえ終わればもうバスはすうっと入れられるんじゃないですか。今その橋脚の補強工事をやっていますが、あの辺を一方通行というか、橋脚を別にして、田川委員も言われておりましたが、こちらの方の水路にふたをしてね、やることによってもうバスはすうっと入ってこれると思いますよ。だから、やる気があるんならば直ちにできることじゃないかと思うんです。あれは太宰府の道でしょ。他人の道じゃないですもんね。あれは太宰府市道だと思いますよ。県道を通るとかという部分じゃなくて、今橋脚の関係であれしていますけど、本当に収益を上げようと思えばそこまですることによってこの金額も物すごく下がってくると思うんですが。

それともう一つは、都府楼南駅にバスがついたら電車は出とったと。だから、物すごく利用者が少ないと。そういういろんな部分も、ここに出されている施策の部分もありますのでね、やっぱり内部的に早急に検討してこの負担を、以前は国が交付税を措置してくれていたけど、今大野城も春日もね、今また筑紫野市も始めようという、そしたらもう国は補助金やら交付金を出しませんよ。だから、その辺大幅なやはり検討をしていただいて、この市負担の持ち出しを少なくするようにお願いをしたいということです。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 初めて私はですね、申し上げるわけやけど、これはですな、西鉄バス二日市株式会社ですね、社長は熊丸さんという人やけど、私はその人とよく話すんですがね。これは契約は本社でしょ、西鉄でしょ。何で二日市株式会社と直接しないか。運転手もバスもみんな二日市から出しとるわけですよ。西鉄は何も関係ないんですから。実際の仕事はもう月の浦の西鉄バス二日市株式会社、熊丸さんという人に全責任があるわけですから。市長、熊丸さんと、それを私は話しているんですよ。だから、あなたたちはね、西鉄に遠慮を余りし過ぎるんじゃないんですか、これは。そしたらやっぱり中間マージンが相当私は安くなると思うんですよ。

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この西鉄本社と契約した経過というのは、もう田川委員さん重々ご承知だろうというふうに思います。現在、春日市、それから大野城市は確かに西鉄バス二日市株式会社と契約をやっておりますが、その契約内容を見てみますと全く内容は変わっておりません。運転手の賃金の問題、人件費を含めてですけども、その他いろんな経費については、本社と私どもが契約している内容と西鉄バス二日市株式会社との契約内容は全く数字的には変わっておりません。

日常業務の中でも、定期的にいろんな協議、議論をしているわけですけども、情報交換はしていますけども、やはり西鉄バス二日市株式会社と調整をやっておりますので、ただ事務処理上西鉄本社とやっているだけでありまして、日常業務の中、経費も含めて一切変わりはございません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 1つだけ。以前からいろんな説明は聞いておるんですが、その中でいわゆるすみ分けといいますかね、高雄の運行の是非を問うアンケート等ですね、また今言われたような東口からの運行等に絡めまして、要は西鉄が極端な話、じゃあもうそっちで全部やっってくださいということで手を引いてしまったら、それをやっていくだけの力は今ないと、車両の大きさからしてですね。だから、基本的には西鉄の営業とこのコミュニティバスというのは、すみ分けをしてやっていくと。その中で業務の改善とかですね、やっていくということで、確かに収益をもっと上げるためにあれもこれも考えてられるけれども、そこまで踏み込むというのはどうなのかという、以前何度かお聞きしたことと少し段差が出てきますから。だから、はっきりですね、ここまではするけど、ここまではしないと、どっちかというともう赤字覚悟でやっているようなところがあるんですから、もう住民サービスに特化をしてですね、大ききとかを変えたりとか、運行経路をね、今言われたような工夫をされていくと、そして大ききところはやはり西鉄さんが今までどおりやられるのがいいんじゃないかなと思ったりはしているんですが、大体そんなふうに考えているんですが、今までのご説明との中のそごはありますか

○委員長（清水章一委員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 特に高雄の地区への新規路線の問題は、私どもも少し時間はかかっておりますが、課題を持っております。やはり一番、議員さんあたりもいろいろ提案をなされたように、本来は西鉄バスが高雄地区へ今のバス路線を延長するのが一番いいんですけども、なかなかやはり営利を目的としたバス会社ですので、赤字覚悟の路線延長というのはやりません。過去にも何回も交渉してきましたけども、限界があるという判断です。つまり、市としてはそうした交通弱者のために市としてバス事業という形の中で現在のまほろば号をやっているわけですから、高雄地区についても、そういう民間会社がしないという地域については、市が責任を持ってひとつ交通体系の整備をするという目的からして、現在のところ今のまほろば号方式、つまり座席18、立って乗って44名のいわゆる小型バスというのは、利用者のアンケートからにしても満車になることはまずないという判断をしています。違ったいわゆる運行方式として、乗り合いタクシーですとか、他市類似の市町村にも例がありますとおり、ジャンボタクシーですとか、そういう小型のバスとまいましようかね、タクシー方式でやった方がいいんじゃないかという形の中で、今現在さらに検討を加えております。まだ、はっきりしたいつという結論は公表できませんけども、基本的には今のまほろば号ではなくて、違った車両方式で検討しているということだけの中間報告をさせていただきます。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 先ほどの話ですけど、今後ですね、私はそういう話を聞いているけど、また部長も二日市バス株式会社の社長を呼んで、詳細な今までの経過を話をして、安くできればそれにこしたことはないんですから、同じ西鉄だからそういう話を煮詰めて、聞いた上で対処を願いたいと思います。

○委員長（清水章一委員） じゃあ、次に進みます。

7目文化振興費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、3項徴税費、1目税務総務費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、この問題についてはですね、事務報告では歳出になっております。まず簡単に言いますと、事務報告の21ページ、ここの関係がありまして、市税の徴収年度の対比、次のページに平成14年度以降の収納調定ですね、こういう状況になっておりまして、それから私の方で資料をお願いしたところ、6ページには具体的にですね、不納欠損額が出されてきておりまして、そして監査意見書の21ページには総務費の部分の中に、短い文章ですが、なっております。歳入で聞いた方がいいのか、歳出のこの徴税費の関係で質疑をした方がいいのかをちょっと今私としても歳入歳出のかかわりがありますが……。

（「歳入がいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 歳入がいいのか、どっちにした方がいいのかは、ちょっと私の方も判断が

迷っているんですが。

○委員長（清水章一委員） どうせ聞かれるんでしょ、歳入でも。いいんじゃないですか。聞きたいときで。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 温かいご配慮ありがとうございます。

まず、事務報告の21ページを見ていただきますと、太宰府の徴収率というのはですね、ここ平成18年度を見ますと源泉徴収から引かれる方がですね、はっきり言って納税者の50%を超えておるという状況の特徴があります。普通徴収というのは申告によるものです。こういう納税義務者という関係の総数が出ておりますし、それからたばこだとか部分があります。

次の、22ページを開いていただくと、納税課の職員の皆さん、徴収に大変努力をいただいております、平成14年度は93.37%が今年度平成18年度は最高の94.64%という高い収納率を上げていただいております。ところが、やはり不況の関係がありまして、平成14年から平成18年までの未収努力をいただきましたが、現在のところ4億1,477万3,784円、今日までの、平成14年以前の部分も含まれとると思いますが、4億円近くの滞納がここに出てきております。それから、右の方に徴収関係費として、ここで市民税の現年滞納、こういう徴収率も逆に94.94%、滞納割合についての部分も含めてですね、全体的な部分がなされております。納税課の方の職員としては大変だったとは思いますが、あわせてですね、私どもも決算審査資料としてお願いをいたしました。その6ページをお開きいただきたいと思うんです。

この6ページには、市民税の時効といいますか、財産がないために11件、それから住所不明、職権で住民票を抹消した方が60件、それから相続放棄をされたという形で4件、それから無財産が1,085件、合計の1,160件あります。それから、市民税についてはそういう状況でしょうけど、法人で無財産、事業廃止が19件、特に固定資産税では254件という、所在が不明だとか抹消だとか、それから時効、無財産で1,575万1,559円、それにかかわる都市計画税が250万2,023円、軽自動車というのは当然車検を受けなきゃいけません、右側の方に、どういう形で廃車届をされたかわかりませんが、こういう形で所在不明、職権抹消、時効が41万3,900円として出ております。

それから、監査意見書の12ページ、今説明しました内容については、監査委員が12ページの一番上の方からですね、現年課税分として不納欠損をしました、徴収率は大変高い98.79%ですが、未収金額があります。それから、過去の先ほど言いましたような滞納額があります。その結果3億8,286万8,469円。そして、市税の収納状況についての収納率としては高い収納率ですが、不納欠損として今年3,260万9,050円を落としたという状況で、それと同時に上の数字と同じ金額が未収額になっております。そして、その下の方に第4項執行停止が3年間継続し時効したもの、限定承認、その他の徴収不能にかかわるもの、時効によるものとして合計の127件、それから7件と時効が1,421件。特に、私としては担当課の方でこういう時効が固定資産税として210件、軽自動車が110件、こういう状況ですが、まずこの特徴点、いろいろ税金徴

収にはご苦労いただいていると思うんですが、やはり不納欠損合計の3,260万9,050円という大変大きな金額です。そういう法律によって、先ほども事務報告、追加資料、この関係があります。今後、また滞納額として市民税、固定資産税、軽自動車税の3億8,286万8,469円の徴収努力についてどのようにされるのかの方針をできれば決算委員会に報告をいただきたい。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） この不納欠損の大きなものは、固定資産については資金繰りができなく、会社そのものの資産関係が競売になって、配当がなく、あとは徴収できなかったというふうなことが大きな問題です。市民税関係につきましては、自己破産等があります。軽自動車についても、やはり大きな金額については、車の自営業をやって、破産してあって、そのための時効ということで徴収できなかったということが大きな不損の主な理由でございます。

今後は、平成18年度にお願いしましたタイヤロックとか、今年7月から8月にかけてネット公売ですね、そういったものをしながら、徴収に当たっていきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、競売にかかるとか、滞納を何年もしている場合については、見てですね、税金というのは本来配当がなかったという形で処理をされるのかどうか。それとも、第一抵当権として税金の設定をされると、それを解除しないと、競売にもかけられない。競売をしてもその税金が徴収が第一というふうになっているんですね。だから、私の方は市民の無財産の人にはしようがありませんが、私もその経験はたくさんあります。どうしても任意競売にしたい場合も、抵当権の抹消をするために太宰府市にお願いもしなきゃならんことも何回もありましたが、やはりそういう3年も4年も、税金もたくさんの税金が滞納になっていけば、やっぱり職権で仮差し押さえができるはずですが、そういうものが行われたかどうかということですね。それが1点です。

それから、今後今3億8,286万8,469円、多くの市民が大変厳しい中にも税金を納めているわけですから、だからそれは窓口へ行かれてみたら、もう生活困窮してにっちもさっちもならないというのはあると思うんですよ。ただし、固定資産税についても、もうほかの抵当に入って、もうこっちが3番目、4番目になったというのがあると思うんですが、やっぱりその辺をどうしていくのか。滞納だけをどんどん増やしていくような状況では問題点も解決しませんし、担当課の職員がこんなに徴収率を上げていることは、私は評価はします。ただし、今後のやっぱりぴしとした対応、早く情報をつかむというか。法律事務所から自己破産しましたからとかというて通知が来てばたばた押さえに行くわけにいきませんしね。滞納している年数もわかると思うんですが、今後そういうようなやはり資産のある人、これについては何らかの形で対応ができるんじゃないかというふうに考えておりますが、その辺は難しいんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 大体1カ月以内に納期ごとに督促状を出しておりまして、常日ごろ滞納者の状況を把握しております。そういったことで、おかしいなということにつきましては

即差し押さえをしております。それで、先にうちが差し押さえする前に、民間の方で抵当権設定してありましたら、競売になっても、配当がやっぱり先に民間の方から配当があるもんだからですね、うちの方に入ってこないというふうな状況です。そういったものがあります。

それと、生活困窮者の方はどうするかという2番目の問題なんですけど、うちの方もその生活困窮者の方については、3年の執行停止というものがあります。そういったことで、家庭に行って、状況を聞きながら、難しい方については、今後滞納をしないようにというふうなことで執行停止をして、新しい税金に滞納が増えないような形で納税相談をしているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、訪問をやっぱりしていただくと、それと同時に、あなた方は抵当権の設定をする権限を持っているわけですね。税務関係職員というのは立入調査権を特別に持たされているんですよ。ほかの人の場合は違いますから。税務官とそれから県税官と地方税務職員という形での立入調査権や調査をする権限を持っておられてね、誠実に納める人とそれから資産をそういう状況でしている部分とを含めて、こういう時効で落とすとかね、無財産とか、第三者に取られてしまっただけというのは、財政にとっては大変な損失ですよ。だから、やはりわざわざ、何かだれだったかな、専門の部分を含めて今年から入れたのかね、去年かね。

（「去年から」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 去年から。そういう人たちにもやっぱり調査をさせるとかね、していかないと。

それから、この3億8,200万円、これはやはり具体的にどんな状況か、これはもう取れないものをいつまでも上げとったってしょうがないし、いただけるものはいただくという形でね。やっぱり固定資産のある人、これはやはりぴしっとしていかないと問題が起こるんじゃないかなというふうに思いますし、徴収の収納率は大変高い結果が上がっておりますが、まじめに納めている人たちの公平さを保つようには、心からお願いをいたします。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） この不納欠損したときに、これ本来ですと助役決裁でございました。当時助役が不在でございましたので、私この何千万円というのを税金を落とす最高の責任者ということになっておりまして、非常について行きたいような気持ちでございます。そのために、一件一件ずっと見てまいりました。本当に固定資産なんか、財産があるんだからなぜこんな不納欠損になるんだろうというなことで、本当にこの250件全部見ました。しかし、資産をかなり持っており方は事業者が結構多いんですね。とか、お金を借りている方が結構多いんです。そうしますと、第一抵当権で、銀行が貸す場合はそこに抵当権がございます。そのときは危なくも何もないもんですから、素直に抵当権の設定できますが、情報が危ないなとなったときに、私の方では何とか訪問をして差し押さえを大体されるものはしております。自分のところでそれを競売にするのか、あるいは裁判所に申し立てをして競売にかかるのかということになりま

す。ほとんどがこの場合は差し押さえをしているけども、もう第一抵当、第二抵当、第三抵当で順番がございますので、その順番で配当したら一部配当をもらった部分もありますが、配当がなかったという分もございます。そういう場合には、もう財産がないということなものですから、滞納になっている部分についてもやむを得ず時効とかですね、そういう形で落とさざるを得ないと。それはもう慎重に納税課の方もとらえております。

今3億何千万円ほどありますけども、それもほとんど財産保全できる分は、差し押さえとかいろんなことをやっています。驚いたのは、余り皆さんには教えられませんが、銀行の取引口座とかですね、いろんな情報を得て、毎日それこそ、私ですと口座が4つ、5つありますけども、その口座を何とか見つけられないかなということもありますし、専門官を入れていますので、専門官は税務署の徴収専門官でございまして、そうしますと税務署にはですね、収支報告書を届けているんですね。その中にも銀行の取引があったり、あるいはまだ債券が残っている部分があったりします。そういうのを紹介をしていただいて、税務署で見れるようになりましたので、そういうところも売掛金の徴収ですかね、そういうことも出かけるようになりましたので、幾らかでも税の公平性のために努力をすべきだというような形で現在してまいっておりますので、かなりの成果が上がっているのではないかと思います。

どうしようもない税も、この3億何千万円、たくさんあるよっておっしゃいますけども、いつかの時点で何とか取れないかなということで、まだストックという形で持っています。一件でも余計に取ろうと思ってですね、そういうような努力もしているというのを伺いましたので、この3千何百万円の不納欠損については認めております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 続きまして、2目賦課徴収費について質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません。115ページの方なんですけども、特別収納事務費の中に滞納整理指導員というのがありまして、ここで確認したいのがですね、この滞納整理指導員というのは、もし有資格があるとしたらどういった資格を持ってあるのかということと、今のところ何人いらっしゃるのかということと、あと費用弁償の方から見てみますと、これ実働が20日前後ぐらいかなというふうに読み取れるんですが、それで間違いがないか、3点についてお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 資格というのはありません。本人さんは税理士の資格は持っておりますけど。長年30年ぐらい税務署で勤められた経験がある方です。それと、月に勤務は4日でございます。週に1日でございます。人数は1人でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、4項戸籍住民基本台帳費の1目戸籍住民基本台帳費について質疑

はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5項選挙費、1目選挙管理委員会費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目選挙常時啓発費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目県知事及び県議会議員一般選挙費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、5目農業委員会委員一般選挙費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 続きまして、6項統計調査費、1目統計調査総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 続きまして、7項監査委員費、1目監査委員費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 続きまして、126ページ、3款民生費に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目老人福祉費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 131ページについての答弁をお願いします。

○委員長（清水章一委員） 131ページ。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 老人給食についてですね、具体的な資料を2つほど60ページから具体的に安否確認のためにという形で、大変注文数、平成14年から平成18年という形で、逆にこれ下がってきてますね。当初5万7,542食が4万6,590食。それから、これ計算を出してみたんですが、1食当たり430円、ところが配食費が206円になっているわけですね。それで、これを見ておりまして、なぜ430円で配食費が206円なのかと。そうすると具体的な計算を出していただいて、市が20円の補助を出しているということで、配食費は実質206円だという状況です。

皆様、新聞に昨日の広告ですが、しょっちゅう入ってくるんですがね、こういう広告が入っ

てきました。これ見ますと、1人で5日分、月曜から金曜日まで税込みの1食、配送費含めて552円になってます。配送費含めてですね。ここを見ていただいたら、しかもお一人の場合は税込みの521円、配送費含めてですよ。これはもう全部の新聞に入っておりまして、大変見た感じはおいしそうなんです。民間では、こういう配送費含めて1週間いろんな献立を毎日変えますと、しかもいろんな塩分を控えることもできますよ、お年寄りのための食事もつくりやすよと、こういうふうになってます。ところが、太宰府の今の給食のこの計算を出しますと、はっきり言って131ページにですね、給食サービス事業として3,058万7,877円、ちょっと太宰府市の配送費が高いなと。だから、民間はこんなに1食、しかももう3人分になるとまだ安くなって430円で配送しますという。だから、この見積もり根拠の部分について、もう少し見直す必要があるんじゃないかなと。逆にもうそれならば、ここの業者にね、こういう状況でお年寄りののはっきり言って、利用者は今何人やったかいな。1日の利用者は大体何人だったかね。これ数字上載ってなかったと思うんだけど。今1日何人の利用者ですかね、担当者、わかりますか。ちょっと待って。申しわけない。サービス利用者は218世帯、身体障害者が5世帯という形で事務報告の27ページに載っておりますが、とりあえず223世帯に3,587万円、もう少しこれちょっと見直す必要があるんじゃないかという感じがするんですが、ちょっと配送費がね、配送費を安くするとまだいいものができるんじゃないかという、この配送委託費が根拠としてこういう出されてますが、だからこれ配送費は金額は幾らになるのかな。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 事務報告の87ページに13節の委託料で給食サービスの事業費の委託料を載せておりまして、まずお尋ねの配送費でございますけども、87ページですね。社協の方に配送業務をお願いいたしております。市内ここに書いておりますように現在5コースで回っておりまして、1食当たりこれを計算しますと約226円になっております。配送費だけです。それから、その上に調理業務委託ということで、ナカヤフーズ株式会社さんの方をお願いをしております、ここに書いておりますように調理業務は年間の4万6,590食ということで、この金額で割りますと、1食当たり大体430円という形になっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、こういう配食費が1,000万円で、まあ調理はわかるんですが、大変内容的にはいいものなんだけどね、なぜこんなに配食費が、実質市が20円も利用者負担もしているということはよくわかりますが、配食費が、1食当たり206円、これが高く感じられるんですよ。郵便局でも大体80円で持っていくんですけどね、はがきは50円で。郵便局に頼んだ方が民間委託になるから安いんじゃないですか。ちょっとこれはやはり検討課題だと思いますよ。私、これ見てね、配達されて400円ぐらいで食事ができる、495円。だから、そういうちょっと私も余りにもね、大変これ大手ですけど、市内じゅうどこでも持っていきます。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） この調理業務だけをとって言いますと、これ平成17年度は、いわゆる居宅介護支援センターの6施設の方をお願いを今までいたしております、1食当たり550円だったものを、いわゆる民間に入札かけてやったために、1食当たり企業努力の中で430円というふうに調理業務の委託料はそういう意味で金額は下がってきております。ただ、利用者負担金については逆に今まで400円でしたけども、平成18年度から450円に50円ほど値上げをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからね、事業者の収入としては全体的な今出されている金額の中で利用されている方が納めた食事代は2,097万4,500円もいただいているんですよ。収入については、決算書の43ページに上から3番目に給食サービス事業者負担金として2,097万4,500円という金額が入ってます。ただし、利用者によりよい物をいうことと、そういう配食費用が少なくなればよりよい物ができるんじゃないかということなんです。だから、それは今後検討してみただいただいたらどうですかということですよ。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 一応その辺は、私の方で再度、また幾らかでもコスト減になるような形で検討はしていきたいとは思っています。

○委員長（清水章一委員） 続きまして、3目障害者対策費について質疑はありますか。

安部委員。

○委員（安部 陽委員） 現在、老人クラブのクラブ数がどんどん減っているということを聞くんですが、ちょっと予算書を見たら本部に上げる補助金も今100万円になってしまっているんですね。四、五年前は200万円ぐらいあったと思うんですが、そういう減り方。今1つのクラブに幾らぐらいの補助金が行って、それから何単位になっておるのか、ちょっと参考までにお願いします。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） この老人クラブへの補助金につきましては、これ昨年同様です。同じ金額の100万円を補助いたしております。それで、今ご指摘の老人クラブのクラブ数ですけども、確かに今クラブが平成19年4月1日現在で38になってます。それで、46ほど、当時何年か前はあったんですが、少しずつ。それで、お話を聞いてみますと、やはり高齢化が進むのはいいんですが、やはり平均年齢がかなり高くてですね、75歳とか76歳とかで、それでなかなかお世話するのが少しきつかなというふうなお話もちょうと聞いておまして、そういうことで何か減ってきておるようでございます。これは全国的な傾向でもあるみたいですよ。

○委員長（清水章一委員） 安部委員。

○委員（安部 陽委員） この高齢者対策でね、やっぱり頑張ってもらっていないと、認知症だと



本当に大変慎重審議をいただきまして、中身の濃い審査ができております。ただ、日程上の問題もありまして、決算の特別委員会は明日までになっております。今日は一応5時を目標に頑張りたいと思っていますので、審議の方ご協力よろしく願いいたします。

引き続きまして、2目について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 3目障害者対策費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 4目身体障害者福祉費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 5目知的障害者福祉費について質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 6目精神障害者福祉費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 7目援護関係費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 8目重度心身障害者医療対策費について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 9目について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 10目について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) 140ページ、3款1項10目ですが、大変貴重な報告を出していただいております。それで、まず事務報告の67ページには再三私の方で質問しておりましたが、まずこの辺からいきたいと思います。事務報告、決算審査資料、敬老年金については69歳以上、年齢を1つ引き上げて70歳以上にしたと、71歳以上を対象にして5,000円を4,000円に引き下げると。それから、老人医療については64歳を65歳にして、しかも66歳以上、対象年齢を1歳引き上げ、自己負担の100%を80%助成に引き下げたと。介護サービスについては同じで、やはり70%に100%を引き下げたということについて、まずこの点を運動団体との協議をした結果、もうこれ以降についてはこのままずっといくのかどうか。大変来年の4月1日以降については介護サービスも老人医療も75歳以上については年金から天引きをされるんですが、こういう一度天引きされた後に対してその後の自己負担、こういう実務的な問題が伴う問題が出てきますが、まずこの点をどういうふうにするのか、まず報告を受けたいというふうに思います。

○委員長(清水章一委員) 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長(津田秀司) この諸扶助のご質問でございますけど、昭和44年の同和対策事業の特別措置法が制定して以来、ずっとここまで33年間続けたわけでございます。平成14年

3月末で法が失効いたしました。その後市内部で同和対策事業事業評価検討会というのを発足いたしまして、同和対策事業の44の事業につきまして、廃止するものあるいは継続するもの、一般対策へ移行するもの、また段階的に削減するものというふうな形で順次協議を進めて今日まで来ております。

今質問の敬老年金、老人医療、介護サービス費につきましても、ずっと協議を続けてまして、平成18年、平成19年度もこういう形で運動団体とも合意を得たということでございます。

今後につきましても、そのほかの部分も含めまして、運動団体と今後も協議をしていきますし、そのための内部検討という形で同和対策事業事業評価検討会でさらに検討、協議を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 事務報告31ページ、今課長から説明がありましたが、430件、対象人員は40人で、375万4,260円。5歳未満の医療費については、平成18年度はなかったと。介護サービスについては、3人に101万6,620円。単純に見まして、老人医療費については、1人9万3,856円を市が交付をしていると。介護サービスについては、1人36万8,873円も負担をしていることになるわけですが、とりあえず老人医療と介護サービスについては、まず介護保険料や後期高齢者の関係で保険料を引いた上で保険料の免除はあるのかないのか。それとも、保険料も免除し、こういう老人医療費や介護サービスはそのまま実施するのかというのが2点目の問題ですが、この辺についてはどう考えられていますか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 保険料の免除というお話がっておりますけど、保険料の免除というところまでの同和対策事業というのは入っておりませんので。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい。それでは次にですね、決算審査資料の68ページからですが、まず社会教育関係の部分が南解放子ども会の育成会で出されておまして、市の補助金が48万円です。ところが、差し引き30万9,331円の繰り越しになっておりますが、当然繰り越しについては見直すべきだという方向が出ておりますが、こういう繰り越し、それから運動団体、もうこれ再三しておりますが、次が人権連が出されております。太宰府から19万円、筑紫野から14万2,500円、こういう状況で、合計額が76万円です。次の70ページ、71ページには、全日本同和会、この太宰府支部に対して259万円です。ここでは繰り越しは2万5,000円になっております。それから、72ページについては、解放同盟に対して3,465万8,400円、繰越金額は98万8,980円。特に、こういう大まかな金額的なもので、普通ならば具体的にどういうふうに使われたとか、どういう活動したというのではなくて、大まかな形でこの2団体、全日本同和会と解放同盟筑紫地協については大まかなんですが、この補助金の見直しについては今後やはり見直しをどういうふうに指導するのか。太宰府市としては、決算書の143ページに1,046万

400円、支部学習補助として255万円出されてますが、この見直しは再三私はもうすべきだと発言しておりますが、こういう状況についてはどう考えられているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 運動団体の補助金につきましては、先ほど言われております繰越金も含めまして、4市1町でつくっております筑紫地区同和问题推進協議会の中で鋭意協議をしております。

現在のこの金額は、平成17年度から平成19年度までの3年間の分については、運動団体と合意ができております。今後、平成20年度以降について、この金額をどうするかというところなんです。4市1町のこの事務局が太宰府市に当番が今回ってきております。そういうことで、今この運動団体補助金をどこまで持っていくか。実は、話はもう数回内部協議はしてありまして、縮減の方向という形で進めておりますので、今後さらに煮詰めていきながら、運動団体とも協議をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、決算審査資料の74ページ、まずここで見ていただきますと、市の補助金が255万円あります。会費収入が136万100円ですが、決算上90万1,480円です。当然市からもらった金額が本来歳出として下の方の5の分担金に会費総額が書かれておるわけですが、会費の中から上部団体である先ほどの解放同盟筑紫地協の中には、全く会費というのはなくて、2つの帳簿があります。これは4市1町からいただいた内容です。ただし、各支部が筑紫野市には4支部、太宰府市には1支部、那珂川には1支部ありますが、その地協会費として、ここの決算上は78万8,300円、だから2つの帳簿があるというふうに受けとめております。先日も総会がありましたが、決算書は回収されました。こういう市が出した補助金の中から会費が出されるような状況にもなっているのと同時に、何と72万2,559円の黒字です。そういうこの黒字について、こういう状況ですが、この歳出歳入の関係について見直しする考え方はないかをお聞きします。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 南支部補助金につきましても、平成13年度を100%といたしまして、平成17年度が平成13年度の40%、平成18年度が30%に減らしておりますし、平成19年度が平成13年度の20%まで落としてきております。これは非常に私ども運動団体と協議を重ねながらここまで来ておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思っておりますのでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ご理解はしません。

それから、76ページ、南隣保館、南児童館を委託をしたわけですが、決算書をずっと見ておまして、平成16年度4,215万1,067円、平成17年度4,636万3,115円、こういう状況です。それから、南児童館費は1,859万1,372円、平成17年度は1,941万4,772円、こういう状況の中で、逆

に委託をしたことによって何か改善がなされたかという点、逆にここでは2,800万円程度の職員を直営にすることによって改善がされたということですが、最終的に総額的な予算を見ると、平成17年度4,600万円が4,456万8,376円と、こういうふうになつていきます。こういう状況の中で、業務的な内容を新たに具体的な部分で出されております。これをずっと検討したところですが、ただ委託をしたものの、まずどの範囲まで市としては関与できるのか。委託した先に一切お願いをしているのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 委託するに当たっては、国が定めております隣保館設置運営要綱というのが国の基本としている部分があります。市がこれまで行ってきた業務をそのまま移行するという前提のもとに、市の方で仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を提出していただきまして決定したという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 82ページをお開きいただきたいと思います。ここで隣保館の利用状況として、運動団体の役員会が年間58回、執行委員会、定期大会、実行委員会が126回。先ほど担当課長が回答しましたが、隣保館という部分の同和対策事業というのは平成13年になくなりました。地域に開放すべきだと、地域のコミュニティ的な役割をという国の通達が出ておりますが、やはりここで見ますと運動団体独自の施設的な受けとめ方に見れるわけですが、こういう部分については一般開放するような方向的なもの、この委託したみらいに対しては指導されているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 人権センターをやっぱりコミュニティセンターにするという方針は市の方も常々思っているところでございます。社会福祉法人みらいの方でもそういうことは認識されておりまして、今回つくりましたチラシ、パンフレット等にそういうコミュニティセンターとしての役割を担っていくというようなチラシをつくっておりますので、お互いの認識としてはそういうことで一致しておりますので、今後そういう方向でしたいと思います。ちなみに、昨年の桜町の敬老会の開催場所を人権センターで行っておりますので、今後もそういった形で少しでも地域の方に利用していただけるようにPR等を図っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） やはりだれでもが使えるようにですね、やっぱりしないと、こういう活動記録が様々な形で、特に事務報告の31ページを見ますと、これは地域に開放されたというふうには見られないですよ。この中に今担当課長が言いましたように、支部執行委員会が126回、支部認定委員会が58回、青年集会、住宅組合集会、女性部会から保育所部会から老人部会で、最後に相談事業（別表2）で地域住民というのは書かれておりますが、大体そういう内容的なものには一般的には報告はされていないという状況がこの中に見られますので、やはり

今後はみらいに対してどのように地域とのコミュニケーションを図るかというのはぜひ、事業報告書ですが、私契約書を、みらいとの事業契約書を資料要求していたと思うんですが、みらいの事業契約書が提出されておりましたかね。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） 事業報告というのは出しています。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それから、75ページにですね、生活指導員については平成18年度から人権センターの業務運営の全般にみらいに委託したと。そうすると生活指導員というのは現実には市の中の生活保護関係だとかというのはありますが、この地区だけ特別に生活補助指導員の活動というのは、どういう内容を行っているんでしょうか。ここに書かれてますが、年間を通じて基本的な生活習慣に対する指導、夏・冬休み期間中の学習、レクリエーション、保護者や学校との連絡調整、児童館の庶務となってくると、後から出てきますように、学校の教職員が何人も、それから次の部分で出てきますけど、その部分にも二重的な支払いにもなるんじゃないかなというふうに思いますが、そこはこの指導内容は児童館の指導で、生活指導員というふうにはなかなかないと思うんですが、その区分的なもの、契約条件はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） この指導員につきましては、平成17年度までは市の予算で嘱託員として、ここに書いておりますように、嘱託の人件費として経費を計上しておりましたけれども、平成18年度から社会福祉法人みらいの方に業務委託したため、このみらいの職員1人がここに張りつけられたということで、その職務内容についてはここに掲載しておるとおりということでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、当然契約は運営だけで、施設の光熱費や修繕費やごみ収集料や使用料、賃借料、複写機負担金、こういう部分については市が出して、運営については一切みらいで行って、公正中立な地域的な活動ということに契約が行われているのかどうか、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 基本的にはですね、今るる課長の方が説明しましたが、市の職員がやっておりました業務を市の職員にかわって社会福祉法人みらいが実施をしているということでございます。だから、市の職員がやっておりました範囲がこの社会福祉法人みらいにお願いをしているということになります。その成果が77ページからあります2006年平成18年度事業報告書という形で出ております。この事業報告書は平成17年度まで市の職員がやっておりました事業と遜色ない事業が行われているというふうに理解をしておりますので、今後もこの方向で進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 後でまた別な問題についてお聞きします。

○委員長（清水章一委員） 10目人権同和政策費、11目人権センター費までほかにございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12目国民年金費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 13目障害者自立支援費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14目後期高齢者医療費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目児童措置費について質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目保育所費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 事務報告の33ページ、まず大変国の厳しい対応がありまして、事務報告を見ていただきますと、3款2項3目、ここで今太宰府の保育所の定員関係については公立が150人、私立が600人という形で、申請が1,059人。こういう状況の中で、定員が出されておりますが、ここの部分で保育所運営状況です。公立については0円、県の負担金も0円ということで、そして市の2つ、南保育所と五条保育所の人件費が含まれて運営費がここで2,722万2,420円、私立が4億3,437万9,125円。その下に人件費ですが、この2カ所の人件費が2億7,436万7,127円、ただし私立については6億3,586万2,541円と出とります。それで、決算書の61ページを見ますと、保育所運営費の負担金として県からですね、7,157万505円入ってきております。それから、53ページ、国から保育所運営費として1億4,314万1,010円入ってきております。それから、43ページをあけていただきますと、この保育所について保育料が2億4,424万380円、それから保育料の超過分が264万9,650円、延長保育が51万円、年末保育料が2万1,000円、還付未済額と、こういう状況です。

（「何を言っているの」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 何を言っているかというのと、もう少しちょっと時間を下さい。まず、国が民間にはこういう状況で4億3,379万125円というお金について保育料や国、県のお金を出しているということは、歳入歳出、この関係はわかるんですが、太宰府の2つの保育所に対してですが、皆さん事務報告の93ページ、13節、15節の関係がありますが、93ページを出していただきたいと思います。そうすると、ここで今太宰府にあります保育所として、保育所太宰府

園、水城、星ヶ丘、筑紫、おおざの、都府楼、これが認可の保育所です。ここに出された金額が保育料として出されております。それから、管外保育所として真愛、五所ですか、平原、菊池、大堰、筑穂、安川、この合計が5億3,832万6,790円、ここの差額がはっきり言って9,703万5,715円という金額がここの33ページで出てきます、保育料総額と国との部分等で。だから、この保育料の部分についてですが、本当あちこちに分かれておりまして、まず一般の保育についてこんな大きな2億7,000万円ですが、ここについて本来国はどのくらいぐらい国と県は2億7,000万円のうちに出しているのかどうかということです。民間はこういう状況で明確に出てきてます。ところが、この差額を引くと、負担金補助金交付金で民間の保育所について、先ほども言いましたように差額は出してますが、これが歳入の関係では出てくるのはどこに出てくるかという。まず、こういう状況がありますが、それともう一つはこの保育所の中でいまだに減免がやられてまして、保育料の未納が監査意見書の中で……。

○委員長（清水章一委員） 済みません。質疑に関しては、簡潔明瞭によりしくお願いします。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だからまあ、これがいろいろあっちこっちで飛んでもんですからね、だから簡単に言うと、こういう今の保育行政の中で国がはっきり言って、補助制度を大きく見直しました。本来は保育料として出していたのが、財政の問題が出てきて、民間にはこれだけ出したけど、市の方はどういう形の基準になったのかということと、それから大変南保育所の保育料、それから全体的な保育料の未納が事務報告で出されております。それで、そういう問題の解決も含めてどういうふうにされるのかを聞いておきたいということです。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） なかなか難しい質問ですので、答弁が的を射ておりませんときは申しわけないと思いますが、まず国県の負担金が公立保育所に対してなくなっているのではないかとこのところから始まったと思いますが、この件につきましては、決算審査資料で資料要求がございましたので、2ページをあけていただきたいと思います。ここに平成15年度経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003というのが閣議決定されて、国庫補助金負担を4兆円程度をめどに廃止するということが決定され、そして地方が主体となって実施する必要があるものについては、基幹税の充実を基本に税源移譲されることになりました。これによりまして、児童福祉法が改正され、平成16年度から市町村が設置する、要するに公立保育所における保育の実施に要する費用について、これまで国から2分の1、そして県から4分の1の負担があってありましたものが廃止され、その分が地方財源の手当てということで、所得譲与税等を通じて所要の財源措置が講じられることになったということでございますので、子育て支援課の方には、この分が幾ら財源充当されているというようなことは通知等ございませんのでわかりませんが、全体の市の財政当局でつかんでおります中で、事細かに計算式があるかどうかはわかりませんが、この中に財源措置が講じられたということでご理解いただきたいと思います。

そういったことで、国、県の負担金がこれまで同等のような形でこの財源措置が講じられているかどうか、やはり厳しくなっておりますので、その分がどのようになっているかということがよくわかりませんが、同等もしくは少し減額になったかもしれませんが、それは公立保育所を運営していく中で日々日常のすべての予算、歳出、そういうものを精査しながら歳出の縮減の努力をしていくというのが当方のスタンスでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、監査意見書の16ページ、ここに保育料として不納欠損で162万8,700円不納欠損で落とされて、収入未済が2,977万8,430円という、過年度分も含めてでしょうけど、この特徴点はどういうことでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 不納欠損の特色は、15件でございますが、一応失業ですね、それと借金、転出後居所不明になって、または自己破産ということが大きなものでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと待ってください。

だから、その不納欠損ですが、そういう状況で、それじゃ収入未済額についてはこの2,977万8,430円というのは計上されているというのは、徴収見込みがあるのかどうか。以前ではもう卒園してしまつて3年も4年もたつという状況もあるんですが、どう対応されているんですかということです。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 未納についてもやはり失業とか転職の収入減とか、自営業の不振でございます。それで、今分納中というところが主な理由でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、決算審査資料の89ページ、私の資料要求ですが、保育所運営費、入所定員増、減免廃止、職員及び臨時職員の人員配置について、市長方針に基づく今後の計画という形で資料要求をさせていただきました。そうすると、公立保育所の運営については毎年精査を行い、適正に支出に努めていると。この適正に努めているというのが2億円を超える額にもなるのかどうかということです。先ほど言いましたように、民間は6カ所で6億円、公立の2カ所は2億円を超えるという、数字上がここ出てますよね。2億7,000万円、民間は6カ所で少なくとも6億3,000万円、約2倍近くの支出があっているけど、この適正なものは考えているのかどうかと。それから、市長としてはマニフェストに60人を90人にすることが書かれてますが、適正、だから今度もいろんな形で臨時職員やいろんな部分をどんどん、ほかの民間では少ない人員で清掃もしている、それなりの努力もしているんだけど、公立だけは清

掃業務まで入れて、職員も過剰的になっているが、やっぱりその辺の部分については民間並みの指導をされるべきじゃないですかというのが私の考え方です。だから、そういう、この中には適正支出というのは、やっぱり内部努力をさせるというのが原則ですよ。私ども、それが議員として当然問題点があれば指摘することもできるわけですから、まずこの問題はやっぱり公立の保育所、数字で出していただくとこんな大きな金額の差があると。そりゃ長年の勤続があるでしょう。民間と個人との差もありますけどね。ここはまず内部検討をいただきたいと。

それから、次の減免廃止の問題については協議をしているということですが、30%の減免は協議をしているだけで解決はあるのかどうか。保育所の中には、特に南保育所の滞納額の方が相当多かったと思うんですが、この問題についてはやはり減免問題も含めて、見直しを行う必要があるんじゃないかと思うんですが、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） まず、1点目の方だと思いますが、経営努力といえますか、公立と民間とを比較してのところの歳出の努力というところをお尋ねと思いますが、この件につきまして、その差の一番大きいものは人件費だというふうに把握いたしております。もちろん私立の保育所も公立も、児童の人数によって配置する保育士の人数が決まっております。そういった中でやっておりますので、人数的には公立が保育士が特に多いとか、私立の保育所が少ないとかそういうことではなく、そこに配置されている職員の年齢層、そういったところで職員給与体系が大きく違いがあるというふうに認識いたしております。その差が一番大きく公立保育所と私立の保育所の支出の差であるというふうに思っております。

それから、公立保育所におきまして清掃委託業務というものがございます。この分につきましては、日々の清掃ということにおきましては本庁職員と同じに保育士も清掃を行っておりますが、これも本庁と同じくワックスがけとか、それとかガラス清掃、そういったものを年に3回ほど委託契約をして実施しているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ちょっと部長、私、減免問題についてはちょっと聞き漏らしたんですが、再度説明を。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 減免につきましてはこれからでございますが、今30%というところからの減免がスタートいたしまして、先ほど人権・同和政策課の課長もいろいろご説明をしましたように、こちらの方も事務事業評価検討会議の中で、将来的な計画を持ちながら地協の方と協議をさせていただきながら、年々その減免率を下げた廃止の方向に持っていくという形で進めております。今現在、昨年平成18年度は30%、そして平成19年度は25%で今協議をしている段階でございます。ただ、決定まで至っておりませんが、まだ今から協議をしながらこの減免率でお願いをしていくという方向で進めているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 次に、決算資料の追加資料17ページをお開きいただきたいと思います。

大変忙しい中に長時間かけて平成14年から平成18年までの保育所別の収入未済額を出していただきました。私これを見ておりまして、減免を30%行っているのに、公立の南保育所については720万1,970円、私立の保育所含めてですが、先ほども言いましたように2,715万1,720円あるということで、当然平成14年の入所者についてはもう卒園している場合もあると思うんですね。特に、以前からもあるように、星ヶ丘の部分、ここが当初この平成14年からずっと来てますが、大変大きな金額になっていると。こういう未納については、当然個人的なプライバシーの問題もあると思うんですが、当然保育所に入所されている方々に対してどのように徴収を行うのかどうか。大変な人件費、そういうものが市の財政から持ち出されている状況はここに具体的に書かれておりますので、今後の徴収努力をどういうふうに行われているのかをお聞きしたい。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 年間を通して、滞納者との接触を中心に今取り組んでおります。日常は、電話催告、それと分納相談をしております。それと、また子育て支援課とともに夕方退所時間に保育所に出向き、保護者と面談し徴収に努めております。また、さらに夜間訪問等を、12月、それと2月から5月、閉鎖期間まで5カ月間徴収率向上のために取り組んでおります。そういったことを今からも地道にしていきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 安部委員。

○委員（安部 陽委員） 武藤委員が言われましたが、私もう3年か4年前にも保育所の窓口でやったらどうかと、そこで今プライバシーだとかいろいろ人権問題が出てくるかもわからないけれども、やはり父兄の目の前で連れてきているところでやった方がこういう徴収率は上がると思うんですよね。そういうふうに関特別収納課で、全然関係ないところで一括、それも機能的かもわからないけれども、窓口の、そういう保育所でやった方がこういう連鎖反応がないんですよ。もう私も納めなかったらそれで終わるわというようなことでみんながこうして、それがこういう結果に増えてきているんですよ。やはり人の目の前で、あら請求されたら困るなと思われたら、やはり払っていくと思いますが、その点切りかえができないかどうか。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 委員さんがおっしゃるご意見も重々理解いたしますけれども、徴収権の問題ですとか、保育料の賦課の問題、いろいろございます。そういった中で、今現在特別収納課の収納徴収ということとあわせて、月々の保育料の納付書も各保育所に現場に持って行って、基本的には手渡しでお願いしている。それから、滞納が続いているようなところには、督促状等預かって、保育所に行きまして、保育所の園長先生とかにお願いして、直接そういう納付書が渡せるような形にはしておりますけれども、今委員さんがおっしゃいます直接の徴収というところは、まだまだ法的ないろんな壁がございますので、即それに移

行できるというところではないと思います。今後、研究、検討していくことも大切だとは思っておりますが、以上です。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 今、どういうふうな回答だったか、今の、しないということと思うけども、子供のおるところでそういうことをしたら、子供同士の目の前でするようなことになったら、いじめだとかそういうものになるから、そこは私は十分考えてやっていかなきゃいかんというふうに思います。そりゃ、滞納は滞納としてしっかり取っていかなきゃいかんけども、それと子供の教育だとかという部分に影響があるということなども十分配慮して、そこは対処してもらわないと私はいかんというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 私の方の説明が不足していたと思いますが、今保育所に直接出向いて行って、そういう未納督促ということにおきましては、やはり配慮をしながらということでやっておりますので、児童の方に見えないように、そっと保護者の方を保育園の方の園長先生に呼んでいただいて、別の部屋にこちらの子育て支援課の職員が待機しております、そっと話をさせていただくというやり方で実施させていただいております。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目学童保育所費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目乳幼児医療対策費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目家庭児童対策費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 158ページ、生活保護に入る前にちょっと私ももう全般的な問題がありましてね、資料要求をしました。追加資料の42ページをあけていただきたいと思うんです。この中にあります中央公民館使用料として、ここでは金額2万940円ですが、各款に出てきます。それから中央公民館の使用料としては、そのまま握っていただいたまま、47ページの一番下に中央公民館の昨年の利用料金として975万1,975円入ってきております。私もいろんな方から中央公民館の利用に対して、舞台操作に対する利用料が高いと。それで、ここに私、業務委託契約書を、ジーケーという委託契約書を提出をいただきました。これを見ましたら、45ページに1人当たり4時間以内の料金とか8時間以内の料金というのが45ページに入っております。だから、そういう状況でそういう部分になると思うんですが、勤務時間についても具体的に出されておまして、ずっと1日の勤務は8時間とすると、1人を常に常駐させるという状況の中で出されてきているんですが、とりあえず42ページを見ていただいたらわかるように、1人の常駐に540万5,400円出されている。筑紫野市は417万9,420円、九州舞台、そして舞台補

助員が公演時に2名とかですね、ところが逆に大野城市というのは大変大きなまどかぴあというのがありますが、ここは3人常駐で1,851万6,750円で、常に3人が常駐しているという状況があります。逆に、筑紫野市の生涯学習センター、ここではやっぱりジークーが委託を受けているんですが、ここは1人常駐で289万8,000円ですね、300席ですが、舞台操作2名。那珂川ではスカイネットワークの場合については、820席で、約1,000万円で、舞台操作2名とあるんですが、このジークーについては、できてこの施設から一度もこの業者がかかったことはありません。何かをしたいと思えば、この舞台補助員の費用の方が高いという状況。だから、その都度施設を使う場合については、あれなんです、何かこの部分について市民から公共施設を使うのに舞台操作に大変な金が必要と。この金額的について、舞台操作3名ですが、この1名分も含めて請求されてくるのかどうか。その舞台操作に3名必要であれば、4名分も含めて利用者に請求されるのかどうか。しかも公共施設が使うときには、今後見直しがなされると思いますが、市もわざわざあそこを使うために舞台操作費用を出しているという状況が、今後の減免ではもう要らなくなるのかどうかわかりませんが、この長い期間一つの業者だけにやるんじゃなくて、ここにあります九州舞台だとか、ファナとか、エスエルアイとかですね、スカイネットワークとか、ホール席については筑紫野の300席が一番少ないんですが、ここ見直す必要があるんじゃないかと。市民から、何と公共施設を使ったけど、舞台操作費用に20万円もかかったよとかね、そんな部分、4名から5名、大きなショーをすると必要になってくるんですよ。その人たちの前日の舞台操作のリハーサルから当日の本番からと、公共施設使用料よりも舞台操作費用に金がかかり過ぎるという批判が出てきているんですね。だから、これはあれができてから一度もジークー以外にかかったことはありませんが、この期限がはっきり言って平成18年6月7日の契約で、この契約期間については具体的に載っていますが、ある一定見直しをする考え方がないのかどうか。ほかの業者にもある一定、メンテナンスとか、そういう状況の契約状況になってますが、見直す考え方はないのかどうか、それによって安くなるかどうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（吉鹿豊重） 今武藤委員さんが言われましたことは、監査事務局でも指摘を受けまして、今までずっとジークーに随意契約をいたしておりました。一応指摘の事項もありましたので、平成18年度は一般競争入札を行いまして、言われましたように減額を9月の補正にいたしております。今後とも、契約が切れれば、同じように指名競争入札で行いたいと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 3項生活保護費に入ります。

1目生活保護総務費について質疑はありますか。

中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 生活保護費の中で住宅扶助費について、3月に一般質問しとりましたけども、代理納付について今年の秋ぐらいから考えたいということだったんですけど、その後ど

うなりましたでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 福祉課長。

○福祉課長（新納照文） 代理納付につきましては、お約束をしておりましたので、今ちょうど通知書を発送したばかりでございます。したがって、10月1日から適用にさせていただこうというふうには準備を進めております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目扶助費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4項災害救助費、1目災害救助費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ次、4款衛生費に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目予防費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目母子保健費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目老人保健費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目精神保健費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目環境衛生費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 173ページ、2点ありまして、資料要求をいたしておりました環境施設組合関係です。それで、環境施設組合を見ておりまして、決算書、皆さんのところにはないと思います。それで、特別に今事務局から借りてきました。基金の繰り入れが2億5,000万円、平成17年度行っておりますが、まずあの施設を崩すのにダイオキシン対策を考えると大体100億円近くかかるんじゃないかというふうに言われてます。全部覆って、それからその処分の内容、産業廃棄物扱いになります。そういうあの施設を稼働させるよりも崩す費用の方が高いという状況がありますが、こういう状況の中で基金が昨年度2億5,000万円繰り入れられてますが、まずこの基金総額は幾らなのかどうか。それから、以前から筑紫野市の筑慈苑にお願いをするという話であっておりますが、当然ここの大野城太宰府環境施設組合から加入金的なものが出せるのかどうか。現在、整備基金として1億2,976万6,598円という現金があります。それ

から、基金の関係があります。それから、急遽今見ているんで申しわけないんですが、そういう将来の問題も含めて、維持管理の費用もかかりますが、まずあの施設はもうそのままずっと置いとくのかどうか。40億円かけて稼働すれば、本来はもう解体費用は要らないんですが。そういう環境施設組合については、市長が出ているのか、副市長が出ているのか、まあ議会も出てますが、あの太宰府市の焼却施設についてどうするのか。それから、太宰府市の環境施設組合として筑紫野市に加入する場合には、この環境施設組合の積立金を利用できるのかどうか。筑紫野市がですね。そういうものを見ておりまして、基金の繰り入れは平成17年度2億5,000万円してありますが、残高が大体どのくらいぐらいあるのか、ちょっとその辺を知っておきたいなど。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 基金については、ちょっと確認しておりません。できておりません。

それで、施設の解体につきましては、現在あの施設をつくったときの起債償還が続いております。それがたしか平成20年度か平成21年度で終わります。それが終わりましたからの解体ということですので、具体的にはまだ組合の方で決まっております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） とりあえず、これだけの決算書があつてね、繰り入れて基金として2億5,000万円、平成17年度とりあえず太宰府市と太宰府市が、ここに出されておるように、はっきり言って6億8,450万6,000円もの太宰府市の方に支出をしているんですよ。ところが、ごみの焼却施設はしてないんです、この環境施設組合。今焼却灰の処理は、早よ言えば福岡市からの受け入れをしていますよね。ところが、6億8,000万円も出している。そのうち2億5,000万円はためたと、平成17年の部分で。ただし、今度償還終わったら崩すとすれば100億円ぐらいかかると。ただし、今度は南部環境施設組合としてつくるときには、太宰府は解体費用は要るし、加入金としてまた40億円ぐらい要るという問題もあるんだけど、それと同時に環境施設組合が筑紫野市にお願いするためには大変なお金がかかるが、この環境施設組合から財政的な負担割合、太宰府市の負担割合が出せるのかどうかというのは、お聞きしたいと。

○委員長（清水章一委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 1点目の施設の解体、大きな問題でございます。先ほど課長が説明しましたように、起債の償還というのがございますので、太宰府市環境施設組合の組合の中でも十分議論をさせていただいて、どうするのかと。南部清掃の方は、協議会の方はもう平成28年度から稼働するというのは一応決まっておりますので、そういう方向に向かって、太宰府市、太宰府市でどうするのかという部分を検討する必要があるんじゃないかと。非常に大きな問題だというふうに思っております。もうしばらく時間がかかるのかなと思っております。

それから、2点目の何がしの部分でいわゆる筑紫野市の方に加入するときに組合からお金を出したかどうかというような部分に聞こえますが、これもですね、今筑紫野市の方からの回答が、どのくらいの加入負担金になるのか、どういう条件で加入負担金を払おうとするのかとい

うのが、まだはっきりしておりませんので、はっきりしましたら、まずは大野城市の方と調整をしまして、大野城太宰府環境施設組合で何らかの回答を出したいというふうには思っております。いずれにしましても、今のところ加入金を組合から出す出さないというのは、白紙の形になっております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それでは、今担当部長、それから担当課長の方から毎年基金総額というのが幾らなのかというのは、ここの中で出てきませんので、環境施設組合太宰府市からはっきり言って6億8,000万円、大野城市は8億円ぐらい出されておると思うんですが、当然余裕があるから2億5,000万円もはっきり言って基金の繰り入れは行ったと思うんですが、大体基金総額はどのくらいあるのかですね。将来解体するのにも大変な金がかかるが、そのための基金を積み立てているのか、そういう部分については明日のできれば、基金があるのかないのかもちょっと知りたいと思うんですね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 一部事務組合のことでございます。情報等については、これは透明性がありますから構わないと思いますけれども、またその組合長を私が今やっておるような状況です。今積み立てそのものの基金については、当施設組合の入り口から雨水等々であのブロックの塀がございますけれども、空洞化している部分等々ございます。順次、整備をし、危なくないような危険度が増さないような形での工事等々の必要性があるというふうなこと等もその要因の一つでございます。したがって、加入の問題等論議はしたことございませんけれども、基本的に私のスタンスで申し上げれば、それは別個の問題として考える必要があるだろうというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目公害対策費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 8目環境管理費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款2項清掃費、1目清掃総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目塵芥処理費について質疑はありませんか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 美化センター関係費の1は言っているんですね。

○委員長（清水章一委員） はい。後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 皆さんご存じだと思いますけど、アルミ缶の件なんですけど、武藤委員が

前回言われたと思いますけど、今また特に自転車にかなり袋に入れて持ち去っている人がいらっしゃるんですね。これの持ち去り方もまたひどく、かなり散らかして持ち去られるし、これの集合場所はどうも春日公園に持って行かれよう格好で、年間通してどのくらいの、今までの標準から見れば、持ち去られているものか。そうすると、それを前回武藤委員がおっしゃったときに、それをただの袋に入れているのを持ち去られているのを泥棒扱いにすることはできないということが行政の方から言われたんですけど、これが毎年続くようだと、何か屋根がついているとか、かごがあれば、それがその範囲に該当していくということになるんじゃないかなと思うんですけど、いかがなもんかなと。毎年毎年、それがなくなっていくようでは、太宰府の方の少しの収入減になっていくんじゃないかなと。換算するとどちらがいいんかなというような格好でお尋ねしたいんですけど。

○委員長（清水章一委員） 環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） アルミ缶の抜き取りの問題につきましては、これまで議会の中でご説明しましたとおり、筑紫地区4市1町の廃棄物担当課長会議の中でも対応について論議をし、筑紫野警察署にも出向きまして、取り締まりの手法等がないか、そういうことを尋ねましたけれども、結論としてはできないということでした。

どのくらいの被害が出ているのかという、当然抜き取られてしまっておりますから、量が明確にわかるものではございませんけれども、ここ数年のアルミの最終処分場、つまり美化センターから排出されます量は微減という形で減っております。つまりその他の部分が大体横ばいですから、それからするとその差として、処理量の5%ぐらいはやっぱり抜かれているのかなというふうに感じてはおりますけれども、先ほど言いましたように明確な量の把握というのはできておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目し尿処理費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項上水道費、1目上水道施設費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） そしたら、5款まで行きます。5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 本日は183ページの5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、本日の審査を終了します。

次の委員会は明日午前10時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 本日はこれにて散会いたします。

皆さんお疲れさまでした。

散会 午後4時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程

〔平成19年太宰府市議会 決算特別委員会〕

平成19年 9 月20日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 認定第1号 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

## 2 出席委員は次のとおりである（20名）

|     |            |      |            |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 清水 章 一 議員  | 副委員長 | 力 丸 義 行 議員 |
| 委員  | 原 田 久美子 議員 | 委員   | 藤 井 雅 之 議員 |
| 〃   | 長谷川 公 成 議員 | 〃    | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 〃   | 後 藤 邦 晴 議員 | 〃    | 橋 本 健 議員   |
| 〃   | 中 林 宗 樹 議員 | 〃    | 門 田 直 樹 議員 |
| 〃   | 小 柳 道 枝 議員 | 〃    | 安 部 啓 治 議員 |
| 〃   | 大 田 勝 義 議員 | 〃    | 安 部 陽 議員   |
| 〃   | 佐 伯 修 議員   | 〃    | 村 山 弘 行 議員 |
| 〃   | 田 川 武 茂 議員 | 〃    | 福 廣 和 美 議員 |
| 〃   | 武 藤 哲 志 議員 | 〃    | 不 老 光 幸 議員 |

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（42名）

|        |         |                     |         |
|--------|---------|---------------------|---------|
| 市 長    | 井 上 保 廣 | 副 市 長               | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長  | 關 敏 治   | 総 務 部 長             | 石 橋 正 直 |
| 地域振興部長 | 松 田 幸 夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三 笠 哲 生 |

|                         |         |                   |         |
|-------------------------|---------|-------------------|---------|
| 市民生活部長                  | 関 岡 勉   | 健康福祉部長            | 永 田 克 人 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長      | 村 尾 昭 子 | 建 設 部 長           | 富 田 議   |
| 会計管理者併<br>上下水道部長        | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長           | 松 永 栄 人 |
| 監査委員事務局長                | 木 村 洋   | 総 務 課 長           | 松 島 健 二 |
| 秘書広報課長兼総務課<br>消防・防災担当課長 | 武 藤 三 郎 | 政策推進課長            | 宮 原 仁   |
| 税 務 課 長                 | 古 野 洋 敏 | 納 税 課 長           | 児 島 春 海 |
| 特別収納課長                  | 鬼 木 敏 光 | 地域振興課長            | 大 藪 勝 一 |
| まちづくり企画課長               | 神 原 稔   | 産業・交通課長           | 山 田 純 裕 |
| 観 光 課 長                 | 木 村 甚 治 | 環 境 課 長           | 蜷 川 二三雄 |
| 人権・同和政策課長<br>兼人権センター所長  | 津 田 秀 司 | 福 祉 課 長           | 新 納 照 文 |
| 子育て支援課長                 | 和 田 敏 信 | すこやか長寿課長          | 木 村 和 美 |
| 国保年金課長                  | 木 村 裕 子 | 保健センター所長          | 木 村 努   |
| 建 設 課 長                 | 大内田 博   | 用 地 課 長           | 西 山 源 次 |
| まちづくり技術<br>開 発 課 長      | 大江田 洋   | 上下水道課長            | 宮 原 勝 美 |
| 施 設 課 長                 | 轟 満     | 教 務 課 長           | 井 上 和 雄 |
| 学校教育課長                  | 花 田 正 信 | 社会教育課長            | 藤 幸二郎   |
| 文化財課長                   | 齋 藤 廣 之 | 中央公民館長<br>兼市民図書館長 | 吉 鹿 豊 重 |
| 財政課財務係長                 | 平 田 良 富 | 財政課管財・契約係長        | 伊 藤 勝 義 |

##### 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 伊 藤 剛   | 書 記     | 浅 井 武   |
| 書 記    | 花 田 敏 浩 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ただいまから休会中の決算特別委員会を再開します。

本日は184ページ、6款1項から進めさせていただきます。

昨日は慎重審議をいただきまして本当にありがとうございました。通常の決算特別委員会でもちょっと若干遅れぎみでございまして、皆さん方も何時ごろ終わるんだろうという質問等もあっていますので、できれば5時をめに終わりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） よろしくご協力の方、お願いします。よって、質疑に関しましては簡潔明瞭に、答弁の方も簡潔明瞭にお願いしたいと思っております。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もし終わらなかったらどうなるんですか。延長ということでもいいですか。

○委員長（清水章一委員） そのときはそのときで皆さん方に再度お諮りすることになります。

○委員（武藤哲志委員） ありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） 6款1項1目。

環境課長。

○環境課長（蜷川二三雄） 昨日、武藤委員さんからお尋ねいただきました大野城・太宰府環境施設組合の基金についてご報告をさせていただきたいと存じます。

平成18年3月31日現在の基金現在高は1億2,976万6,598円でございます。

○委員長（清水章一委員） では、質疑に入ります。

6款1項1目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目について質疑はありますか。

（「ちょっと待ってください。3目農業振興費ですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 農業振興費。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） これ農業振興費が12万円ということですが、ちょっと今回お伺いしておきたいのは、今後太宰府における農業をどういうふうにとらえ方をしていけばいいのか。今いろんなところで中国の問題とか、いろんな問題、食糧に対する問題が起きておりますが、太宰府にもやはりこういう農業を一生懸命やってある方、いらっしゃるだろうと思うんですね。

そういう人に光を当ててね、いくべきじゃないかと思うんですが、今から区画整理がまた進めば、また田んぼも少なくなる、どんどんどんどんなくなると思うんですが、それに関して市の方針だけでも今回聞かせてほしいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 産業・交通課長。

○産業・交通課長（山田純裕） 今委員さんからお話がありました件でございますけども、実際年間に相当の農地転用、要は農地がなくなっていくような状況がございます。年々これは増えております。目的としましては、駐車場とかマンション建設とか、いろいろな分がございますけども、そういった分でどうしても農家の方に目を向けますと、担い手不足といいますか、そういった分で小さな農家につきましては、なかなか生産と、それからいろいろなコストの面でうまく成り立たないというようなこともございまして、今国の方では大規模、そういう大きな農地を集約しながら集団で作物をつくっていくというような方向になっております。

私どもとしましては、太宰府としましては、それこそ産地直売所、こういったもので今非常に人気もございますので、そういった形で小さな農家ではございますけども、つくる楽しみ、そして売って、そこで食べていただくというようなことで、そういうふうな形の農家を今応援してやっているというところでございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それで、これは予算の方の問題になるんで、今どうのこうのと言っても仕方ないけども、いわゆるこの農業振興費というのは、そういう目的に使うための費用じゃないというのは、これを見たら大体わかりますけども、やはりこういう農業振興費といいますか、次の推進費あたりでね、そういう太宰府は太宰府で、国は国の方針があるでしょうけども、太宰府の農業を守るために、やはり新たな道を見つけるとか、いろんな方法、策のためにね、もっとこの農業振興費というのはあってもいいんじゃないかというふうに思うんですよ。これを見ましたら、負担金とか、協議会とか、もうほとんど補助金とか、そういった関係の費用ばかりですので、本当の意味での農業振興、そういう人たちを守るというよりは、そういう若い人もできるような、必ずしも専業じゃなくてもいいんですから、太宰府は太宰府でも農業というものをもう一遍見詰め直していただきたいという要望を今回はいたしておきます。

以上。

○委員長（清水章一委員） 続きまして、4目都市近郊農業推進費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目農地費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項林業費、1目林業振興費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目林業管理費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7款商工費、1項商工費、1目商工総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目商工振興費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目消費者行政費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目観光費について質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 濟いませぬ。太宰府館のところでちょっと聞きたいんですけども、太宰府館は年々少しずつ予算が減っているんですけども、一つ市民の方からよく聞くのがですね、今館長が不在ということで、最終的な決裁は本庁の方でいろんな企画についての決裁が行われていると思うんですけども、いろんな申し込みをした際にですね、その場で判断ができずにはですね、申し込みをしたときにもしばらく待ってほしいとか、こういった演奏ができるのかできないのか、そういったこともその場で判断できないということで、あるいは今後ですね、この太宰府館に関して、今までと同じような形で経営を続けていかれるのか、結果として本庁が最終的な決裁場所になるような形で続けていかれるのか、もしくは将来的にはやはり独立したような道を考えておられるのか、もし今までのような形で継続していかれるんだとしたらですね、そういった市民の要望に対して即答できるような体制づくりみたいなのは考えておられるのかどうか、お聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） まず、あそこの利用申し込みのことについて申し上げますと、現在館長が不在ということですが、館長兼務で館長課長ということで私があちらの方におります。そういう中で、通常の利用形態であれば、もうその場で担当者の方で了解をしておるんですが、それ以外のどうしてもほかの分、例えば音、振動を伴うような利用形態、特にこれまで太鼓、打楽器関係についてはちょっとご遠慮いただきたいというようなところもありましてですね、その辺の判断を苦慮しておった部分がございます。そういうときにちょっとお待ちいただいて、みんなで話し合おうというところで、意見を聞きながら最終決裁を行ったようなところもありましたので、若干時間を要した部分もございますが、再度みんなで先日協議いたしましたので、一応そういうところもある程度認めていこうという合意はいたしましたので、今後ご迷惑をおかけするようなことはなるべくないような形で進めていこうと思っております。

あと館の運営でございますが、1つはやはり館の貸し部屋の方の利用形態でございますけども、それについてもいろんなバリエーションの使い方がございます。3階で講演会をするよう

なことは非常にわかりやすいんですが、それ以外に現在昼間の小・中学生の太宰府への社会科見学というんですか、遠足的なものの昼食の場所だけで3階を貸していただきたいというのも入ってきておりまして、その辺もスムーズに貸せるような形でみんなで対応を考えておこうということでマニュアル化をしていく、あるいは会議室についてもスムーズですね、貸し出しを行えるような形でやっていこうという受け皿の体制、それともう一つが物産関係のコーナーを持っておりますので、そこを今後どう展開するかということで、一応今行政で直営でやっているものですから、その範囲内で今後検討していこう、あるいはどこかの業者のですね、募集をするなり、今後の検討課題としてやっていこうというところで話し合いをしております。これは一つの行政の主体でやっていく場合のスタイルでございまして、これ以外のまた新たな展開ということになれば、指定管理者制度の問題でありますとか、そういうことになろうかと思っておりますので、今後あそこにですね、たくさんの方を呼び込むというスタイルの中で検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 観光宣伝関係委託料ですけれども、予算では当初100万円載っていたんですけれども、これは200万円ぐらいになっているんですけど、何か特別にされたのか、これが1点です。

もう一点ですね、トイレの清掃委託料というのが36万円載っているんですけども、市内にあちこちトイレがあるんですけども、それが観光用のトイレと、それから通常の公園のトイレもあるかもしれませんが、トイレがですね、観光客を受け入れる地区としてのトイレの状況ですね、余りよくないというか、そういうのがですね、全部じゃないけども。それから、トイレそのものがもう更新というか、便器なんかをかせないと、幾ら掃除してもきれいにならんような状況になっているトイレもあってですね、もうそれこそ何十年前の、その時代のトイレじゃないかなというような感じだから、やはりトイレの方のですね、清掃も月3万円で本当に何カ所しているのかということと、それでいいのかということの2点ですけど、1点ずつひとつお願いします。

○委員長（清水章一委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） まず、観光宣伝関係委託料につきましては、事務報告書106ページの中ほどのところに214万5,750円の明細を載せております。こういう形でPR関係を含めまして行っておりますが、今回はホームページが古くなっておりまして、これのリニューアルを行うのに194万2,500円を使ったということでございます。

その次に、トイレの清掃でございますが、確かに市内至るところに、観光ルートにトイレがありますが、観光課の方で担当しておりますのが、竈門神社の駐車場のトイレでございまして……。

（「1カ所だけ」と呼ぶ者あり）

○観光課長（木村甚治） はい。その分を清掃ということで、この月3万円の清掃で行っております、36万円。今ご意見いただきましたように、もう幾ら清掃しても、そのものですね、正直古うございます。もう三十数年たったトイレでございますので、今後下水の延長等を含めまして抜本的な建てかえということも視野に入れて検討していきたいというふうを考えております。

以上です。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） その竈門神社のトイレですが、これは持ち主というか、地主というか、オーナーというか、私はあそこのトイレを使おうと思うたら文句言われるというか、ちゃんとあいさつしていきなさいと言われたんですけど、ちょっとその辺のところをはっきりしてください。

○委員長（清水章一委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 竈門神社の敷地内には下の駐車場、まほろば号が回転するところの駐車場のすぐ横のトイレと、一番の上の本殿の横のトイレと2カ所ございます。うちの方が清掃費を出しておるのは下のまほろば号が回転するあの駐車場のトイレをうちの方が清掃を行っております。最近新しく建て直った本殿の横のトイレは竈門神社の方ですべて管理をしております、そういうような分担になっております。くみ取り料につきましては、下の駐車場も一応市の方でくみ取っておりますが、お金がなくなったら、あとはもう竈門神社の方で払ってくれということで、うちの方の予算の範囲内でうちの方がくみ取り料は払っておる状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 安部委員。

○委員（安部 陽委員） まるごと博物館、あるいは散策路整備で考えてあると思うんですが、やはり1年に1カ所ずつぐらい散策路全体を見ながら、トイレと水をですね、ちょっと水を飲んでもらったりする、そういう施設をね、つくるべきやないかと思うんです。今までずっとこう見てきておりますけど、やはり計画をしてもらって充実しないと、観光客の皆さんに、散策路こんなにありますよと言ったけど、途中でトイレもないというようではいかんからですね、そういう充実の計画図なんかつくって、毎年1カ所ずつでもつくってもらいたいと思います。ちょっと要望しておきます。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） 観世音寺の戒壇院のライトアップやけど、もう何回目ですかね、これは。これはジーケイが請け負っておるようですが、地元の業者はどうなっておるのか。これは随意契約なのか、それとも入札なのか、ちょっと。

○委員長（清水章一委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） 見積入札で行っております。提案制度という形でやっておりますが、年末から正月の3日から4日間程度でございますので、逆に正月になるとお寺さんの方に余りお見えになりません。そこで、イベントとか、そういう提案までもらってやるのか、今後の展開でございますが、ただ単純にライトアップでいくのかというところで、今後は淡々としたライトアップであれば、一般競争入札でも可能ではないかというところで、考え方をしております。

それと、時期が年末、正月でいくのか、あるいは街事がある違う時期にですね、ライトアップでやるのか、その辺を含めて新年度についてはちょっと違う形でやるのかなというところで、現在は検討いたしております。現時点では、提案制度でどういうことを幾らぐらいでやりますかということの提案、企画書の方で選んでおる随契という形になっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

田川委員。

○委員（田川武茂委員） 地元の業者もですね、そういうお話がありまして、いや、全然知らんと、そういうふうな話でございましたので、これはやっぱりなるべくね、福岡の業者より地元の業者を優先するような、同じ競争入札でもね、そういう方法をとってくださいよ。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 1つだけ聞いておきます。これたしか昨年も質問しましたが、実行されなかったんで、もう実行する気があるのかないのかわかりませんが、要するに太宰府館の大みそかの日の運営は、今後もう一切考えないのかどうか。あそこにおりますと、子供連れ、それから若い人たちがあの近辺で物を買って、あそこのベンチで寒そうに食事をしていると、中に入ることができればね、本当に宣伝になるのじゃないかと、大みそかの日が一番多いんですから、人数は。なぜあそこを開放しないのか、何のためにあれつくったのかというのはね、これは市の職員の方が出てきてする必要はないと思いますよ。警備員さえ雇って置いておけば、私は済むことじゃないかなというふうに思いますので、その気があるのかないのか、それだけ教えてください。

○委員長（清水章一委員） 観光課長。

○観光課長（木村甚治） まだ正式に決定いたしておりませんが、昨年度は大みそかは営業を行いました。落語年越し、年末のライブということでやりましたけども、ただそれは大みそか全体を通してはやっておりません。今年についても、まだ最終決定はしておりませんが、大みそかに人が集まるということの危険性といいますか、いろんなものもあるもので、これは警察協議も行う必要もあるというふうに判断しております。現時点では、昨年と同じような形で、夜は閉めるということで現在は考えております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 唯一人が多いときたいね。人が多いから危ないんであれば、あそこの通りはそれだけ、ちょっととらえ方が違うような気もするんですけどね。みんながみんなあそこに入って食事するわけじゃないと私は理解をしています。自分たちは歩道の方でね、11時ぐらいから夜中の2時ぐらいまであそこにおるのでよくわかるんですが、最近天満宮のおかげで流れが変わって、小鳥居小路を通過して帰るという人の流れができたので、随分あその前を利用する、今言われたように人が多いということで、それは危険と言われればね、危険、そういうふうに見えるかもわかりませんが、要するにあのあたりに来るのは、市内の人はおらんわけですから、県外、それから要するに遠くから来る人がせっかく太宰府に来る。あそこでそういうやかたがある。それは知らないでしょうけど、太宰府館というのを。どういうものがあるか知らないかもわからんけど、あつ、こういうところに憩う場所があるんだなということがわかるだけでもね、少しはいいんじゃないかなというふうに、いろいろ難しい面はあるとは思いますが、また検討してみてください。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 目について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） できるだけ物言うな、外ば見とると心が安まるというご配慮をいただいておりますが。

災害も大分復旧できたなあと思いながら。

205ページですね、271細目の地区道路整備関係費6,054万4,840円という金額があります。

まず事務報告書の63ページ、ここに公債費が書かれておりまして、長年地区ですね、地域改善事業をやってきました。旧地域総合整備事業債、こういう形での地方債、それから新たに地域改善対策特定事業債という形で上がっておりまして、大変な地方債がありますが、まず決算審査資料の9ページ、それでここ平成18年度、この一番大きな問題は、基準財政需要額というのがあります。これが経常収支に関係があるんですが、大変貴重な資料をお願いしましたら、担当課から出していただきました。これは平成17年度と平成18年度の部分の太宰府の交付税基準になる基礎です。ところが、平成17年度の部分を見ますと、基準財政需要額が平成17年

度ははっきり言ってここに出てきております単価費用補正額の部分や基準財政需要額については、ここで91億7,961万7,000円という金額が出てきております。ところが、平成18度はこの基準財政需要額が大変少なくなりました。ここで見ますと、91億円が90億3,972万6,000円です。今さっき地区道路整備事業というのは、先ほど事務報告書で言いましたように、63ページにはこういう元利償還を保証するという形で同和対策事業をやってきたわけですね。ところがですね、監査意見書、15ページ、今説明しました決算審査資料の9ページの平成平成18年度の基準財政需要額が監査意見書の一番上に載っております。90億3,972万6,000円、わかりますか、平成18年度が一番上、それから基準財政需要額というのが決算カードに出てきた結果、普通交付税が26億142万8,000円、特別交付税が4億405万1,000円という形で合計が決算上に出されてきているわけですね。ところが、決算審査資料の中で国がやはり基準財政需要額を6億5,201万4,000円も前年から、下げてきたために、交付税がこういう状況で少なくなってきたという、この内容を見るとわかります。私としては、こういう交付税が、市長も言われておりましたが、3億円近く減ると、12億円の事業に影響があるという、先ほども質問しておりましたが、私はこういう地方債の残高も含めてですが、今後はですね、こういう事業をやって交付税がこうのように削られたことについてですね、特別に交付税措置するじゃないかという状況を含めてですね、今後は市長みずから福岡県選出の国会議員や関係のですね、厚生労働省や財務省の方にも陳情していただいて、こういう交付税の基準が下げられて逆に平成17年度でいくと、やはり交付税の減額は少なかったと思うんですよ。ただし、国がこの基準をどんどん下げてくるもんですから、こういう具体的な資料を担当課から出していただいて、分析した結果、交付税が削られているというのがわかります。だから、やはりそれなりに事業をすることに対して、国が約束したことですから、それを守らないんですから、ぜひ今度は市長としてですね、こういう実態も含めて、太宰府はそれから関連する問題としては、史跡地の買い上げの7億円近くを含めて40億円を超える今までは現金で出していたのを借金にされた。そうすると固定資産税も入ってこない。維持管理にも大変な金もかかっていると、そういう特別な事情が太宰府にあるわけですから、ぜひこの財政確保のために今後は精力的にですね、福岡県選出の国会議員に対してですね、お願いをしていただかないと、このままだとどんどんどんどん太宰府はこういう交付税を削られてもやっていっているじゃないかという受けとめ方をされては困ると思うんですよ。その辺について私としてはですね、この資料をいただいてみて、余りにも国は、太宰府には冷たいなと、そういう感じがしましたが、この辺についてはどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 交付税、特別交付税も含めてでございますけれども、平成18年度でいきますと、本会議の中でも話をしたと思うんですが、4億円ほど減額になっておると。今、経常収支比率が100を超えたと、分母と分子の関係でありますけれども、歳入がそれだけ4億減れば、分子であります歳出削減を可能な限り努力しても1ポイントがここでご存じのように、大体1億円で1ポイントであるわけですから、4ポイントほど上がるというふうな計算。歳出がそれ

だけ伸びておりますので、それとの関連はありますけれども、今後におきましては国会、国の方に強力にこの辺の事情を請願、要請行動を行っていくということについては、当然私は実行していきたいと思っております。また、私も市長になってまだ日が浅いんですけれども、市長会の方に出席した段階においても、各市長の意見は今ご指摘のとおりでありまして、市長会、県市長会、あるいは九州市長会、全国市長会におきましても、同様の交付税の地元のですね、自治体の財政的に削減によって困っておるというふうなことを直接訴えておりますので、今後においてもその姿勢でもって私は上に向かって訴えてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） ちょっと戻って、道路維持費、いいですかね。ここで見てもちょっと出ていないんですけども、事務報告書にも載っていないので、直接ここで言うべきかどうか、ちょっとわからないんですが、青葉台と長浦台の道があります、変則5差路、まほろば号の行く通りですけどね。一昨年だったかなと思いますけれども、青葉台の一部が舗装をきれいにしてもらったんですよ。今年度に変則5差路のところからちょうど青葉台、長浦台の境界のところの山中米穀店というのがあるんですが、そこまでやるというふうに話を聞いていたんですけども、ちょうど真ん中ぐらいで、途中で終わっている。聞いてみると、掘削した30mmと思うとったら50mmしなきゃいけなかったから予算上できなかったと。それから、青葉台のまだ舗装していなかった先の方はまた舗装をされているから、何か一貫性がないなという感じがするんですよ。だから、こっちは舗装して、向こうはない、そしてまたもう少し下っていったら吉松側に行ってまた舗装がしてあると。あれは計画性を持って順番にやっていった方がよろしいのではなかろうかというふうに思うのと、ひどいから早くするということで、寝られんとかという苦情も随分私のところにも上がってきていますけれども、そういうのをされるのか。

それからもう一つは、掘ってみないと30mmなのか50mmなのか、舗装のそれがわからんのかどうか、掘削前にわからんのかどうなのか、わかるんならば、最初から30mmなら30mmで舗装ができないのかというようなことは随分地元の区長さんたちからも出ていましたから、この際、よければご回答願っておきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） まちづくり技術開発課長。

○まちづくり技術開発課長（大江田 洋） 青葉台、長浦台の通りにつきましては、昨年度と本年度、工事いたしております。現地の方で確認しまして、昨年度の予算の中でやれる面積というのが限られておりまして、その中で傷みぐあいのひどい部分、ちょうど商店街部分を舗装いたしております。その後、やはり地元の方からすべてやってくれと、バスが通る分やってくれということで、うちの方も計画しておりましたけども、今年度につきましては残りの部分、要するに変則5差路、それから米屋さんのところまで、それから昨年舗装しましたところからバスが曲がっていきます公園のところまでを計算しましても、やはり面積的に全部できないと。じゃあ、どこがひどいかということで出しましたところ、今ご指摘のありました部分について

は、よくはないけども、まだ耐えられるんじゃないかということで、予算の範囲内だけでその部分を残しております。

それから、舗装につきましては30mm、50mmという話がありますが、車道につきましてはすべて50mmでやっておりますので、最初から50mmで計算いたしておりますので、その面積と予算を計算しましたところ、どうしてもあの一部が残るという計算になります。その部分に、ほかの予算を削って持ってくればいいんじゃないかという話になりますけども、全体的でここで予算がありますように、市内全部の地域を2,000万円で側溝、舗装の整備をやっております。あそこだけ持っていくますと、ほかのところを犠牲にするということになりますので、来年度また予算をつくってあその部分にできればと思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） いやいや、予算等持ってから、うちの方、長浦台、青葉台を早うせいということを言っているんじゃないですよ。聞いたのは、30mmと思うとったら50mmにしなきゃいけないから予算がうんと要ったから、ちょうど真ん中ぐらいでとまっていますね。だから、そういうのは事前に、今のご回答では全部50mmということであれば、また私自身が地元の人に説明するのにね、もちろんそれぞれ議員さん、地元のことを優先してほしいという気持ちはありますけれども、それは市議会議員ですので市全体のことを考えていかなきゃいかんという意味では回答はわかりますけれども、全体50mmで統一をされとるというふうに理解していいですね。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目交通安全対策費について質疑はありますか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 駐車場管理委託料が259万円あるわけですがね、これはどこの駐車場ですかね。

○委員長（清水章一委員） 産業・交通課長。

○産業・交通課長（山田純裕） これ自転車駐車場ということで……。

（「自転車」と呼ぶ者あり）

○産業・交通課長（山田純裕） 各駅5カ所ございますけども、自転車駐車場ということでございます。

（「駐輪ね、そしたら、駐輪にせんといかんじゃない」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） これ駐車場と書いてあるから僕は聞いたんですよ。駐輪場であればわかりますけどね。

○委員長（清水章一委員） 産業・交通課長。

○産業・交通課長（山田純裕） 正式に申しますと、条例上もそうでございますけども、自転車駐車場ということになります。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目道路橋梁関連文化財調査費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項河川費、1目河川管理費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4項都市計画費、都市計画総務費について質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 景観形成関係費のところなんですけども、この景観地区調査業務委託料、これは平成17年度と比較して約400万円ほど増額になっているんですけども、これは何か計画に基づいて行っておられるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） まちづくり企画課長。

○まちづくり企画課長（神原 稔） 平成17年度は景観調査、まちづくり調査ということで懇話会を立ち上げまして、議論を行ってもらったわけですが、平成18年度につきましては、より具体的な資料とか、それから今までありましたいろんな資料の突き合わせ、それから整合をとるための委託をいたしました。それで、平成18年度は増えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目公園事業費について質疑はありますか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） ここで言っていると思って言わせていただきたいんですけど、梅林アスレチックスポーツ公園、これは建設課の担当になっているということで言わせていただきたいんですけど、小柳委員が一般質問で質問された意見に私も横から物言いたいぐらいあったんですけど、この前の市民スポーツ大会の開会式のところで、市長も見えてありましたのでよくご存じだと思います。小柳委員も申されましたとおり、あそこのトラックの草の生え方、異常だと思います。それと、もう一つ言いたいのは、草の生え方と、トラックがあって、その先にコンクリートで舗装した場所があるんですね、スペースが。これで人が今まで出ているんじゃないかなというぐらいの危険があるんですよ。というのは、ソフトボールとか、何でも運動する人が走って行って、トラックの位置までは思い切って走れるんですけど、そのコンクリート舗装したグリーンの色を塗ってあると思います。そこまで行った途端に一遍でひっくり返るんですよ、滑って。後頭部を打つと思いますので、あれはどうかするべきじゃないかなと思

ます。いつか大きなけが人が出るんじゃないかなと思うことが1つと、小柳委員が言われたトラックの草、その点の方の一つの案として言わせていただきたいんですけど、太宰府市役所にも野球部があったように、今の太宰野の運動公園、スポーツ公園ですね、あそこが昔社会人軟式野球連盟が管理をさせていただいていたときに、各チームから10人ずつぐらい出て定期的に草取りをやっていたんですけど、なかなか追いつかなかったんです。そこで、一つ出てきたのが、少年野球リトルチーム、この一つのチームが出てきましてですね、そのグラウンドを使わせてほしいという要望があって、使わせたんですよ。そしたら、もうやはり自分たちが使うグラウンドだから草取りはする、グラウンド整備はする、それは見事なグラウンドになったんですよ。公式もやっていたということも一つあると思いますけど、そういうふうな使い方を、例えば一つの案として、あのトラックの中を、例えば太宰府に高校があって、いま一つの考えは筑陽高校、ここなんかは陸上部が使うような運動場は持っていないんじゃないかなと思うんですけど、例えばそういうところに貸し出す、無料で貸し出すか有料で貸し出すか、そのところはやりにくいところがあるかもわかりませんが、そういう貸し出しの仕方をされて、そのかわり管理はちゃんとしてもらえませんかというようなことをすれば、維持費がかからず、いつもあそこがきれいになっているんじゃないかなと、自分たちも社会人のときに使わせたことが頭に浮かびまして、一つの案として報告したいと思います。

それと、先ほど言いましたコンクリート舗装、あそこはもう早急にどうにかするべきじゃないかなと思います。大きなけが人が出る可能性はあると思います。

○委員長（清水章一委員） 答弁は。

○委員（後藤邦晴委員） ちょっと答えてもらえればありがたいんですけど。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 梅林アスレチックスポーツ公園のトラックにつきましては、私ども現地を見てから本当に陸上競技ができるような状態でないのは事実です。一応、単なる草取りだけでなく、トラックそのものを何か改良をすることが必要なということで今考えております。ただ、トラックの周りにジョギングのコースだと思いますけど、事故の報告は今のところ受けておりません。

それと、例えば社会人とかリトルリーグに無料貸し出し等については、今のところ教育部と協議しないと、今回答はちょっとできない状態だと思っています。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） もう一度だけ。だから、早急にできないと思いますけど、それを大いに検討するべきじゃないかなと思います。それと、今言うたコンクリートの舗装の件ね。

○委員長（清水章一委員） 中林委員。

○委員（中林宗樹委員） 梅林アスレチックスポーツ公園の水道の件ですけど、今全部水道をとめてあるということで、あそこでスポーツをすればですね、汗をかきます。そして、結局汗をか

いたまま帰らにゃいかんというので、ちょっとあそこで車を洗ったりされるから今とめていますということらしいんですけども、何か工夫をして、何とか洗車には使えないけど、ちょっと手が洗える、水をもらってちょっと冷やす程度のそういう器具はあるので、そこら辺を何とか対応できないかということで、利用される方からちょっと意見をいただいているんですけど、それについてお答えいただけませんかでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 今管理棟は閉鎖しておりますけど、あずまやの横のトイレが利用できますので、水は出ますので、そちらを利用されれば、汗等をふけることはできると思います。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 要望でございますけれども、この梅林アスレチックスポーツ公園の件が今ちょっとほかの委員さんからも出ておりますが、トラック、それからその上のアスレチックですね、その辺を本当に緊急に取り組んでもらえるように強く要望するとともに、トラックの面につきましては、隣に情報大学がございます。そして、先ほど出ました筑陽高等学校の陸上部、この方たちが本当国体の選手にも選ばれるような実力を持った方々が、この太宰府の中にいらっしゃいます。どうぞこの方たちが力をつけられるような場所の提供になるように、そしてまたそれを通してですね、太宰府市で練習していたよというふうな、そういうふうな本当に心を持って、それから本当に連携、例えば社会教育課と今建設課がなっていますよね、その辺の連携をね、深められて、情報交換をしながら、一日も早い、よく利用できるような市民サービスに努めてもらいたいということは、強く要望しておきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） はい。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） だれ。

（「委員長、雑談をとめていただけませんか、聞こえません」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 静粛をお願いします。雑談がうるさいということです。よろしくお願いします、ご協力のほど。

質問しているときには雑談をしないでくださいということです。よろしくお願いします。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今質問された方々と若干意見が違うところがあるので質問しますが、梅林アスレチックスポーツ公園、これを本当にどうしようと思ってあるのか。トラックを貸し出したり、使ったりする気持ちが、気持ちじゃなくて、そういうことはもう無理なんだととらえてあるのか、どうかだろうと思いますよ。使わないから草は生える。要するに、今後そういう

市民サービスを考えても、あそこは使わないと、高校なり中学はもう使いませんよというのであれば、幾ら整備しても一緒ですばい。もうトラックはやめた方がいいと僕は思うんです、使う人がおらんのなら、頑張っても。今までそう、でき上がってから今までですよ、皆さん方努力はされたんでしょうもん、しかし現実使ってないじゃないですか。それをどうするかですよ。このままトラックとして設けるのか、もうトラックはやめて完全な広場にして、ほかの何かスポーツをしたいという、そういうところが出てきて、そういうところに転用するかどうかということをおね、僕はもう考え、結論出す時期に来ているというふうに思いますので、その意見だけ述べておきます。回答は要りません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 梅林アスレチックスポーツ公園をつくるときの経過というのは、ここにおられる執行部の方、おられると思ってですね、ああいうものを筑紫地区で、こういう施設をつくろうというのが議会にも提案がありました。そして、どういうふうな、石垣についてもどんな模様にするかという具体的な提案がなされた経過があります。で、あれだけな立派な施設なんです、いろんな利用目的があるんだけど、それがまだ具体的に市民に周知もしていないんじゃないかというのが1つあるんですね。だから、当時、アビスパ福岡の練習施設として使わせたこともあります。それから、あそこで野球、ソフトもできるわけだし、ある一定の利用活用を、先ほどから各委員から質問が出ていますが、立派な施設です、つくった部分。これができたときには、この筑紫地区でも最高な施設だったと思うんですよ。先ほどから水が使えないとか、事務所の部分についても閉鎖しているとか、ある一定お子さんが遊ぶためのアスレチックみたいなものも、ある一定附属していますが、まず所管の管理が市長部局ですか、使用については教育委員会にかかわる問題もあるんですけどね、これ一度総合的に、事後評価というのがありますが、ちょっとやはり大幅な見直しを行う必要があるんじゃないんですかね、社会教育活動を行う上においてね。で、とりあえずあれだけの施設があるという、しかも使いやすいようにいろんな形で方法を考えることができると思うんですけど、内部的に協議を、これだけ委員会、こう出されてきているんだけど、もう大体借金も終わるころだと思いますよ。あれをつくった、昭和56年ぐらいに着工した経過がありますが、その後何か計画、利用向上というような、指定管理者にしておりますが、何か内部的なものはあるんですか。

○委員長（清水章一委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 先日の一般質問からこの梅林アスレチックスポーツ公園の件で出ている考え方といたしましては、さきに教育部長の方が答えました経過も得て、立派な公園ということで、いろんな公式の競技にも使える、アビスパ福岡も以前使ったというようなことですから、基本的にはそういう形で今後も進めていくということは、いささかも変わっておりません。しかしながら、昨年度いろんな事情があつて、建設部の方で管理運営、そういうものをしていくということで、ちょっと過渡期でございまして、今のような市民にご迷惑をかける状態になっております。再度、ずっと意見を賜りましたので、どうするべきかというようなこと

で、市民に対して、それから維持管理、地域の人の力をかりるとか、学校の力をかりるとか、今申されましたので、そういうところもあわせて検討をしていきたいということで、市民に貸し出す、近隣の地域の方が使っていただくということについての考え方は、教育部長が言ったとおり全然ぶれておりません。ただ、今維持管理上、多少過渡期で問題があるということでございますので、今後工夫していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あれだけの立派なトラックがあつてね、陸上競技用の施設というのは、利用というのは余り高くないと思うんですよ。だから、もうトラックをある一定ね、変えて、バックネットをつくったりして、ソフトボールだとか野球だとか、今野球をする施設というのは、小学校、中学校の校庭か、大佐野のメモリアルパークの下的一部分とですね、それから大学の部分を借りる、高校の部分を借りるということになっているんだけど、それと一番大きなのは、北谷のですね、球場ですけど、特にスポーツが盛んで、私の方にも、1位になった、優勝したの、3位になったのとかですね、空腹のために腹が減って負けたとか、いろいろ入ってきますが、ああいう陸上競技場が現在太宰府に本来必要かどうかというものも含めて、やはり見直しをしてね、ある一定の資本投下をして、バックネットをつくとか、あれだったら、私2面ぐらいのね、スポーツ施設になるんじゃないかと思えますよ。

だから、トラックがあるばかりにね、陸上競技場の部分ですが、それとその中の部分、大幅にちょっと利用増を高めるといふか。本来公共施設というのは、収入と支出のバランスは絶対に保てないということ。どれだけ利用率があつてこそ、市民にその社会教育や福祉が返されたかということになるんですよ。だから、その利用率が低いというのは、やっぱりその見直しをする必要があるんじゃないかと。そのために、ある一定のやっぱりかかる費用があるならば、使用目的について、あれをつくって二十何年になるし、あれだけの国からもらった借金も、もう終わっていると思うんですけどね。それならば、目的を変更することも可能じゃないかなと。ただし、社会活動、スポーツ活動に使うことには何の変わりはないわけですから、だから内部的にちょっとぜひやっていただきたいなと。議会も1度使わせていただいたことがありますので、その辺はぜひ、いろんな方から出ているのに、そういうトラックがあるために、陸上競技場みたいな形になっていることについて見直しを検討いただきたいということです。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） いろいろ今から考えを皆さんがされると思うんですけども、いわゆる先ほど言った、立派なトラックしかないんですよ。わかります。立派なのはトラックだけでしょうが。ほかの施設がないんです、それに付随した。要するに、中途半端なんですよ。アビスパ福岡が使った、1回か、何回使ったかわからない。もうそれで、それ以上使わ……、来んでしょう。そういう施設じゃないんです。立派なトラックがあるだけなんです。要するに、そういうためにつくってないから、そういう施設には、使うことはできないんですよ、あれは。だか

ら、今後何か目標を決めてされるときには、私は相当なお金をかける必要があると思いますよ。中途半端の予算を立ててね、中途半端に終わるようなことだけは、今回だけはね、してほしくない。あれができ上がるときからもう見えているんですから。スタンドもない、応援にだれも来ない、そういうところで陸上競技をやりますか。それは皆さん方も見てわかるでしょう、もう。それなら、今武藤さんが言われたように、トラックを全部やめて、今一番利用が高いのは少年ソフトボールでしょうが。歴史スポーツ公園で自分たち苦労しながらしている。これはもう毎週のごとくやっているんですから。そういう施設にしまえば草なんか生えませんよ。立派なグラウンドに私はなと思う。ただ、その場合は、ほかのことは使うことができないので、それはよく検討されて、皆さん方がこういう方向が一番いいというものをね、ぜひ見出していただいて、そのときには予算をたっぷり使って、いや、そうせんと中途半端に終わる。もうちょこちょこちょこちょこだけはやめてください。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） いいですかね。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 今委員の各位から、この梅林アスレチックスポーツ公園あるいは太宰府館にしてもそう、あるいは市民の森だってそうです。全体的な観点から、それぞれの見直しが私は必要だろうというふうに思っております。管理運営等についても、今所管が幾つかに分かれておると、そういったことによって、片や草刈りをしておる、片や草刈りをしていないというふうな、そういった現象も、今までも指摘があっておりましたし、そういった状況を踏まえて、文化スポーツ振興財団に一元化をしたというふうなこともございました。しかしながら、一元化したとしても、十分な機能を果たすことができなかったというようなこともございます。今また分散をしておるような状況。今の横流れをきちっと変えていくと、市民から見て、市民から見てどうなんだと、公園は建設課であろうと社会教育課であろうと、市民から見ればそんなことは関係ない。やっぱりきちっとした、市民が自由に使えるような、目的に使えるような形で、私どもが創意工夫していく。縦割りを排除し、横流れの中でつくっていくと、管理運営していくと、目的、効果を考えてやるというふうな、そういった機能を持った組織、そういったところを今後心がけて、一元化を図っていきたいというふうに思っております。皆さん方から出た意見については、私どもの方としても相当な改善の必要があるというふうに思っておりますので、その辺のところでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 済みません、何遍も。最後に1つだけ。今言われた、福廣委員たちが言われた意見の中で、太宰府で唯一芝のあるグラウンドはあそこだけなんですよね。で、太宰府の今ソフトだけが、少年ソフトとかおっしゃること、もちろんよくわかるんですけど、サッカー、子供のサッカー、子供のラグビー、これは本当に、大会をちょっとするときには、あそこ

へ、もうメイン会場で使っているんで、それは本当に思うとってください。もう芝を抜いてしまおうと、子供たちの楽しみ場所の、芝のある楽しみ場所がなくなってしまうんです。小学校とか中学校でサッカーやっているけど、本当に芝のあるところでやりたいという子供の考えも頭に置いてってください。それだけです。

○委員長（清水章一委員） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時13分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議に入ります。

3目土地利用費について質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） いいですか。

橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 公園管理費。

○委員長（清水章一委員） はい、公園管理費。

○委員（橋本 健委員） いいですか。

○委員長（清水章一委員） いいですよ。

○委員（橋本 健委員） ただいま梅林アスレチックスポーツ公園で話題が集中しましたが、歴史スポーツ公園、これは前回ですね、ジョギングコースのラバー、これを改修していただきまして本当にありがとうございました。皆さん喜んでいただいております。それで、前回も担当課に何度かお願いをしました台風で飛んだ看板、注意書きの看板があります。犬の散歩をやめましょうとか二輪車の乗り入れをやめてくださいとか、ああいった看板が飛びまして、その後、整備設置をされたのかどうか、その点と。

それから、街路灯がありますけれども、街路灯が用を足していない。といいますのは、枝葉が伸びて光を遮っているんです。だからこれを、防犯上にもちょっとひっかかってきますので、その辺の手入れをされたのか、伐採されたのかどうか。2点、お尋ねをいたします。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 看板につきましては、今撤去して、設置する方向で検討しております。

それから、私もあそこはよく朝の散歩で利用しますが、言われるとおり、防犯灯が桜の木とかほかの木で、確かに明かりを遮断しているところがありますので、再度現地を確認して、剪定できるようでしたら、現地を確認したいと思っています。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 私も昨日ですね、夕方、街路灯に関してちょっと見て回ったんですが、

やはり一方の方から見るんじゃないくてですね、やはり周囲から見て枝葉を伐採していただきたい。一方向から見ると光は見えますけれども、全体、周りから見ていただいて、どこを伐採したらいいか、効率的な、光が見えるようにですね、明かりがしっかり通るようにしていただきたい、それだけお願いしておきます。

○委員長（清水章一委員） 佐伯委員。

○委員（佐伯 修委員） 私も歴史スポーツ公園に行くんですけど、ひとつ雨の日に一度見てください。水たまりがあって通れません。それだけです。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 公園全般についてお尋ねしたいんですが、この公園委託料ですね、維持管理費の中に、今現在桜の木がですね、桜の葉っぱを毛虫さんが物すごく食べまして、ほとんど全滅しているようなところがあったり、その下を通る子供さんたちやら散歩している人たちが、ちょっと消毒はどうなっとっちゃろかということなんですが、この中に含まれているんでしょうか、それとも別枠にあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 維持管理費の中に消毒は入っておりますけど、基本的には消毒はなるべくしない方向で検討しておりますので、毛虫等が発生したときには、情報を提供いただいた時点で業者の、造園業者の方に連絡して、すぐ対応するようにしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目土地利用費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目土地区画整理事業費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目区画整理関連文化財調査費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5項住宅費、1目住宅管理費、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目、質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 233ページのスクールカウンセラー活用事業費なんですけど、まず1つ聞きたいのは、今でも1人の方が何校か兼任をして担当してあるのかということの確認が1つ。

それからですね、何件かちょっと要望というかお話を聞いているんですけども、児童・生徒あるいはその保護者がですね、スクールカウンセラーとその人間関係の構築ができないと、そういった場合に、スクールカウンセラーに対してその相談事業ができない場合に、どこかほかの受け入れ先があるのかどうかということで、教育委員会としては、そういった場合には、どこか考えておられるのでしょうか。2件、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） スクールカウンセラーにつきましては、年35週の8時間ということで、県費負担で派遣されております。平成18年度の状況としましては、学業院中と太宰府西中で1人、それと太宰府中と太宰府東中に1人ということで、2人派遣されております。

子供とのかかわりの部分でございますけど、基本的にはこのスクールカウンセラーの方を通してですね、いろんな相談業務等を受けていただくということで行っておりますが、その人間関係の部分でございますけど、あとの部分につきましては、そういう専門的な、何というんですかね、知識を持たれているようなところに行って相談していただくというようなことになっていこうかと思っています。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目同和教育費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず決算審査資料の4ページにですね、私の方で児童館促進学級の学校教職員の参加状況の費用弁償、支出状況という形で資料を出していただいた。学校の先生とい

うのは、もう本当大変な状況だと思います。夏休みがあるわけでもありませんし、それから本当に朝早くから夜遅く、学校の中での仕事というのは大変な状況ですね。それに、学校職員の、教職員がこういう促進学級にですね、延べ340回という参加がされているというのがここに出ておりまして、事務報告書の32ページ、一番上にありますこの促進学級、この毎週月曜から金曜、それから教科指導という形で、毎週やはり同じように月曜から金曜、この数字との関係で出てくるんですが、ここの部分、教職員の方というのは、見た感じ、普通の市民の方は、学校の先生は春休みがあるなとか夏休みがあるなというふうな誤解がありましてね、本当学校の先生というのは、私から言うなら、もう小学校の先生やら中学校の先生にはなるもんじゃないと思いますよ。教育長を前へ置いて申しわけないけど。何かあればもうその教職員としての責任がある。それからやはり不登校の問題があったり、今渡邊委員からあったように、問題があれば対応しなきゃいけない。それから、今の教育、国の方針から見るとそれに従わなきゃならない。今後は何年かによってまた再試験的なものも受けなきゃならない。もう本当、教職というのは大変な状況の中に、しかも38万7,600円も児童館に行って報酬的なものも支払われているのがこういう形で初めて出てきました。そのために、ここには南隣保館、児童館については社会福祉法人「みらい」に委託しているわけですから、ここの部分についてはその委託先にですね、やはりお願いをしている以上はこういう教職員は派遣する必要ないんじゃないかというふうに私は思うんですが、今後即、これは決算上出てきますけど、平成18年度はもうやってきておりますが、ああ平成19年度も。平成20年度はやはりこの辺は市長部局と協議していただいて、やはり見直しをする必要があるんじゃないかなと。38万7,600円という金額的には大きな金額じゃありませんけど、やっぱりこの金額をやめることによってほかの効果にもなるんじゃないかというふうに考えておりますので、私としてはですね、こういう部分についてはできれば見直しをしていただきたいというふうに考えております。

学校の先生の職務というのは大変です。毎日8時、9時、通ってもまだ学校に電気がついております。普通ならば5時半に終わって帰るところがね、やはり次の学力テストの問題だとか授業だとか、もう本当大変な仕事と思うんですが、その上にやはりわざわざ児童館のほんの一部の児童・生徒のために教職員が派遣されるなどは、やはり見直すべきだというふうに考えておりますが、その辺、回答いただければと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） 促進学級につきましては、今武藤委員が申されましたように、対象地区の子供たちが通っております学校の教職員の方が、やはり学力の保障という観点から、また家庭、地域との連携というところもございまして、先生方大変忙しい中、勤務時間外に参加をいただいているところであります。それに対しまして、費用弁償的な意味ということで若干の報酬、賃金のところで支出をしているところでございますけど、昨年度につきましては、先生方63名の参加で延べ340回というふうな回数になっております。それで、1回当たりの単価といたしましては1,140円程度でございますけど支出させていただいているところであります。

す。

また、やはり学級担任の先生の係もございます。学級担任の先生につきましては、やはり年間を通して1回から平均して3回ぐらいの平均でございます。あとは主に児童・生徒支援加配の先生の係が若干多くなっておりますけど、今のところはそういった状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 一つはね、やはり学校の先生がわざわざ児童館に行かれてね、担任の先生が、早う言えば少人数の児童・生徒に対して補習授業をやっているというような形というのは、やはり今までのそれは経過はあると思うんですけど、見直すところは見直してくださいということです、私としてはね。

○委員長（清水章一委員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど課長も申しましたように、地区の子供さんたちの学力が低位にあるという現状はなかなかそれを超え切らないというのが現状でございます。また、直接指導に当たっては学力の状況を知ったり、日ごろなじんでいる先生方からご指導を受けるというのがやっぱり一番効果があるという、これはまた非常に大事なことだと思っております。反面、今ご指摘のようにですね、学力、今から先いろいろクローズアップされるんじゃないかと思っておりますけども、これはその地区の子供さんだけじゃなくて、学力格差なんていう言葉が言われておりますように、いろんな意味合いでその低位の状況におられる子供もおると、こういう現実があるわけでございます。こういうふうなことからですね、一つには放課後をどのように利用して皆さん方の学力をつけていこうとするかということも考えなくてはならないと思っております。

それから、市長さんの方からも余り職員の負担にならんようにということでもいろいろアイデアといいますか、出していただいて、ボランティア等のことも言っていただいておりますので、教育委員会としてもそういうことも考えなくてはならないというふうに思っております。

そういうことをですね、検討しながら進めさせていただきたいと思っておりますが、じゃあそれをすぐ今から変換できるかとなりますと、またいろいろ難しいものがあるんじゃないかと思っておりますけれども、そういう状況にあるということを申し述べておきたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） また別の件で1点。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 決算審査資料の92ページ、私、太宰府市同和教育研究協議会の決算書の提出をいただきました。以前一般質問もさせていただいておりましたが、本当に三十何年間、こういう市の外郭団体であります太宰府市同和教育研究協議会、会員数ははっきり言って1,500円の会員が491名で、学校の先生が286名、市の職員が134名、それから就学前部会、一般市民とこう出てきておりまして、内容を見ておりまして、やはり運動団体のそういう集会にも参加しているというのが以前にも指摘を私もしておりました。それと同時に、この人権まつりが運動団体の予算にもありますし、この太宰府市同和教育研究会協議会の中からも金額で

143万2,563円も支出をされていると。だから、太宰府市同和教育研究協議会が祭りの支出をすることについてもやはり見直しを行うべきじゃないか。それから、そういう運動団体の参加について社会運動の、先日も言うておりました、狭山差別裁判、こういう問題について集会に代表を派遣させるというのもそれは問題が少しあるんじゃないですかという発言もしております。だから、これを見直すことと、それから下の方に122万7,105円の黒字が出ております。だから、平成20年度の支出に対しての補助についてはこの決算書に基づいて、ある一定検討する余地があるんじゃないかというふうに考えておりますので、平成20年度の予算編成には内部検討をぜひしていただきたいと思いますが、この辺はどうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 教務課長。

○教務課長（井上和雄） まず繰り越しが122万7,000円ほど出ておりますけど、平成19年度の予算の中で約20%予算を減額しております。金額で80万円ほどの減額を平成19年度でしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただ、そのいろんな支出の内容でね、私がこの前も一般質問して市長さんから、また副市長からも回答をいただいていたように、この中からまたお金を出すような内容、それから派遣するとかという内容も見直してみる必要があるんじゃないですかと。市民まつりに太宰府市同和教育研究協議会が、ここに書かれているように、またその平成19年度もありましたし、平成20年度もこういう状況をするんじゃなくて、やはり内部見直しを再度精査してくださいということです。

だから、そういう、もう何度も繰り返して申しわけないですが、基準財政需要額やそういう状況の一つの補助金、負担金、交付金、扶助費、この基準になるわけですから、それをどう見直すかによって市長の施政方針である経常収支比率を下げることができるというふうになっているんですよ。その原則をやはりそのために議会が審査をして、できれば平成20年度の予算措置に反映させていただきたいとお願いしているわけですから。だから、下げたことについては評価しますが、やはり内容精査をするということ。補助金、負担金、交付金というのは一番太いんですから、そのことをお願いしておきますということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 3目同和……。

はい、門田委員。

○委員（門田直樹委員） 済みません。ちょっと関係するんですけど、支援加配教員に関する件だったと思うんですが、八女に在住の方から情報公開条例に基づく資料の請求があっていると思います。大体どういった内容でどう対応されたのか、お聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 資料要求がありましたが、結果的にですね、本人さんがお見えにな

っておりませんので、今の段階では資料をお渡しできていません。内容としましては、支援加配教員の方の出勤の状況とか出張状況ですかね、そういったものについての資料要求でございます。

たしか8月に本人に資料の交付をということで先方さんに通知を差し上げておりましたが、本日現在、まだお見えにはなっておりません。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） じゃあ本人が来れば当然交付する、渡すということですかね。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 公開できる資料等についても文書の中に明記しまして通知を差し上げておりますので、本人さんがお見えになれば当然関係資料については配付、お渡しするということになります。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） わかりました。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目就学指導委員会費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項小学校費、1目学校管理費について質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 済みません。1項だったか2項だかちょっとわからなかったんですけど、就学前の健診についてちょっとお伺いしたいんですけども、就学前健診がですね、今市役所の4階で行われているというふうに伺っておりますけども、今後もそれを継続していかれるのか。もしその場合は、今までは各小学校で行われていたものを市役所にした理由をですね、お聞かせいただきたいということ。

で、保護者の希望としては、やはり自分の子供を行かせる学校にですね、就学前健診を利用して、できれば一度は事前に行っておいて、学校の様子を見ておきたいというような要望を私はたくさん伺っているんですけども、現在市役所で行われているという理由をお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 昨年度は役所の都合で公民館で行いました。平成19年度は来月実施予定をしておりますが、につきましては市役所でやるということで、3回に分けて行うように実施しております。小学校単位でという意見も確かにあります。そうした場合に、7回に分けてそういった新1年生の健康診断を行うというような状況等がございますので、先ほど言いました3回に分けてやっているという状況があります。一度入学する前に学校現場にということでございますが、その件につきましては、2月にですね、入学説明会というのを学校単位で行

っています。そのときに保護者の方が子供さんを連れていってあるかどうかちょっと把握できておりませんが、そういう状況でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

安部委員。

○委員（安部 陽委員） これは中学校の方にも及ぶんですが、施設整備、せんだって例をとりますと太宰府中学校の問題があったわけですが、トイレだとか雨漏り、それから照明関係、大体子供さんが楽しく勉強できるような環境をつくっておかなくちゃならないと思うんですが、現在、昨年の予算から決算を見よったら約3億円近く減っているわけですが、そういうような問題も含めてちょっとご説明願います。

（「総務委員会で報告した内容をせにゃあ」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 今の件でございますけども、年々予算が厳しい中で、学校からの要望等を聞きながらですね、やっている状況がございます。中には緊急を要するものもございますので、予算的に考えていなかったものがですね、途中で例えば雨漏りするとかですね、そういうことも出てまいりますので、なかなか現状の改修といいますか、そういったことができていない状況があるところでございます。

私どもとしては、学校から要望等を100%聞き入れができればそれが一番いいんでしょうけど、年度初めに学校現場に出向きまして緊急性を要するものあたりを学校と調整しながらやっている状況です。

○委員長（清水章一委員） 安部委員。

○委員（安部 陽委員） 努力してください、楽しく勉強できるように。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 241ページのプール監視委託料について質問いたします。

この小学校のプールの監視委託につきましては、各小学校7校ありますけれども、去年予算から半分の決算になっております。業務としてのですね、監視をされておられるこの金額なのか、それとあと減になった、半分になった理由と小学校別の使用日数、利用人数がわかれば教えていただきたいなと思っておりますけれども。その委託、小学校別で構いませんので、どれだけの小学校がどういうふうに使われたかをちょっと教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 昨年と比べて大幅に減ったという利用の一つとしましては、教育費の予算が枠配分ということになっていまして、枠配分の中で調整をさせていただいた結果、昨年度に比べてプール監視委託料が減ったという状況があります。今までは夏休み期間中に行っておりましたが、平成18年度につきましては7月24日からお盆前までの期間で各学校に開放される予定日あたりを聞いて、その結果でプール監視業務を行っています。

例えば太宰府小学校につきましては、先ほど言いました期間のうち午前、午後6回ずつ、太宰府東小につきましては午前が11回、午後2回、水城小につきましては午前13回、水城西小につきましては午前が9回、午後4回、太宰府西小につきましては午前5回、午後8回、国分小は午前15回で、南小につきましてはいろいろ学校の考え等がございまして、平成18年度につきましてはプールの開放は行っておりません。中学校につきましては、太宰府西中学校が午後8回を開放した状況がございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

武藤委員、あっ、原田委員、続きですね、はい、どうぞ。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） このプールとそのすぐ下にありますインストール及び保守点検委託料につきましてはなんですけれども、小学校7校につきまして42万円の金額になっております。1校当たり6万円ということで年1回で点検の委託をされていると思いますけれども、各小学校に何台配置されて、稼働率はどれぐらいなのかお知らせください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 稼働率はちょっと把握できておりませんが、パソコン教室に小学校の場合20台のパソコンを設置しております。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） 現在そのパソコン、済みません、そのパソコンの20台はきちんと稼働をされているということでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） はい。

それと、中学校にもあると思いますけれども、ここは1校当たりに21万円の点検の委託料として上げられていますけれども、中学校の方の台数も教えていただけますでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 原田委員、中学校の方でまたそれは出てきますので。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） あっ、済みません。また後で。

○委員長（清水章一委員） はい。小学校費はいいですか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） はい、わかりました。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） できるだけ事務報告書とか私が説明いただきたいことについてはちょっと資料要求をしておってですね、ちょっと資料要求だとか事務報告書にないところがちょっと1点ありまして、急遽お聞きしますが、大変申しわけないんですが、2011年ですか地上デジタ

ル放送という問題が出てきますね。そうすると、ここの中に小・中学校も、公共施設も全部そうなんです、241ページにテレビ受信料として37万6,770円という金額が上がっておりますが、今後、今どこのテレビもアナログからデジタルに変わるという問題が出てきますと、チューナーを設置してそれから配線をし直すかどうか。この小学校も中学校も公共施設ももう全部テレビがあるんですが、この地上波がなくなった後のこの対応の問題ですね。太宰府市の小・中学校の各教室にもありますし、公共施設もありますし役所もありますし、こういう対応が今から求められるわけですが、この相当な費用も要ると。何らかの措置があるかという不安いチューナーを買う以外にないというような感じもしますが、特に小・中学校、保育所、いろんな関係がありますが、これに対応する検討を今からしなきゃいけないと思うんですが、何かそういう状況というのは考えられているかどうか、お聞きしておきたいなと。してなかったらば、まだあと時間的には3年近くありますのでね、大変な費用の支出が予想されます。もうビデオだけで授業をするということになるかどうかというような問題とは違いますのでね、当然全部の小・中学校にはテレビを教室に設置していますし、議会事務局にもありますし、どこもあると思うんですよ。これがアナログが映らなくなったら、そげんデジタルチューナー、今デジタルテレビを買うと高いですもんね。その辺何か検討されていますか。全く私、資料要求とかそういうものに基づいて質問しているのではなく、新たな問題にちょっと急遽気がついたんですが、この辺いかがですか。

○委員長（清水章一委員） これは学校教育課じゃなくて全体の話ですから副市長ですかね。

副市長。

○副市長（平島鉄信） 2011年から地上波のデジタル放送になるということでございますけども、まだ少し期間がありますので、現在のところ検討していません。しかし、どうするかということについてテレビの買い換えをするとかかなりの費用がかかりますので、今後検討に移りたいというふうに考えます。

○委員長（清水章一委員） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、続きまして2目教育振興費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目特殊教育費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項中学校費、1目学校管理費について質疑はありますか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 済みません。先ほども言いましたように、中学校が1校当たり年3回ということで、インストール及び保守点検の委託料なんですけども、3回に対しまして1校当たり21万円ということですから、1校当たりの台数と、それと小学校が年1回ということで3回にすると18万円になると思うんですね。結局そこに3万円からの差がありますけれど

も、何らか特別な点検をされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） パソコン教室を中学校は設置しておりまして、教室には40台パソコンを設置しております。インストールの関係につきましては各学校に実施時期等を通知しながらですね、学校の要望等にこたえながらしている状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 関連ですか、はい、門田委員。

○委員（門田直樹委員） 済みません、今のに関連してですけど、40台、10台、20台、40台あっても、一括インストールをしているはずなんですよ。作業量的には大方2時間ぐらいで、チェックまで上げてもらうと思うんですが、それから保守点検といいますけれども、外部ネットね、インターネットもしてあると思いますけれども、基本的なものは今ウィンドウズというのが非常にセキュリティーが進んできていましてですね、そんなにね、そりゃあ業者は業者の言い分があると思うんですけど、そこで今原田委員から質問もあっていますが、今非常に学校の運営費が余らないというところもありますので、学校のそこその小学校を含めてパソコンに詳しい先生方がいっぱいおられると思うんですよ。このぐらい我々でできるよということはそこでされてですね、極端な話、特に何かを納品するような仕事をされているわけじゃないんですよ。教育でやっていて、そこで要はこないしたらこの分をどっかに使うことができると思うんですよ。もうみんなね、十把一からげでその業者委託じゃなくてですね、その辺を検討されたらどうかと思いますので、参考までに意見として述べさせていただきました。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 中学校のですね、ランチサービスの件でちょっとお尋ねしたいんですが、当初ですね、約10%程度だと思うんですね、十何%だと思いますね、寄食率がですね。それで、今現在どういう状態になっているのかということと、それともしそれが低ければですね、今後の対応、対策なりはどういうふうな考え方を持っているのかお尋ねしたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 昨年12月にランチサービス、念願の事業を始めたんですが、昨年12月が236食でスタートしました。その後、大体200食程度で推移をしまして、今10月までの注文を受けておりますが、その平均的な数字を見ますと、月平均202食という状況でございます。

食数を増やしたいということでいろいろ学校等からの要望等が今出てきておりますので、先月だったと思いますが、関係者に寄っていただいてですね、今後のあり方等について協議をした状況がございます。と、今月末になりますけど、子供たちに直接ですね、アンケートをとろうということで、今その準備をしている段階でございます。

○委員長（清水章一委員） 大田委員。

○委員（大田勝義委員） 中学生生徒に直接私聞いたことがあるんですよ。そうすると、やはり友達がですね、給食をとっていないから、ごく一部の生徒だけになってしまうので、ある意味

で恥ずかしいというふうなことを言っていましたよね。それとやはり先生が自主的にですね、弁当じゃなくてやっぱり給食をとって給食はおいしいよというふうなことでですね、やはり先生方が勧めて協力していただくのがいいんじゃないかなという気がしますけども。その辺も含めてお願いをしたいと思っています。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目特殊教育費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4項幼稚園費、1目幼稚園費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5項社会教育費、1目について質疑はありますか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 社会教育費の生涯学習関係費の中で13節ですかね、110万円ちょっと使っているんですが、これはどこに委託をされて何を実施したんでしょうかね。251ページ。

○委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） 13節委託料の関係でございますが、上の舞台操作委託料につきましては、生涯学習関係でのキャンパスフェスタの、中央公民館の舞台操作の委託料でございます。

そして、下の段でございますが、生涯学習事業実施委託料というのにつきましては、文化スポーツ振興財団の方にお願ひしまして、生涯学習事業をやっていただくという旨の委託料の部分でございます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） その内容はどんなものが取り組まれたんでしょうかね。

○委員長（清水章一委員） 地域振興課長。

○地域振興課長（大藪勝一） 中身の部分につきましては、女性センターミナスの事業での生涯学習関係の事業ということでの使い道になっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目青少年教育費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目公民館費について質疑はありますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） この公民館費の件費のところなんですけども、平成17年と平成18年でですね、約900万円ぐらい差が出ているんですけども、これは具体的にどういった内容になっているんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（吉鹿豊重） 平成17年度までは係長と係員が1名で、平成18年度は係長と係員が1名増えておりますのでその関係でございます。  
以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目図書館費について質疑はありますか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 決算審査資料の4ページの方、私決算審査資料の方を要求しましたが、それと備品購入費の図書のところと関連してお伺いしますけども、ちょっと資料の請求の仕方が悪くて蔵書の破棄、破損等で破棄した冊数というふうに請求しましたが、具体的に破損といいましても最近図書館の利用者のマナーの問題とかが言われていますけども、本にラインマーカーを引いて返したりとかですね、そういった分と、あと古くなってもう純粋に図書としては使えなくなったから破棄したというのを、ちょっと、もしそういうふうに分けてあるんだったら教えていただきたいのとですね。

あともう一点ですけども、図書費のこの1,000万円のうちですね、図書を当然購入されるのはその破損等で買い直しがどれぐらいなのかというのと、純粋に新しい図書を購入するのはどれくらいというのがわかれば教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○市民図書館長（吉鹿豊重） 第一の、破棄の数ですけども、これは8,333冊、そのうち壊れた本が242冊、あとは耐用年数が過ぎたものが7,294冊ということでございます。主な内容としては以上でございます。

それから1,000万円の購入の内訳でございますけども、先ほど言われた買い戻しということではなくてですね、図書は図書選書委員会というのがございまして、その中でいろんなリクエストがあった本とか必要なものを係長と司書でつくった図書選書委員会によって図書を選んで購入いたしております。平成18年度の購入につきましては6,538冊購入いたしております。その中で、一般の部は5,135冊、子供たちの部が1,150冊というふうな形で本を選ばさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 関連を。

決算審査資料の98ページ。この図書館をつくるときにですね、たくさんの市民の方々が税金を納めていただく。そのためにどう市民に返していくか、全くお金をいただかなくてやっていくのが図書館活動だということで、以前も千葉県流山市など、様々なところを所管調査を行いました。ところが、大変財政が厳しい状況ということでしょうが、平成16年2,054万9,712円、平成17年はその1,534万9,331円、平成18年は1,031万8,822円とあって、大体平成16年と比較して2分の1になっていると。

それからですね、施策評価の13ページ。一方これだけ2,000万円の図書の予算が削ざられた中で、これは社会教育全体の中にこの施策を書かれておるのが私は残念でならない。やはり図書館としてどうこの施策評価をするかというのをしなければならないんじゃないかと思うんですが、社会教育全体に含めております。その内容については13ページの下の上の施策の成果実績と効率性に関する市の取り組み、この中に一括してキャンパスネットワーク、学生連絡会の取り組み、キャンパスフェスタ2006、図書館間のネットワーク整備事業、こういう状況でほんの少しですが太宰府市の図書購入費を他の筑紫野とか福岡県とか、そういう利用の拡大によって利用カードの交付が増加したことなどが成果に貢献したと。そのために経費の削減を図って、利用者の増加に努めることが課題となると。ただし、左側の方の成果を見ますと、平成17年は18%、平成19年は1.5%上げて19.5%、平成20年とこう出てきておりまして、それ以外の内容については具体的な図書館問題が出されておられません。

それで、本来太宰府市でいろいろ利用できる唯一の無料、知識、社会教育、そういうものを充実すべきこの公共の図書館の予算が、この3年で2分の1になっています。太宰府市の図書館についてはですね、図書館の利用率が一時全国10位までになりました。ところが、57ページの中ほどに書かれておりますように、本館の一般書、児童書、雑誌、視聴覚、12万239人の方が利用され、移動図書館というすばらしい活動をしておりますが、これが1万2,443人、総数として人口の2倍の方が利用されていると。こういう状況ですが、平成20年度に当たってやはり唯一市民の方々が無料で利用できる図書の充実を図るべきじゃないかというふうに考えておりますが、当然市長部局に対して教育委員会は財政権限、財政的な要求はできますが、財政がありませんが、最終的には市長部局が判断することですが、こういう様々な施設があって、いきいき情報センターや文化ふれあい館、そういうところに入って利用できますが、唯一こういうすばらしい施設の充実、図書の購入についてはどう考えているかをお聞きしておきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 1時まで休憩します。

休憩 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

市民図書館長。

○市民図書館長（吉鹿豊重） 先ほど武藤委員さんも言われましたように、平成16年度2,000万円、平成17年度1,500万円、平成18年度1,000万円、平成19年度は800万円ということで、毎年図書購入費は減額いたしております。図書購入費はやはり図書館といたしましては新しい血を流すという意味も大変大切だとわかっておりますけども、皆様ご存じのように、財政事情が厳しいということで、今のところは耐えなければならない時期じゃないかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） なかなかあんたも苦しい答弁をするね。まあその辺、最終的には来年度の予算編成においては市長さんや副市長さん、担当部としても唯一市民に無料で利用できる公共施設ですので、特別な査定があれば検討をしていただきたいと、800万円がまた下がるようなことじゃあだめだし、ぜひひとつご配慮の方、よろしく願いしておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5目女性センタールミナス費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6目について質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 史跡地公有化事業で史跡地の購入ですけども、これは年間、ここにあるように6億円近くあるんですけども、これの今どこどこで買うというのを、選考委員会のようなものがあると思うんですけども、その中で選考される基準とかそういうものが何かありましたら聞きたいんですけど。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 史跡地の公有化につきまして、この決算書263ページの350細目の史跡対策委員会におきまして、公有化の適正な計画の樹立とその実施をするために、史跡対策委員会を設置しておりますけれども、この中で、近年は7億円を公有化予算として計上させていただいて進めておりますけども、この7億円の枠の中で市が計画的に進める枠を約3億円、そして今現在55万㎡ほどの買い上げ要望が出ております。これらを関係地区が10地区ほどございますので、そちらの10地区から各代表者に出ていただきまして、その要望に対する調整等、意見等をいただきながら公有化を進めておるという状況です。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 今の説明でわかりましたんですけども、やっぱりどうしても市の方でもう少しこの地区、文化財のここをもう少し整備したりいろんなことをすることにおいてですね、一番必要な部分をですね、そちらを優先的に買うということはできないですかね。

例えばそれに関係する行政区で割り当てでこれだけの金額があるからだれかって、こういう

ふうな話もあるし、隣の行政区からうちはもう要らんから、ならこちらの方で回そうかとかという話も聞くわですね。だから、そういう、もう少し見直しをするということは考えられないですかね。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 実質7億円ございますけれども、地元のその調整をしていただいております金額というのは2億円で、具体的に市があと5億円をですね、具体的に言いますと、今は水城跡というのを大野城市さんと太宰府市で整備推進協議会なるものをつくって、具体的に進めていこうという計画もして、用地につきましてですね、水城跡、そして蔵司というのをある一定の計画をもって今進めておるという状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） よくわかりました。よろしくお願いします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今の質問と回答で、よく理解はできたんですけども、今まで史跡対策委員の皆さん方が大変な苦勞をして、今日まで来ていると思うんですね。しかしながら、ある一定の期間ですね、ここらあたりのことも含めた上で、今、不老委員が言われたように、すべてを市の考えのもとにある一定期間したりですね、そちらの方に使わせてもらおうかということもですね、考えて、これがずうっとこのまま続くじゃなくて、そういう市がどうしてもここをやりたいという部分については、そういうときにはご相談をさせてもらおうというようなことができないかどうかということだと思うんですね。

この史跡対策委員の皆さんがどういう話をしているかというのは、我々知る余地がないんですけども、毎年、毎年いろんなご苦勞を重ねた上で、史跡地を買い上げておるというのはよくわかるんですけども、そういったご苦勞されておられれば、逆に市の方がですね、こういう事業に今回はというようなことであれば協力していただけるのではないかと思います、そういう思いもありますので、回答は要りませんけども、そういう思いで一遍取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7目文化財調査費について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 事務報告書の59ページ、この原因者負担分文化財調査事業関連費としてここにずっと書かれておりますが、決算書の43ページに1億1,240万5,251円という埋蔵文化財発掘調査原因者負担金があります。それから、同じくこの事務報告書の154ページ、ここにずっと文化財関係として出されておまして、155ページにその原因者負担金に基づく調査がなされたという形で文化財調査整理委託料が4,537万2,450円あります。それを足した部分の歳入

との関係がありますが、新たに資料を出していただきました。決算審査資料については98ページです。1億1,200万円という大変な、原因員者が負担をし、文化財調査を長期にわたりやられているわけですが、私としてはこういう文化財調査によって雇用はどういう状況なのかという資料をお願いいたしました。大変忙しい中にですね、出されておまして、太宰府市居住者が大体60人、市外居住者が39人の99人ということですが、大変経済効果もあっているんじゃないかというふうに考えておりますが。この1億1,200万円のうち、この市内居住者60人ですが、賃金、日当として幾らぐらいで、どういう状況かを簡単にご報告いただければと思います。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 実の人数につきましては、お手元の資料の方に市内が60名、市外が39名ということで書かせていただいております。金額をここに書いておりませんので、金額につきましては全体で5,431万9,000円の決算を出させていただいておりますが、市内の対象金額が3,667万5,000円と約67%、市外が1,764万4,000円で約32%という支出内容になっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変暑い中、寒い中、文化財発掘作業をされているんですが、大体その登録制度だとか、それから支給している日当、当然社会保険や雇用保険にも該当するのかどうかちょっとわかりませんが、その辺も再説明いただければありがたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 当該発掘調査作業員さんにつきましては、ここに書いておりますが、日々雇用ということで、月に12日以内の勤務ということで雇用しておるところでございます。金額につきましては、現場作業員さんが6,400円、室内の整理作業5,900円という形でですね、支出をさせていただいております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 済いません。

保険関係につきましては、労災保険というものに加入いただいて、市の方で支出をしております。決算書の中にも労災保険料の金額を上げさせていただいておりますけども、これから支出をしておるといような状況です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、雇用保険に該当しない人もおるけど、室内で復元作業をされている方についても、この雇用保険には該当しないということですか。

文化ふれあい館あたりで、遺構物を具体的に復元するには大変な時間の費やしがあるんですが、そういう今6,400円と5,900円と言われましたが、当然労働保険というのは義務がありますし、また今雇用保険についても勤務時間によって雇用保険の責任があるんですが、それはど

ういうふうになっていますか。

○委員長（清水章一委員） 文化財課長。

○文化財課長（齋藤廣之） 現場の作業員さんと文化ふれあい館の室内の作業員さん、ともに日々雇用ということで、月に12日に雇用形態をとらせていただいております、保険関係につきましては労災保険というものを対象に、その分だけでございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次へ進みます。

8 目文化ふれあい館費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9 目ございますか、質疑。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6 項保健体育費に入ります。

1 目保健体育総務費について質疑はありますか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 体育指導委員関係費なんですけど、年々減っているんですね。教育部長にも先日ユニホームの件をお尋ねしたんですけど、まだ回答がないので、その回答を教えてください。2 年もたっているのに、まだいただけていませんから。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 本年度の予算では対応できなかったというふうなことで、支出状況を勘案しながら検討をさせていただくということで、部長と相談いたしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 本年度ですかね、2 年前ですからね、早急に対応していただかないと、来年の3 月末でまた体育指導委員の2 年の任期が満了になりますので、早急に対応していただきたいと思います。

あと予算の件に関しても。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） ご承知のとおり、行政予算というのは厳格に査定をした上で計上しておるというふうなことで、簡単に右から左というふうなことにはならない事情もありますので、何とかご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 予算もかなり減っていますので、やる気も、ね、課長もご存じのよう

に、何かなくなっている方もいらっしゃると思いますので、そういうことがないようにですね、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 273ページなんですけども、プリペイドカード使用精算負担金で92万7,850円というお金が出ているんですけど、これは具体的に何のプリペイドカードの使用精算の負担金なのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 公共施設の減免に関する対応ということで、プリペイドカードで前もってお支払いの分については、減免を実施した場合に精算をしなければいけないというふうなことで予算化したものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 学校施設開放関係費をお尋ねいたします。

742万4,460円ですかね、上がっているんですが、それと同時にその下に学校施設開放管理委託料が上がっているんですよね。これを具体的にご説明ください。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 報酬につきましては、太宰府中学校以外の学校の運動場等を開放する方に対する報酬でございます。

13節の委託料は、太宰府中学校は太宰府よか倶楽部に委託をしております部分での委託料というふうなことで分かれております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） と申しますと、要するに太宰府中学校を除く学校施設だけなのでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは、11の小・中学校の、これは体育館ですかね、体育館ですよ。校庭も入るんですか。じゃ、その学校に、施設開放、私どももよく体育館と校庭をバレーボールとかいろんな社会体育で使わせていただいているんですけども、1週間丸々使っている学校もあれば、そうでない学校もあると思うんですよね。だから、この体育館開放管理員さんの例えば時給とか回数でいっているのか、その700万円という大きな金額ですので、ちょっとその辺、今日明細が出ないようであれば、私も前もってちょっと資料要求をすればよかつ

たんですけれども、ちょっと教えてもらえたらと思います。わかる範囲内で結構です。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 太宰府小学校と太宰府西小学校についてはそれぞれ2名、学業院中学校については体育館、校庭で1名、テニスコートに2名というふうなことで、それぞれ計上しておりまして、全体でこの金額になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） ということは、今5名なんですか。小学校みんなでしょう。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 太宰府小学校2名、太宰府東小学校1名、太宰府西小学校2名、水城小、水城西小、国分小、太宰府東中、太宰府西中、各1名、それと学業院中学校が体育館と校庭で1名、テニスコートに2名というふうなことをお願いしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 金額がここにありますので、太宰府中学校だけは太宰府よか倶楽部に、何かお任せしているというご答弁だったようですが、これをですね、少し太宰府よか倶楽部の方の運営費も大分削られているようでございますので、何か考慮していただければと、これは要望にさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に行きます。

2 目施設管理運営費について質疑はありますか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 歴史スポーツ公園費の関連でお聞きしたいんですが。

あそこに少年スポーツ、ソフトか野球か、硬式野球か軟式野球かちょっとはつきり覚えていませんが、市に無断で用具倉庫をつくって、もともとたしかあるんですけどね、あそこには、社会体育用のあれが。足りなかったのかどうか知りませんが、つくって、その後、結局それがどうなったのか。市としてどういうふうに対処されて、今もあるのかないのかですね。その辺のことをお聞かせください。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 今、先生がおっしゃった用具庫でいっぱいになったということで、プレハブの当該公園の東側の法面的なところに設置をしておるということで、公共の使用に支障の及ぶところではないというふうな判断から、認めておるような状況でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 最初からもう一回確認すると、いわゆる無届けね、相談もなく占有したわけですよね、公共物をですね。結果的に認めたというふうにしかなとられないわけですよね。そうすると、またこういうことがあったときに、あそこがあるからいいんじゃないかと、あれはどうなるんだと、一般的にそういう言い合いになりますよね。だから、基本的にやっぱりその原因者が撤去していくのが筋じゃなかろうかと。そして、きちんとした段取り踏んでですね、必要なら、じゃ市と相談するということをせずにですね、そのまんまやっていくと、いろんな管理の面でもどうかなという気がするんですけどねえ。執行部の方はどんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 無届けで建てさせているかどうか確認してください。

○委員長（清水章一委員） 答弁は。

建設課長。

○建設課長（大内田 博） 無届けというのはちょっと別にしまして、今後グラウンドゴルフ等で占用の申し出がっておりますので、今後は無断の分も含めまして、正式に占用使用を認めるという意味で、時計塔の横に今ある施設と今後ある倉庫も含めまして1カ所に集めるということで、時計塔の横にその用地を今確保して、そこに全部集めていただくという、そこで占用していただくということで今進めております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 私もいろんなところで公共施設を使用させていただいているんですけれども、その施設の使用に当たっては、厳重な使用許可書の裏にも明確に書いてありますけれども、これこれしかじかのことを守れないようなときには、使用を禁止しますと書いてあるわけですよね。実際そのような公有地を略奪というかな、占使用してね、しかも基礎までつくって小屋を建てたというふうに聞いておりますので、これは大変重大な問題だと、犯罪に近いような問題で、そういったことをうやむやにしておいてですね、現状はこうだからということを開いても、何となく問題だなという感じなんですけどね。

○委員長（清水章一委員） 村山委員。

○委員（村山弘行委員） 関連。無断かどうかは別にしてという、そこが一番問題ですよ。そのような回答があるものですか。

私、大佐野に近隣公園があるんですけどね、そこにグラウンドゴルフの同好会の方たちが自分たちで簡易の工具入れを買って、建てたいという要望があったときに、何遍か市とお話をし許可をいただいて、植え込みまでしていただいて、今置かせてもらっているんですね。だから、それは自分たちで買ったできあいのものを置いたときも、やっぱりちゃんと市の許可をいただいてしているんですから、これは今から先の問題じゃなくて今までもちゃんとそれは、無断かどうかが一番問題、邪魔になるならんじゃないかと無断で建てたかどうかが一番問題です。それはちょっと、そんな回答じゃ皆さん納得できんじゃないと。少なくとも私は納得できん、

そのような回答をされたら。

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） 同じ関連です。最初、やはり無断というか知らずに、自分たちの道具の出し入れがやりやすいという。少年ソフトの会場になっているんですよね。道具の出し入れがあそこが都合がいいということで、あそこに知らないで設置をしたと、自分たちの都合ですね。その後ですね、相談がありまして、私も社会教育課へ行きまして、その件については了解を得ております。

（「いやいや、だからそれがおかしいと言いたい」「橋本さん、執行部やなかろうもう」「橋本さんが了解したと」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 橋本委員。

○委員（橋本 健委員） はい。中へ入ってですね、私もお願いには行きました、社会教育課の方にですね。

（「先にさせたということがおかしい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 橋本委員が社会教育課と協議されて、そういうふうになったというのは、私も聞いておりませんが、一応そういうことも含んで、今後新たに占用使用が出てきて、どこでも置かれたらいいけませんので、今後そういうものも含んで、そういうものを設置できる場所を今回時計台の横に設置して、今後占使用をされる分について、そこに置いていただくということで、今回そういう設置場所をつくったということです。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） いや、だから村山委員の方からもありましたけど、だからこれからのことじゃなくて、最初からのいきさつですね、それと認識を聞いているわけですよね。どういうわけか、こちらからも答弁もあったけど、知らずに、だから市の土地かだれの土地かも知らなかったのかもわからないわけですけど、そこに基礎まで打って、そういうのをつくったのが、知らずになんてということをおね、言われると何か話しようもなくなるんですけど、そこをまず明確にしてですよ。そして、結局何か一筆とるとかなんとかという話もあるんですけど、ほんなら現にあるわけですね、要するに最初つくったまんまで、今も。いわゆる不法に、不法ですよ、これ。不法につくって、それが今もあるということですね。それを今後どうこうするという説明は、今あるんですけど、どうなのでしょう。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も陳情を受けたものですから、その経緯については若干は知っております。その後についても、きちっと指導しておりましたので、そのとおりしていると思うんですが。初めは、子供たちのソフトボール大会、私もあそこで散歩等をしておりますから、一生懸命朝晩あるいは夏休みを含めて、指導者の方々が子供たちのソフトボールを通じて青少年の育

成に努めていただいていることについては、承知をいたしております。その中で絶えず用具等々が、今も説明しましたように、不足するというふうなことが一つの原因であったようにございます。そして、管理する側が社会教育課あるいは建設部というふうな形の中で分かれておったことが一つの、横のつながりがなかったこと、子供たちの思いが伝わっていなかったというふうな部分があったというふうに思っております。ですから、初めは隅の方に建っておったことも事実でございます。それを知った中において正式の手続きをし、そして設置できるように、今のことができるように、要望がかなうような方向で考えるようにというふうな指示をしたことはございます。

したがって、今の状況が一方的に、不法状態の中で今の用具があるというふうなことの認識は、私は持っておりません。きちっとした形の中で今手続を踏んでやられておるというふうなことだろうと。その後、同趣旨の要望があった場合等については、今建設課長が説明しましたように、あり方としては占有使用という形の中で考えておるようでございますので、それも一つの方法だというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） 田川委員。

○委員（田川武茂委員） よその自治体のことを言いたくはないけど、筑紫野市がですね、御笠グラウンド、もう前は利用する人がボックスを置いたりですね、それはもう見苦しかったんですよ。それなどを一掃して、市がですね、ぼおんと統制がとれた、やっぱり環境をよくしたですね、そういう倉庫とか、着がえるところをですね、それからトイレやらをきれいにつくったんですよ。やっぱり、これはですね、みんなが来られているところはやっぱり環境をよくしてね、そういったものを一掃して、やっぱり市が建てるべきじゃないですか、これは。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今のこれに関連するかもわかりませんが、例えばですよ、このスポーツ公園あたりでですね、今みたいに不便だからちょっとここに置かせてもらうというふうに考えているグループ、サークルは数多くあると思います。それをみんな、今建設課の方のご答弁であれば、結局それをまた整備して、そこに集約していくというご答弁でございますよね。それなら、これは今後そういういろんな社会体育面で、例えば学校の敷地を貸してくださいとか、体育館でバレーボールの試合があるから、ここに置かせてくださいとか、そういう要望が出てきた場合は、それは全部受けとめていただけるということですか、社会教育課を通じまして、いかがですか。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） やはり公平性を第一義というふうなことで、施設管理については考えるべきというふうに判断しておりますので、今後については改善を行っていくということで、ご回答申し上げます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） いや、歴史スポーツ公園のことで今のような問題がまさか出てくると思わんもんですから、要するに、先ほど梅林アスレチックスポーツ公園のときも言ったように、今まで市がやりやすいからやってきた多目的広場、これをね、ぜひやめてほしいと僕は思うの。ここはこういうことに使いますよというね、ある程度限定しないと、だからこういう問題が起きるんです。僕はそう思いますよ。多目的広場で何もできんから、ソフトボールの用具を置くところもない、サッカーでどうこうする、そういう広場ばかりつくるもので、こういう問題が出てくる。だから、中途半端って僕はさっきから言う。

あれはもともと野球場でしょう。もう言わんめと思ったけど、ナイター設備は大体どうなったとですか。20年前にナイターにするという約束やったでしょうが。それがいつの間にか勝手に自分たちだけで、もうそのことはなかったのごとく、ほかの委員さんは知らんけんいいようなものの。私はじっくり説明を受けましたよ、当時の教育部長から、ここはナイターにするんですよと。一向にならん。ならんでいいんですよ、ならんでいいんやけど。そういうことで、あそこは子供たち、少年のためのソフトボールの試合を、あそこを中心でやっているわけでしょ、今ね。もちろんグラウンドゴルフも近郊の方々が楽しみにしてある。だから、それはそれでいいんですよ。だから、そういうことで、先ほど課長が答えられた、もうあれは前進と私は思いますけども。ただ、やっぱりね、これを指導してある方、お父さん、お母さん、この人たちがしょっちゅう来て、その試合用にグラウンドをつくらないかんというようなんじゃないで、もう行けばできる、そういうところにしてくださいよ。そういうの一本所もないじゃないですか。

水城の少年スポーツ公園だってそうじゃないですよ。そういうふうにはなっているようではない。バックネットもないし、そういうものもつくってね、ぜひグラウンドゴルフ、子供たちのソフトボール、これ専用のグラウンドにしてくださいよ、まずは。そこが優先というふうなふうに、ぜひしてほしいと思いますね。

（「よしよし、やっぱり質問というのはじっくりやるな」「委員長、最後の一言」と呼ぶ者あり）

○委員（福廣和美委員） いやいや、ちょっと回答。これは要望やないです。

○委員長（清水章一委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸二郎） 本当にスポーツと一くくりにしましても、いろんなスポーツがあるわけでごさいますて、それぞれに適用する施設の形態というのが当然発生してこようと思います。先ほど午前中に出ておりました歴史スポーツ公園について、当初はラグビーとサッカーに限定というふうなことで整備しておりましたところ、そんなふうな問題になりますので、市民の多くの要望にこたえられるような施設の形態に整備するように努力、検討を重ねるということで、ご容赦願いたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 結論からいいますと、今ご回答をいろいろいただいたんですけど、これからのことは別にいいなと思いますよ。だけど、現にそういう侵奪があつて、それを認めたと、あいまい、うやむやでいくというふうな答弁にしか聞こえませんか、非常におかしいと思います。

今日の新聞だったか昨日の新聞だったか、1円盗電した中学生が2人逮捕されたでしょう、ね。悪いものは悪いと、それを公のものがみずから示さんかったら、法律も何もないものと一緒にだと私は思うんですよ。ですから、この件はやはりもう一度じっくり考えて対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に進みます。

11款災害復旧費に入ります。

1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3項文教施設災害復旧費、1目文化財施設災害復旧費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3目について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 12款公債費に入ります。

1項公債費、1目元金、2目利子について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14款予備費に入ります。

1 項予備費、1 目予備費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳出全般についての質疑を行いまして、歳出の審査を終わりたいと思います。

質疑はありますか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 誠に申しわけありませんが、1 つだけ私にとって大事なことが抜けておりましたので、質問をさせていただきます。

ページ数からいうと213ページ、一番上の違反広告物除去業務委託料70万3,000円、これがどうも、年にたしか24回されておると思うんですが、1 回に何人で、1 人当たり幾らかちょっと資料要求をすればよかったんやけど、それをちょっと教えていただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 違反広告物除去実績でございますけど、平成18年度につきましては43回、人員につきましては120人程度です。

○委員長（清水章一委員） よろしいですか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 大体約6,000円、43回というと、どういう割り方になるんですか、月に直すと。月に3回ということか、いや4回。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 平均しますと、月に4回から5回になります。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） それで、細かいことを聞きますが、以前は、この違反広告物の除去の推進員という許可証的なものを市が発行しておったと思います。今現在はそれを持っている人は、太宰府市内はゼロということなんですね。ここのシルバー人材センターに委託をしていると思うんですが、シルバー人材センターの人もそれは持たない。担当課に聞くと、業務委託しておるから要らないと、それを委託しておるから許可証は要らんという。ということになれば、市役所から委託を受ければ、それは要らんと、無料であろうと何であろうと委託を受ければ要らんということに私はなると思うんですが、その点はいかがですか。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） 違反広告物追放登録員の要綱を平成14年に設定いたしまして、団体としては2団体、それから応募団体が少ないという懸念がありましたので、当時区長会に諮りまして、何行政区から団体員の講習を受けられて登録されております。期間としては2年でしたけど、その制約が多いということ、1 つには、公用車を貸し出しできない。それから、自分の

車両も提出できない。違反広告物を取るときには、登録された方が取る品物を、市の職員が乗った公用車で取るという作業になりますので、なかなかその作業が難しいということで、実際その作業をされたのは補導連絡委員の方がほとんどだったと記憶しております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、そういう許可証を出すことはもうやめたということですか。よくわからんのは、シルバー人材センターはそういう許可証がないのに何でいいんですか。

○委員長（清水章一委員） 建設課長。

○建設課長（大内田 博） シルバー人材センターにつきましては、委託ということで考えております。それから、登録員の方につきましては、今のところ更新をされるという方は、今のところおられないということで思っております。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 何でもそういう場合は、更新しますかという案内ぐらいは出すんじゃないんですか、市は。一般的にね、市役所は、そういう場合は何も出さんのですか。要するに、僕が今言よるのはね、市はもうこれにやる気がなくなったんだなということしか思えんのですよ。やる気があるなら、そういうやりにくいという部分を、私もこの前一般質問をして、神戸市の例も挙げて言ったように、あれから何も進歩せんでしょうが。調べましたか、福岡の条例でできるかどうか。回答は何もないじゃないですか。そういうことについてね、そういうやりにくいという意見があるなら、やりやすいようにやったらどうですか。僕はそうやってでもやらんとね、ますます今ひどくなってますよ、随分よかったのが。ちゃんとシルバー人材センターも証明書を出して、それを持っている人しかできんというのが当然だと思いますが、そうじゃないですか。

委託されればね、そういう我々だってなしでできるの、そういう許可証がなくても。お金を出してしよるから、シルバー人材センターだけがいいというのは、僕はもう全くおかしいと思うけど、ここを話してくださいよ、理解をさせてよ。そうじゃないですか。

○委員長（清水章一委員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 福廣委員の以前からのご質問で、なかなか十分に答え切れないと思って、申しわけないと思っております。平成14年に、私はまだそのとき都市計画課長でございました。そのときにこの制度を立ち上げ、そのときは補導連絡協議会が主にそういう、青少年育成という観点から行政と一緒に年1回ないし2回、そういう違反広告物を取ろうよというところで立ち上がっておりまして、市も一緒にやろうということでやっております、そのうちにそういう登録員制度、そういうのを設けてボランティア的な活動、そういうものをしてらいいじゃないかというようなところで立ち上げて、そういう名称で立ち上げて、そういう活動を区長会を通じて、今課長が言ったように募って立ち上げました。立ち上げていつきの間、それ

それぞれの地域で活動、そういうものがあっておりました。そして、そうこうしているうちに、1つは委託業務としてシルバー人材センターにそういう形をやっていこうと、市職員がいつも携わることは難しいということで、その柱の一つがシルバー人材センターに業務としてお願いするということで、これは今も続けているわけです。

2本目が、今それぞれ地域のボランティア活動を募ってやっていこうということでやっておりまして、今言いましたような、それぞれの活動が2年に1回ということで、地域の活動ということで、県の違反広告物条例、取ってきたものをある程度処分する前に告知して、そしてそれなりの処分をするというような一定の手続なり、それから取っていけないものをやっぱり取られたりする、あるいは公用車を活用して、後ろに黄色いステッカーをこう、マグネット板を張ったりしてほしいということもありまして、いろんな状況が重なりまして停滞しておって、今言いましたように、おしかり受けたように、滞っておるというのが現状でございます。

落書き消しとか、そういう環境美化の問題も含んで、何とか立ち上げていかないかというふうに思っております。今言いましたような改善をどういうふうにするかということも含めて、前向きに検討していきたいと思っております。本当に遅れまして、具体性がまだなくて申しわけなく思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 別に、この問題をずっとする気はないんやけど。要するに、この前僕が聞いたのは、神戸市では告知しなくても、また勝手にはがして、勝手に処分していいということになっているわけですね、あそこ、はがし隊でしたけども。それは勝手にその方が処分して結構ですよということになっているのが、福岡県ではできるんですかと、福岡県の条例ではそれが可能か可能でないかということを聞いたんですよ。可能であれば、それはできるわけですから。その後、このことは調べてないと、多分思います。今の課長じゃないから、今の課長にこのことを言ってもいかんと思うけども、そうすればやりやすくなるんじゃないかというふうに思うんですよ。だから、もう落書きのことを今言われたけども、そのとおりで、今からは後手後手じゃなくて、先手先手の時代になってこないとだめというふうに思うんですよ。もう今、多分業者の方はね、日曜日、月曜日に撤去したから、あつもう、次からまた張っておけばまた1週間、10日ぐらいはいいばいというような形での違反広告物が多いと思いますよ。それを許さないというね、張ったらすぐはがすということがシルバー人材センターじゃできないんですよ。それは、あくまでも市民のボランティアに頼る以外にないのではないかと僕は思うんです。そうしないとこれ、本当にイタチごっこでいつまでもたっても一緒と、ますますひどくなると。

今ね、あの選挙のときのポスターが県道にまだ張ってありますよ。シルバー人材センターじゃわからんところが、わかってもはがさないところが幾らでもあるということも知っておいてください。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 濟いません。歳出全般なんですけども、備考のところにあります番号がですね、今までの決算書と番号の振り方が違ってて、今までの決算書と比較して見ているとき、私ちょっとかなり混乱をしちゃったんですけども、これは多分この備考のところの番号が施策別枠配分になっているので、施策番号になっているんじゃないかなというふうに思ったんですけども、そうっていないところもあるような感じがしてですね、ちょっとかなり、この番号の振り方が混乱しているような気がしましたので。これは要望なんですけども、次回決算書等をつくられるときにですね、この備考のところにある番号の振り方の規則性と、同時にどういうことをあらわしているのかということをおわせて説明をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長（清水章一委員） 答弁はいいですか。

（「もう、いい」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） ほかに。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 濟みません。223ページの消火栓新設負担金の件で、要望を込めてちょっとお話ししておきたいんですけども、6月に榎寺付近で火事がありました。その横を大牟田線が通ってまして、路線を挟んだ通古賀の方面は消火栓がありましたけれども、榎寺の方には1つしかなくて、火災の消火に時間がかかったという件につきまして要望とかが出ているかどうかの確認をしたいんですけども。

○委員長（清水章一委員） 総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） 要望は出ておりません。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） そこのところをですね、出ていなければですね、消火栓が1つしかないというところで、車を通して榎寺の方からポンプを接続した状態でございますので、できれば消火栓の方の新設の方の要望ということでお願いしたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） それにつきましては、施設課と協議させていただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 原田委員。

○委員（原田久美子委員） はい、お願いします。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 原田さん、申しわけないね。

榎寺区はですね専用水道という状況なんだけど、あれはもう市に移管を受けたわけ。じゃそれに基づいて消火栓がそれで設置ができるのかね。もともと榎寺区というのは、あそこはほら

もう大変な大きな井戸を掘ってやっていた関係で、消火栓というのがそういう問題が、今までの問題、ずっと尾を引いていたんよね。ただし、あの専用水道がもう市に寄贈されたのかどうか。それによれば、また内容が変わってくると思うんだけど、私の前の行政区だから。いつもいろんな形で出されてきているけど。

○委員長（清水章一委員） 答弁できますか。

施設課長。

○施設課長（轟 満） 榎寺住宅につきましては、まだ専用水道でございます。上水道ではありません。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、専用水道の問題はそういう状況が出てくるんですね。下水道は公共事業なんですよ。ところが、水道組合というのがあって、あそこが開発したところからずっと専用水道でやってきている関係で、専用水道を消火栓に使うと、その周辺の人の井戸水が出なくなってくるということ。だから、消火栓の問題は、今原田委員から質問があっているけど、どうするかは、今後の課題として市の方で検討いただかないと、消火栓専用の市の水道を入れるということになってくると、こういうちょっと問題がありますので。

○委員長（清水章一委員） 施設課長。

○施設課長（轟 満） その点につきましてはですね、消防署とも協議しまして、近くに来ています上水道に新たに消火栓をつけるか、それが無理であれば、防火水槽をつけるとかですね、そういう方向で、一度検討をしたいと思います。

（「よし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳出全般について、ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃあ、歳入に入ります。

34ページをおあけください。

歳入に入ります。

1 款市税から入ります。

質疑はありますか。

後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） いいですかね。

これちょっとうわさで、が正しいうわさで判断したいと思うんですけど、観世音寺の整地畑の前のところに、ソフトバンクの松中選手がおうちを建てているという話が出とるんですけど、建設申請で太宰府の方では、あれ間違いなんですかね。

そして、それが間違い、個人情報かな、それで間違いなければですよ、高額所得者、高額納税者になると思いますので、しかも天満宮の宮司さんが後援会長でもありますし、早目に営業して、そりゃ福岡の方にもおうちを持っているとは思いますが、太宰府に住所を移していた

だくような営業をして、次回の高額納税者になれば、本当にありがたいことじゃないかなと思いますので、もし間違いなければ早目に行動をすべきじゃないかなと思いますので、ちょっと言っときます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その今の発言については削除を要求します。

大変、後藤さん申しわけないですが、個人の納税問題について、こういう予算委員会、決算委員会の中で発言することについては、個人の所得問題とか個人の住居の問題について、後からこの問題が大きな問題になりましたら大変なことになりますから、私委員長に、この今の発言については削除を要求します。

○委員長（清水章一委員） 後藤委員。

○委員（後藤邦晴委員） 今、武藤さんが言われることを考慮します。だけど、いいことじゃないかなと思って言ったつもりです。

○委員長（清水章一委員） 今の後藤委員の発言に関しては、本人からも申し入れがありましたので、削除させていただきます。

款ごとに歳入が進んでいきます。

1 款について、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款地方譲与税について、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款ゴルフ場利用税交付金、この分について一括して質疑を受けたいと思います。

ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

余 白

○委員長（清水章一委員）　じゃ40ページ、歳入、8款自動車取得税交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、ここまで質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員）　11款交通安全対策特別交付金、12款分担金及び負担金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員）　13款に入ります。

使用料及び手数料、13款について質疑はありますか。

（「全款ですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員）　13款、全款です。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員）　先ほどから関連的な問題で、ただいまの1款からのいろんな形で、歳出とのかかわりを質疑をして回答をいただいておりますから、いろんな資料を出していただいた上で質問をしておりますが、歳入のかかわりの中で質問していない内容としては決算審査資料の19ページ、表紙が緑の方ですね。

ここ3年分の、監査意見書の中にもありましたが、般若寺、それから朱雀、鉾ノ浦の家賃の滞納状況はどうかという形で資料をお願いをいたしておりました。私は、まず滞納の督促状況、それからですね、以前も委員から出されておりましたが、また敬老会のときにも言われましたが、やっぱり生活保護の中に、やはり住居費として含めて支給されているけど、住居費が、はっきり言って使われてしまって家賃が滞納になっているというのが、中林委員からも一般質問なされておりましたが、またこの公営住宅に公務員の方も住んでおられますが、こういう状況で出していただくと、余りにも滞納がですね、242万6,900円。特に般若寺と朱雀の家賃については、6,000円から7,000円ぐらいの状況だと思うんですが、3LDKで。こういう状況、その督促状況については、夜間訪問してポストに入れているとかしているようですが、滞納の特徴としては、生活保護の受給が1世帯あって、これが当然使われているというのは、ちょっと問題があるのかなと。入居者の職業については守秘義務の関係があって、公務員については答えられないということですが、やはり公営住宅で生活保護受給者で滞納があるという問題と、それから受給者がやはり、今後見直しも行うべきという、法的な改正がないものですか、あなた方が対応できないだろうと思うんですね。だから、こういうちょっと特徴点だけを報告をいただきたいと思います。

○委員長（清水章一委員）　特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光）　特徴といたしましてはですね、ここへ記載しておりますように、やはり高齢化が進んでいてですね、本人さんの収入がなくなっていくことと、やはり借金等がありましてですね、借金等に、先に支払っている関係もあります。それと、日々の生活にですね、日給で生活してある方もおられますので、そういったことで、家賃収入の方にですね、入

ってこない状況でございます。

この点、やはりですね、毎月中旬ごろ納付書を持って各世帯に回って相談をしているのが、今の現状でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変努力されていることはよくわかるんだけど、生活保護の受給費として6,000円を渡された。ただし本人はもらったものと受けとめているんじゃないかなというのがあって、今後、あなたの方の所管と、それから福祉部の所管がありますので、その部分については、やはり差し引きするとかね。

本来国民健康保険滞納者について、早う言えば、資格証明書を出したとすると。そうすると、今度は新たに保険料を払ったら、それは10割分が戻ってくれば天引きして国民健康保険料の滞納に充てることができるわけでしょ。だから、そういう部分的なものも含めて、まず公営住宅に入っていて、公金を渡しておって、その家賃を払わないというようなことのないような指導をしていただけませんかということです。間違ってますかね。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） この生活保護をもらってある方はですね、この滞納になった分については生活保護以前の分の金額でございます。生活保護受給者からについては、その保護費の方からいただいております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ここで2時15分まで休憩します。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

13款使用料及び手数料について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 14款国庫支出金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 58ページ、15款県支出金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 72ページ、16款財産収入について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 74ページ、17款寄附金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 18款繰入金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 19款繰越金について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 20款諸収入について質疑はありますか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、決算審査資料の22ページ、雑入の関係で、大変金額が大きくてですね、大変忙しい中に、こういう雑入一覧表を出していただきましたが、22ページに、この互助会ジュニアプラン積立……。

（「シニア」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） ああ、互助会シニアプラン積立返還金として、こんな大きな金額が返ってきた理由。

それから、この新市町村振興宝くじ交付金が入ってきてますが、こういう宝くじ交付金の内容と、それから特に今問題になっております重度心身障害者医療の本来国保関係、医療関係の関係がありますが、ここでも6,456万7,118円、ちょっと大きな金額がありますが、特徴点だけを報告いただければありがたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 互助会のシニアプラン積立金の返還についてご説明をさせていただきます。

この積立金につきましては、地方公務員法の42条に載っておりまして、職員の福利厚生のために互助会としまして、福岡県市町村福祉協会の方に加入をいたしております。このシニアプラン共済事業につきましては、平成5年10月に加入をいたしております。

そういったことでやっておりましたが、公務員の厚遇問題が表面化する中で、これが退職金の上乗せになるのではないかとということで、平成16年2月24日に大阪高裁の方で判決が出ております。この判決を受けまして、平成18年7月13日に最高裁で互助会が控訴しておりましたものが、上告が棄却をされております。そういったことで退職金の上乗せになるのではないかとということで、福岡県の福祉協会の方が、この事業の廃止を決めております。そういったことで、この廃止を受けて、市の互助会の方に積立金が返還をされましたので、市の職員が1000分の5の積み立てを行っていましたが、その負担割に応じて市の方に返還をいたしているところでございます。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長、宝くじはいいですか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） その1点から聞きたいんですが。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、この前私も互助会の問題について、昨年の決算特別委員会での問題をこう取り上げてね、見直しが必要じゃないかという論議も行った経過があって、最終的な判決を最高裁で却下されたために返ってきたということで受けとめていいですか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） はい、そのとおりでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） はい、ありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 続きまして、23ページ、上から2行目の新市町村振興宝くじ交付金についてご説明申し上げます。

これはですね、市町村振興協会の方から、オータムジャンボ宝くじの配分ということで例年来ております。これは平成18年度で1,000万円ほど来ておりますけれども、平成17年度で954万8,000円ほど、平成16年に751万2,000円ほど交付がなされております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 次に、重度心身障害者の医療高額療養費の6,400万円余りについてご説明いたします。

これは、重度障害者医療受給者証をお持ちの方が、病院で一たん自己負担分を払う場合に、これはすべて公費医療の方でお支払いをいたします。一般会計の障害者医療費から支出をいたします。その後、この中身について、高額医療に該当する分につきましては、それぞれ各医療保険者が本来支払うべきものですので、うちの方から各医療保険者に請求をいたしまして、この分は高額療養費ですから返してくださいということで、一般会計の方に雑入として受け入れているものです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変この積み立て、返還金として6,800万円、宝くじとして1,000万円、こういう雑入という形で一般会計に入れて収支をされているわけですが、決算上はもうこの処理をされていますけどね、本来こういう、予算を逆にこの雑入から別な部分に振りかえて、やはりいろんな、先ほども言いましたように、図書の購入の問題だとか、今後の乳幼児の医療費の問題だとかすればですね、議会の質問でもあっておりましたように、1歳引き上げることによって2,000万円、そうすると7,000万円近くあればですね、やれるわけですけど、もう雑入に入れて処理をされておりますので、もう今ごろ言ったってもうしょうがありませんけど、今後またこういう金額がまた入ってくる可能性はありませんが。本来これは、基金の中に繰り入れたというような雑入で、この歳入としていますが、こういうお金を、今度は基金の中に積み立てておられるかどうか、参考的に聞きしたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 宝くじ交付金につきましては、一般財源として取り扱っております。基金積み立て等は行っておりません。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） この中で、22ページに少し大きいものがあるんですが、いきいき情報センターの敷金、これは今病気休暇をしております井上課長が、当初の金額ではいきいき情報センターの店舗の部分をかなり高額の家賃で契約をしておりましたけども、いろんな社会情勢の中で定額化しておりましたので、それをだんだん値上げしていこうというところで、途中で交代しました関係で、契約的に変更だと。違約金のような形で努力しまして、敷金の中からそれは補てんすべきだという考え方で粘り強く交渉しまして4,700万円いただきました。この分と互助会のシニアプランについても財政調整基金の方に入れて、そして使い道を今後ゆっくり考えていこうと、そういう形にいたしております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 78ページ、21款市債について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入全般についての質疑を行いまして、歳入の審査を終わりたいと思います。

質疑はありませんか、歳入全般について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、414ページをおあけください。

財産に関する調書に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に、446ページをおあけください。

基金の運用状況調書に入ります。

まず、土地開発基金運用状況報告書から行きます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、この基金運用状況報告書、土地開発、それから国民健康保険、奨学資金、介護保険とありますが、全般について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

それでは、再度歳入、歳出全般について、総括的な質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「調書についての確認はしてありますか」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 32ページ、実質収支に関する調書に関する質疑があれば、お伺いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） なければ。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変、この2日間にわたって、歳入歳出全般について執行部から貴重な資料もいただき、各委員からも熱心な審査をいただいております、討論についてですが、私は平成18年度の一般会計については、本当に行政内部、財政の厳しい中に努力されていることについても評価をいたしますし、ただ内容的にももう少し精査する必要もありまして、国の三位一体改革による地方自治体に与えた影響はどういう状況なのか、また今後の支出内容についてどうなのかというのがありまして、本日の採決に当たっては態度をですね、賛成という立場に立ちませんので、私は本会議の場において討論をさせていただきますので、本日の採決については賛成をいたしませんので、ご了解ください。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

（大多数挙手）

○委員長（清水章一委員） 大多数挙手であります。

したがって、認定第1号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成17名、反対2名 午後2時28分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 認定第2号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第2、認定第2号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

特別会計については歳入の事項別明細書から審査に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認めます。

直ちに審査に入ります。

290ページ、1款国民健康保険税について質疑はございませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 大変、執行部から資料をいただきました決算審査資料については100ページです。それから、監査意見書がですね、まず28ページからですが、監査意見書について具体的に。

全体的に太宰府市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、それから住宅新築資金等貸付事業特別会計等ありましたが、唯一国民健康保険事業特別会計が赤字になりました。ただし、赤字と言いながらも、監査意見書の28ページの一番下の方に、平成18年度末で不納欠損が2,708万8,498円、収入未済、滞納と言われる金額が4億11万5,395円あります。それで、実質収支は1,277万7,145円の赤字であります。本来この徴収については、全国平均以上の徴収率として、93.26%という大変徴収率が高いんですが、単年度の赤字、未済額という部分じゃなくて、過年度関係の部分があったと思います。

同じく、その内容については、監査意見書の29ページをお開きいただきますと、今年度の徴収率は現年分として94.90%という、県下の中でも最高位の徴収率であり、収入未済額は9,887万618円。ところが、過去の滞納額分の収入未済額は3億124万4,777円です。もう少し努力をしていただければ、この国保会計については赤字になることはありませんでした。

ところが、この過去の分について、右の欄を見ていただきますと、不納欠損として、地方税法第15条の7の第4項該当が42件、第5項該当が22件、第18条該当の時効消滅が、余りにも多過ぎて1,500件、合計の2,708万8,498円という監査意見書が出されておまして、過年度未収額が、時効によるということになっております。

私としては、大変担当課も所管課も努力をしていただいた関係で、国の義務的経費は一般会計に入れられておりますが、できれば私は、一般会計からある一定、2,000万円近くの金額を入れて赤字にならないようにする、それとも前年の滞納分の徴収率を上げるかと思っておりました。

そういう状況の中で、先ほども言いましたように、不納欠損として2,708万8,498円のうち、

いまだに50万円以上の滞納者が、決算審査資料の100ページに、164世帯あるということです。昭和59年から平成18年まで5,209件です。こういう状況ですが、これは、まず不納欠損を落とした後の金額であります。だから、これ以外に約2,700万円不納として落として、まだこれだけの滞納があります。だから、もう少し滞納分の徴収努力をいただけなかったかどうか。

初めてこの太宰府市の国民健康保険事業特別会計が赤字になりました。担当課としても努力もいただいています、その結果、この50万円以上の滞納者に対しては資格証明書、それから健康保険証をこの滞納者には送らないという状況がありますので、その健康保険証を受け取れない、郵送してない、この分と今後の、平成19年度には、今平成18年度中の審査を行っておりますが、平成20年度にわたる国保会計の見通しなど含めて、まず整理をいたしますと、こういう状況になった経過、特に不納欠損として落とした理由。それから、資格証明書の現在の発行と、それから健康保険証を送られてない世帯について報告を受けたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 特別収納課長。

○特別収納課長（鬼木敏光） 初めに不納欠損の方から報告いたします。

不納欠損になる前ですね、去年うちの方で滞納整理指導員さんを雇用していただきましてですね、一件一件今調査して、別に取り方はないかということヒアリングしていただいた結果でございます。

それですね、うちの方で今50万円以上の方のベスト3を上げてチェックしてもらったところ、やはり一番高い方で、210万円が一番最高額です。この方はですね、やはり自分で仕事をしてあって自己破産してですね、後どうしても、滞納整理指導員さんがいろいろしても財産がなく、どうしてもできなかったというふうな状況です。2番目の方についてはですね、200万円あるんですけど、今3万円ずつの分納をしてもらっております。3番の方についてもですね、190万円ぐらいあるんですけど、話にならんもんだからですね、今鹿児島の方にある不動産の差し押さえをしております。それと、4番の180万円ぐらいある方についてはですね、やはり不動産の差し押さえをしております。次に、5番目の方についてはですね、やはり事業不振で、今どうしようもなく、財産も今現在見当たらない状況でございます。

やはり、滞納整理指導員さんからですね、あと取る方法はないかということをやっぱりいろいろ指導してもらいながら勉強をしております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 資格証明書発行。

国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 国民健康保険証の交付状況についてお答えいたします。

平成19年6月30日現在で、資格証明書の交付世帯は5世帯です。保険証の有効期限切れ世帯、これは未交付世帯も含めまして782世帯となっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 初めてこんなに国民健康保険、応能、応益というふうにありますね、
応能というのは所得、応益というのは医療費だとかそういう国庫補助の関係とのバランスをと
るという状況の中で、太宰府市については応能、応益というのは国の指導に基づいてやられて
おりますが、初めてこういう赤字が出ましたが、今後の赤字解消策、こういう状況では国から
のペナルティーがかけられて、ある一定の補助金の削減がなされることが、ちょっと私として
は、今後の国保財政についての運営についてですね。

だから、この前も一般質問しましたが、75歳以上の方が後期高齢者医療に移ることによって
国保会計が安定するのでしょうか。65歳から天引きされることによって国民健康保険の財政が安
定するのか。平成18年度の決算だけで見ても、この問題で、収支が赤字だけど、ここだけで済
む問題か、平成19年度は安定するのでしょうか。この辺の見通しについてはどのように考えられ
ているかも含めて、決算特別委員会の方に報告を受けておきたいと思いますが。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） ご存じのように、平成20年度から新たに75歳以上の医療保険制度が
できますので、国民健康保険の被保険者のうち75歳以上はすべて資格が一たん喪失して、新た
な保険制度に加入いたします。そのことにつきましては、どの程度の財政的な影響があるかと
いうのは、まだ具体的に試算ができておりませんので詳しくはわかりませんが、保険税
のところから申し上げますと、今国民健康保険税は医療保険と介護保険の二本立てでいた
っておりますが、平成20年度からは医療保険と介護保険、それと後期高齢者支援金という形で、
3本柱で税率をそれぞれ設定することになります。

今現在でも医療保険料の中に含めて老人保健の拠出金という性質のお金を徴収させていただ
いております。拠出金としましては、平成18年度で言えば、老人保健に対する12億数千万円の
拠出を国民健康保険から出しております。この分について、どの程度変わってくるかというの
がまだちょっと見えておりませんが、後期高齢者については、医療給付費の1割分は高齢者本
人の保険料で賄うというふうに新たな枠組みが設定されましたので、支援金については若干拠
出は下がるのではないかなというふうに見込んでおります。ただし、今現在でも介護保険は赤
字ですし、医療保険も内部的には大きな赤字になっておりますので、この後期高齢者制度がで
きることで格段に財政が好転するということは、まず考えられないと思っております。今年じ
ゅうに、平成20年度からの国民健康保険税の新たな税の枠組みを検討する必要があるござい
ますので、その中で税をどういうふうに構成していけば財政が少し持ち直していくかというこ
とを含めて、国民健康保険運営協議会の中でもよく論議をしていただいて、検討していきたい
と思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） わかりました。

それと同時に、ちょっと資料要求を、もう一点しておりまして、決算審査資料の、同じく101ページです。

内容については、大変古い話からあるんですが、この太宰府市には、県下の中で1カ所ですが、県立太宰府病院というのがありまして、今も県立太宰府病院ですが、今九電工が委託を受けております。ここは365日医療機関です。当然、この太宰府病院に入所された方が、された何年間はその所在地の自治体が負担をするわけですが、その期間が過ぎると、太宰府市民として住民登録がなされます。こういう大変大きな医療機関で、国民健康保険に対する負担というのが大きいというふうな考え方がありまして、この決算特別委員会、予算特別委員会で論議になった経過があります。

それから、特にこの太宰府市は、この周辺の中で余りにも老人保健施設が多過ぎるということです。太宰府市には大変大きな系列の老人ホームがあったり、様々な形ではありますが、やはり高齢化、医療の受診率の増、1人当たり80万円を超える金額、全国平均したらまだ低い状況ですが。私としては、ここに書いているように、もうその制度はなくなったということですが、できれば、特別事情というか、そういうものを含めて再度、県に要求をしてほしいと。これは私もいろんな研修があったり、こういう後期高齢者医療の問題や国民健康保険の問題でいろいろ研修を受ける中で、県は地元の自治体から要望がない限りわかりませんと、いろんな要望を上げてくださいますと、こういうのが県の考え方です。ぜひこういう実態をまとめられて、少しでも、やはり県から、以前は100万円しか出しておりませんでした。それも100万円を出すのに何年もかかってきました。

ところが、法律が変わって、こう出してきたんですが、国、県に対しても、こういう太宰府市の特殊事情があるというような形で働きかけを一度やっていただくことができないかどうか、実情を調査の上ですね。その辺を含めて、できれば国保財政安定のために、介護も含めてですが、太宰府は余りにも介護施設が多い、老人保健施設がたくさんある。24時間施設の老人施設、水城病院もありますし、木下病院もありますし、太宰府病院もありますし、もう本当この周辺の中では余りにも施設が多過ぎると。ところが、その施設に入ろうと思っても、よそからお見えになりますから。太宰府市民が入れなくて、他の市民が太宰府市の施設を利用していると。こういう状況がありますので、その辺をひとつ、担当部は担当部とありますが、市長少し検討をいただきたいと思うんですが、この辺どうでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） 可能な限り、以前は特別調整交付金が減額される時期もございました。佐藤市長のときでございましたけれども、強行に県の方に訴えて、復元させた経緯もございます。今この制度そのものが法の改正等によってなくなったわけですが、国保に対しますところの、今の現状の財政状況がございますので、どこの自治体もこれは苦しい状況には変わりないと思うんですが、その要請行動等については行ってまいりたいと思っております。

この国保の健全化といいましょうか、のためには、やはり市民総合行政の中で行う必要があ

るというふうに思っております。医療費の問題、どうしたら削減できるのか、あるいは健康な市民を多く増やしていくにはどうしたいのかというようなこと等を一つ一つ、あるいは適用の適正化もあろうと思います。いろんな面で、他方に入れる要素のある方々等については指導するとか、今現行でも行っておりますけれども、そういった適用の適正化を含めて努力をしてまいりたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ありがとうございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款国庫支出金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 款療養給付費交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4 款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5 款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6 款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7 款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 8 款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9 款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳出に入ります。

1 款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款保険給付費について質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 304 ページに係るわけですが、この 2 款 4 項についてですね、大変、太宰府市の国民健康保険加入者、それから会社にお勤めの企業の健康保険だとか社会保険、それから共済組合の部分がありますが、ここで大変、2,695 万円という出産育児一時金として支給されておりますが、ちょっとこの内容の説明を受けておきたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（木村裕子） 国民健康保険被保険者の方の出産の場合は、平成18年10月1日から、それまで30万円だった出産育児一時金が35万円に改定をしております。支給対象人員は、トータルで83人となっております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） よろしい。

○委員長（清水章一委員） 3款老人保健拠出金について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 6款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 8款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 10款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳入歳出全般について質疑はありませんか、もう一度。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第2号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対 0 名 午後 2 時50分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 認定第 3 号 平成 1 8 年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第 3、認定第 3 号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

322ページをおあけください。

1 款支払基金交付金から入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款国庫支出金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 款、4 款について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5 款、6 款について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） じゃ、歳出に入ります。

1 款総務費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款医療諸費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 3 款、4 款、5 款、6 款全体について質疑はございませんか、328ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 3 号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第3号については認定すべきものと決定いたしました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後2時52分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 認定第4号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第4、認定第4号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

342ページをおあけください。1款保険料から入ります。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、事務報告書を出していただいとりますので、69ページ。

まず、私ども、この太宰府市の介護がどういう状況かというのは当然議員として知っておく必要がありますし、執行部から大変わかりやすい資料をいただいております。現在、これを見ますと、65歳から75歳未満の部分については7,116人、75歳以上が、後期高齢者医療に該当する方が5,676人ということで、当年度中1,102名増えて減が693名、こういう状況と、その間にありますが、2番目の保険料収納状況で、介護保険について、年金受給者ははっきり言って天引きをされますが、普通徴収と言われる無年金者、この方たちの未収額が589万7,588円、現年分については何と99.13%という最高の収納率ですが、どうしても普通徴収が無年金者、今後こういう方で75歳以上の方については健康保険証を交付しないでもいいという法律がありますが、その辺は今後の議会の中で、市長に特別なご配慮をお願いしたいという質問をする予定であります。

また、介護を受けている方については、要支援1から要介護5までという状況が具体的に出されております。介護というのは大変だと思うんですが、こういう状況の中で介護サービス、これが受給者だとか保険給付の関係で具体的な金額まで出されております。それで、この中で一番私の方で説明を受けたいのは、保険料の徴収、納入状況の中で普通徴収、この状況がどうなのか、この辺をですね、まず説明を受けたいというのが1点です。

それから、決算審査資料として102ページです。わかりやすく資料を出していただきました。

平成12年度から平成18年度まで、先ほど589万7,588円という方については無年金者が何人あるかというふうに質問いたしましたが、無年金者が65歳以上の方で89名、所得の少ない方が49名おられるという状況が報告されておりますが、太宰府市については減免制度を設けられておりますが、なかなかこの減免制度に該当する部分については、行政側から、あなたは減免が認められますよとかそういう状況の連絡をしたりして、この無年金者、低所得者に対して対応

されているのかどうかですね。

○委員長（清水章一委員） 納税課長。

○納税課長（児島春海） 介護保険料の収納につきましては私どもも相当力を入れているんじゃないかと思っています。市町村合わせて県下で2番目程度だと思っております、収納率はですね。しかし、毎年これ言っておりますけれども、介護保険にどうしても反対という方もおられるんですよね。どうしても理解されないと、お金も払わないという方も中にはおられます。そういうところで職員も苦勞しておるんですけれども、努力はですね、私ども、夜間訪問、これは介護保険料だけではありませんけれども市税も含めまして、5カ月間は夜間訪問も行って相手と接触するということを私どもは基本に考えておりますので、そういうところである程度の数字はあるんじゃないかと思っておりますけれども、どうしても年金受給者、そういう方が2カ月に1遍の収納しかできないとか、そういうですね、より切実な問題もございますので、そこら辺も十分相手の話を聞きながら私どもも徴収するようには心がけております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款、3款について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 4款、5款、6款について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7款、8款、9款について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳出に入ります。

350ページです。

1款総務費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款保険給付費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 362ページ、3款財政安定化基金拠出金、4款地域支援事業費について質疑はございませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 365ページの地域包括支援センター委託料のところなんですけど、前回の私の一般質問でご回答いただいたように、現在太宰府市内に地域包括支援センターが2軒あるということなんですけども、一般質問で申し上げたように、2年後に介護保険法と、それから障害者自立支援法が一本化されたときにですね、地域包括支援センターの業務というのがさらに拡大する可能性が非常に高いということがあって、もう一つ厚生労働省の指導では、人口

2万人当たり1軒の地域包括支援センターをつくりなさいというような指導が来ていると思うんですね。したがって、太宰府市においては3軒あるのが理想的じゃないかということになるんですが、今後指導に従った形でもう一軒増設するような意向はあるんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） すこやか長寿課長。

○すこやか長寿課長（木村和美） 今のですね、ご質問で、障害者の方と一本化という話ですけども、まだその辺の具体的な話は、はっきり言ってまだ出ておりません。

それで、地域包括支援センターにつきましては、今現在太宰府地区と水城地区と2カ所あります。これは今ご指摘のとおりですね。2万人から3万人のところで1カ所設けなさいということになっていますので、太宰府市の場合はですね、水城地区と、それから太宰府地区というふうな分け方で、それぞれ中学校区が2校区ございまして、水城地区、それから太宰府地区の地域包括支援センターの方に委託をしておるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 5款基金積立金、6款公債費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 7款、8款について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第4号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時02分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

ここで3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時02分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開 午後3時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続いて会議に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第5 認定第5号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定
について

○委員長（清水章一委員） 日程第5、認定第5号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

406ページ。1款分担金及び負担金から入ります。

1款分担金及び負担金について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款、3款について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳出に入ります。

1款総務費について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2款予備費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」
認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第5号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時17分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第6 認定第6号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第6、認定第6号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

378ページをおあけください。

378ページ。1款県支出金から入ります。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、監査意見書37ページ、私この監査意見書を見ておりまして、本当今後の対応をどう行政されるのか、これ以上こういう状況が続けるということは大変なことだというのをこの監査意見書で見ました。

まず、37ページの一番上を見ていただきますと、まず収入未済額が9,661万810円で、去年は28.32%の収納率でしたが18年度は11.74%、そのために歳入款別比較表として、この収支を合わせるために繰入金という形で対応をしております。その滞納の状況を見ますと、償還収入状況というのが平成18年度から過去の平成14年度までの部分を見ますと、はっきり言って回収率は今年5.35%、こんな状況がですね、毎年毎年収納率が上がらないというこんな状況というのは全く私は異常だと思っております。

それで、私の方で資料要求したことに対して出していただいておりますが、一般会計からというか、そういう国、県の借り入れた部分がありますが、その内容が事務報告書の71ページ、この歳出歳入全般にわたる問題ですが、新築に52件の貸し付けが2億6,920万円、土地の取得に23件で1億126万円、住宅改修が1億8,628万円、合計の住宅宅地取得から改修まで合わせて、それから県の改修事業を借りて合計の252件、貸付総額6億1,095万円、未償還というか、こういう6億1,000万円に対して返還がなされない金額が5,563万2,217円、滞納額が9,661万810円、公債の状況として当然国庫に払うべき問題、県費に払う問題について、こういう償還金が全部収支を合わせるために入れられているという問題があります。

それから、決算審査資料102ページ、大変収納率が低下していることについて、監査意見に基づいて、顧問弁護士とも相談をしながらということですが、私大変小さな数字が書かれておりまして、元金、利子、大変に小さい数字です。それで、1番から33番までありまして、先ほどのようなように、今年の早う言えば償還率は何と11.74%、だからこういう制度を利用してお金を借りて、利息は本当大変安い利息で信じられないような状況、私の方に相談を寄せられるのは、マンションを買ったが払わなくて競売にかけられたとか、昨日もありましたが全部取り上げられたとか、本当住宅ローンを組んでですね、それが競売にかけられる、そういういろんな部分があるんですが、これだけの国の制度、県の制度で全く償還がなされないと、これを見ておりましたら、はっきり言って借りた金額を一円も払わないでおくという状況もあるし、この7番を見ていただいたらわかりますように、償還金が550万円借りた、未償還額は0円だとか、利子もないから0円だと、こういう状況がこういうように小さな数字の中に書かれてお

りまして、申しわけない、その部分、元金とあの部分ですが、これが具体的にこう小さな数字が大きく分けられて、早う言えば償還済額、未償還額が1億1,563万6,973円、そのうち滞納額が8,211万8,429円になっておりますが、こんな状況をずっと続けていって、最終的には市は、返還がされないときには責任を持たなきゃならないというか、これがずっと何年もこんな状況を続けられていますが、どう対応されるのかどうか、事情はいろいろ聞きます。生活保護世帯になりましたとか、そういう借りた人が亡くなりましたとかいろいろあるんですが、ある一定法的に国、県に言って、これは徴収不能ですからということで消すことができるのかどうか、できないのかどうかですね、この辺も含めて具体的に。あなた方は一生懸命努力をしております、毎年この同じような文章なんですね。最終的なこの収支を見ますと、決算書の378ページ、この収支を合わせるために繰入金として714万6,000円を入れる、この内容については基金を取り崩して、そして収支を合わせると、ほんで償還金もそういう状況にして歳入歳出を合わせていますが、こんな決算を私としては認めるというのは、やはり借りたものは返す、返さなければどういう状況で返せないのかどうか、こういうものですね、55件ありましたが、過去の部分を見てある一定33件まで減りました。その経過は、平成15年から記録を見ておりますが、努力はされておることは認めますが、こんな状況を続けられることについてどうするのかを明らかにしていただきたい。最終的には市が責任を持って、1億円近くのお金を負担をして解決させるのかどうか、この辺を回答を求めたいと思います。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） まず、現状を申し上げたいと思います。

この住宅貸付制度については平成9年度を最後に新たな貸し付けは行っていないで、今は回収のみを行っているところであります。右の表のとおり、今回33番ありますけど、7番と24番がもう平成18年度で全部済みしましたので、2名減りまして31名が滞納ある人、滞納のない人の総計で31名ということとなっております。今言われるように、当時55名あったんですけどもう31名ということで、返還できる人についてはどんどん順次償還が終わっているところでございます。資料のとおり、残り31名中滞納がある人が24名ですね、表の右側の左から2番目のところの数字が上がっているところが滞納がある人の人数で、これが24名ということです。滞納者につきましては、いろいろ特別収納課と協議しながら徴収に行っておりますけど、本当に生活が苦しい方、あるいは高齢化が進んで収入がないとか、本人が死亡しているというような状況もありました。本当に徴収するのが難しいところです。今現在やっていることは、一つには相続人への請求をしていること、それから必ず連帯保証人を入れておりますので、連帯保証人に請求をしておる、それから3つ目に、支払える額、1,000円でも2,000円でも1万円でもという形で、とにかく分割納付でできないかというようなところで徴収に参っております。今後は、それでも残る部分については、今までやったことはありませんけど、法的措置も含めたところで今後検討していきたいというふうに思っております。それについてはいろいろ県の方とも協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 県下でこの問題どこの自治体も悩んでおるようですね。福岡県香春町が一斉に返還を求める裁判をして勝訴しました。県下どこもこういう状況があるんですが、事情はいろいろあると思うんですが、もう一度聞きますが、支払い能力がない場合については、国や県はもう徴収はやめていいと言っているのか、それとも徹底して、相続人だとか、その建物や土地を取得している場合についてはやはり返還を求めなさいと言っているのかどうか、だからあなた方も本当これだけの部分大変だと思うんですよ。500万円か600万円借りて1,000円っていったら、何年かかりますかね。年間1万2,000円の償還で、500万円を返そうと思えば、それから3代にわたって、払わないかんような状況にもなるけど、現実これが徴収不能として、国、県に認めてくださいと、取れませんと、こういう上申書を書くとか、いろんな裁判までしても徴収不能だとかといって落とせるかどうかということ、これは落とせないんでしょ。

○委員長（清水章一委員） 人権・同和政策課長。

○人権・同和政策課長（津田秀司） はい、そうですね。今おっしゃるように、あくまでも金銭の消費対策でありますけど落とせないということです。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、貸付制度はなくなったんだけど私どもはこの問題をいつまでも論議していかなきゃいかん。だから、どう対応していくのかね。あなた方も大変だと思うんですよ。だから、法的な措置をとってそれなりにやるかどうか。民間なら絶対こういうことは通用しません。だから、最終決断をもうすべきじゃないですかと、私もこれ20年近く問題にして、あなた方は努力されて、さっき50名が30名になったということがあるんだけど、国は返しなさい、県も返しなさいと言う。返すためには、太宰府市からの早う言やあ基金の積み立てだとかそういう部分で市民の税金で補うような状況、市ははっきり言って貸し付けてないけど返還の義務があるから収支を整えなきゃならん、償還金をそのまま返還金に上げているという状況でしょう。だから、地方自治体の仕事としてはこんな状況を繰り返すことについては大変と思うんだけど、何らかの法的措置をとって対応するかどうか、この方策がないんですよ、今のところ。何かこうできないかどうか。今回、私は、本当はこの予算を認めないつもりだったんですね。もう一年余裕を持ちますから。だから、国、県や弁護士に相談をして、そしてはっきり言ってもう回収不可能という判断を法的措置をとってやるかどうか、何らかの形でやってみてください。自己破産されれば、当然家というのは出さなきゃいけませんけど、債務があれば。だから、もう少し、本来私は今日はこの住宅新築資金等貸付事業特別会計については賛成はできないと思っておりましたが、もう一度あなた方の努力を期待します。だから、今回だけは特別に、私は反対したかったんだけど、今まで反対することができなかったんですから、だからそういう状況だけを申しておきます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 2 款、3 款、4 款、5 款について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳出に入ります。

1 款総務費、2 款公債費、3 款基金積立金について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 6 号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第 6 号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対 0 名 午後 3 時35分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 7 認定第 7 号 平成 1 8 年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第 7、認定第 7 号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

394ページをおあけください。

1 款繰入金から入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 歳出、1 款公債費について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 再度、歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第7号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後3時37分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第8号 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について

○委員長（清水章一委員） 続きまして、日程第8、認定第8号「平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

準備をしてください。

1 ページ、平成18年度太宰府市水道事業報告書の概況から入ります。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、監査意見書を私読させていただきました。48ページからです。監査意見書48ページからずっとありまして、太宰府市の水道事業会計ですが、読ませていただいた中でですね、まず52ページの一番上、9,049万4,872円の純利益が出てきておるという状況が1つあります。それから、53ページ、初めて監査委員から指摘をされたことがあるんでしょうけど、水道収入状況についてですね、2年で時効になったと、水道の請求額が法律の改正で、それで53ページの平成15年から過去の平成12年までの999万8,957円については時効で落とさなければならなくなったという問題がここに出ております。その結果、また未納額は収納率も大変向上しているわけですが、時効と言いながら一方では平成15年からまたこの平成12年の間の部分も含めて3,224万8,290円があるというのが一つあります。それから、私資料をいただいで、大体山神水道企業団の水と福岡水道企業団の水をですね、料金というのは大体わかるんですが、そこに一番下の表の12、有収水量1㎡当たりの給水単価、平成18年から過去の平成14年までありますが、損失金額が逆に上がっております。平成14年度は6円79銭だったのが今年は25円99銭、過去最高の原価が出ております。それで、次の55ページをあけていただくと、山神水道企業団からいただいた水、そしてそのかかった費用、それから福岡地区水道企業団からい

ただいた水、監査意見書の、55ページです、そしてその受水費というのは市全体の部分を含めて、受水費が4億1,392万7,291円、こういう状況で計算をしました、出されております。そうすると、総水量から山神水道企業団と福岡地区水道企業団からの受水量を差し引くと、太宰府と松川の水はどのくらい太宰府市に使われたのかという概算を出しましたら、114万5,431㎡、太宰府市の松川と大佐野ダムの水が使われているということになります。

決算審査資料の11ページ、こういう状況で今説明した内容があるんですが、その不納欠損が平成12年から平成15年まで、行方不明、無断転出で822万5,000円、死亡、破産、行政側がメーターを撤去したとか、給水停止したとか、支払い協議不調という形で、こういう金額が不納欠損額合計で999万円というのは先ほどの、監査意見書53ページの2番目に書かれておる内容です。それで、計算をしてみますと、下の方の内容、山神水道企業団は、私の考え方ですよ、75円83銭で水を買っていると、福岡水道企業団はその2倍近くの123円58銭、ところが松川、大佐野ダムの製造原価は102円となるというふうに私は思っておりましたが、何と配水、給水費、減価償却というのは当然事業を行った部分については資本の関係で減価償却は落としていて、これを収支に合わせていくわけですが、減価償却も含め、それからこの山神水道企業団も福岡地区水道企業団も支払利息も含め、人件費も含めて算出したところ、太宰府市の水は338円17銭、私は純然たる人件費とかそういう部分もあると思うんだけど、こんなに太宰府市の水は高いのかどうかという疑問点が1点出てきました。だから、当然それは福岡地区水道企業団の水を、それから山神水道企業団の配水する圧送費用だとか人件費とか、減価償却とか支払い利子もあると思うんですが、実質原価は幾らなのかというのを明らかにしてほしいということですね。

それから、次のですね、私が出した書類の中に両方報告してくれと書いていたものですか、決算審査資料13ページ、別々にお問い合わせすればよかったんですが、太宰府市の水道と下水道は、今の経営状態、今から委員長の方から提案されると思いますが、賛成はします。賛成はしますが、この13ページの中ごろを見ていただくと、水道事業会計に現金預金や減債積立金、当年度未処分利益剰余金、損益勘定留保資金、預かり金、当然退職の引当金やその他有価証券、国債、どのくらい持っておるかということで、水道では20億8,241万6,000円のお金があると、今から先の事業もあるんでしょうが、それから下水道はどうかというと、すぐ上になります。減債積立金だとか当年度未処分利益剰余金、その他引当金、これも20億6,918万円あると、そうすると合わせて大体40億円の、今から先支払いとか地方債とかありますよ。それで、担当部から、現実には太宰府市だけの、松川、大佐野ダムの水の料金が余りにもこれを見ると高いと、何で338円17銭になるのか、当然義務的経費を外すべきじゃないかというふうに思っておりますが、自分のところのダムの水が高くてよその水を買ったら高いというのが私としては、原価はお知らせしてくださいというのが1点です。

それから、やはり2年で時効になるならば、今後の徴収方法をどう改めるかというのが1点です。

それから3点目は、市長さん初め担当課おられますが、私は以前これについて一般質問をした結果、前向きに、慎重に検討しますという回答がありました。この言葉というのはなかなかいい言葉です。前を向いて慎重に検討した結果、後ろを向いたと。私はなぜかという、あのときの部分の回答は私は本当に期待をしていたんです。それはなぜかといいますと、この庁舎の向こうにあります職員の駐車場、これを1階を駐車場にさせていただいて、そして2階、3階ぐらいか4階にして、2階からそのまま行けるようにして、今の庁舎の中はもういっぱいでしょう。あの昭和60年にできたときは端から端まで見えていたんですよ。どの部屋もあいとったんですよ。今、コンピューターやら機械で、人よりも機械の方が多くなってしまった。もう部屋もない、座るところもないような状況。はっきり言って、課をいきいき情報センターにやったり太宰府館にやったりね、そういうふうするならば、こんな40億円の中に、できれば5億円、5億円出していただいて10億円で、できれば下の駐車場はそのまま使っていただいて、そして水道の方は家賃を太宰府市に払っているわけですから、できれば向こうにその2階ぐらいに移っていただいてね、そして今1階を見てみませんか、生活保護の受給者が来ると介護保険課の前で指導もせなきゃならん。しかも1階に子育て支援課があるわ、環境課がある、市民課があるわね、本当こう、2階に行くといろいろ、だからこの際ね、逆に水道、下水道というのを建てていただいて、いろんな使う部分で差し引き家賃を相殺するという方向で、しかも3階ぐらい建ててもらって会議室までね、機能を持たせてつくるような、今の状況じゃ本当庁舎いっぱいですよ。次から次に入札室までなくなってしまった状況でね。そういう状況があるんだけど、お金がないといってこれを使ってしまうわけにはいきませんから。5億円、5億円ぐらい出して上下水道局みたいな形で格上げをしてやるのが不可能かどうか、そうすると出先も行政内でもできるんじゃないかと。この前私に、そういう前向きに慎重に検討しますと言っているんですよ。ところが、後ろへ行ったらままだ。今度はちょっと前へ向いてもらおうかと思っておりますが。そのときに答えた人はもうここにいないんですよ。その辺を含めてちょっと回答をいただいて、私は終わりたいと思うんですが。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 3点のご質問に関しまして、1点目及び2点目につきましては私の方から回答を申し上げます。3点目の上下水道の庁舎の分につきましては上司の方が回答いたします。

まず、1点目の松川あるいは大佐野、それと山神水道企業団、福岡地区水道企業団の実質給水原価はというご質問でございますけど、武藤委員さんの質問につきましては、山神水道企業団75円83銭、福岡地区水道企業団123円58銭。これにつきましては、それぞれの企業団から大佐野ダムの配水池まで来ましたときの料金でございます。要するに受水費用、それと同じような比較で松川、大佐野を製造した、ただし単なる製造するだけ、製造して松川の配水池、大佐野の配水池に上げるまでの費用が幾らかといいますのが資料で報告しております102円33銭でございます。その下に松川及び大佐野浄水場の338円17銭、山神水道企業団の175円34銭、福岡

地区水道企業団の226円68銭といたしますのは平成18年度の太宰府市の決算上の給水原価、要するに製造原価が1 m³につき242円32銭という決算になっております。これと対比させる分で報告させていただいております。

総合的に各家庭の蛇口まで水をやった場合の費用として幾らになるのかということで分析いたしましたところ、ここに報告しております金額になっております。ただし、松川及び大佐野浄水場がなぜこんなに高いのかといいますと、平成18年度の有収水量488万4,605 m³でございますけど、福岡地区水道企業団の受水量が増えてきておりますので、松川及び大佐野の製造水量が減っております。ですから、製造水量が増えたり減ったりしてこの単価というのは動いてまいります。ですから、今回につきましては特に大佐野浄水場での製造水量が減っておりますので、松川及び大佐野浄水場が338円17銭と高くなったものでございます。

それから、今後の徴収方法についてでございますけど、1つご説明させていただきますのが、確かに今までは地方自治法に基づきまして5年で時効でございました。それが最高裁の判例によりまして、民法の適用により2年になりました。平成18年度から民法適用により2年で不納欠損いたしましたけど、この999万8,957円は最終的には不良債権でございますけど、債権放棄はまだしておりません。簿外管理をしておりまして、時効の援用という部分で監査意見書の方の指摘の中でもあってございましたけど、時効の援用、すなわちお客様の方からもう2年以上たったからおれは払わんよという意思表示があった場合はもう取りません。ですけど、相手様がお客様の方がまだ払う意思を示される場合は、こちらの方は平成19年度においても収納いたしております。それは雑収益の方で収納いたしております。

それと、今後の収納対策でございますけど、1つだけ今回何年かに1回参るんですけど、もうご承知のように企業会計は4月、5月の出納整理期間がございません。3月31日で締めます。3月分の水道料金につきましては、納期が3月28日でございます。そして、今回平成18年度は3月31日が土曜日でございました。こういう年度が幾つかまた出てまいります、何年か後には。極端に言いますと、3月30日が土曜日で3月31日が日曜だった場合は、決算上は徴収率は下がります。今回も平成18年度、3月31日土曜日でございましたので、3月28日の納期から3月30日までの間に各金融機関に入りました金額がでございます。それまで含めると現年度分の実質の徴収率が98.01%、滞納分まで含めまして96.27%の収納率になっております。これは平成17年度と比較しますと0.19ポイント上昇しております。それと、ちなみに参考まででございますけど、出納整理期間はございませんけど、5月31日現在、一般会計と一応比較する意味で、5月31日現在の収納率につきましては水道は現年度分が98.94%、過年度分が50.11%、合計で97.21%でございます。今、徴収強化につきましては、水道は強制執行ができます。というのは、水をとめることができますので、過去におきましては滞納月数6カ月から7カ月以上の方しかとめておりませんでしたけど、今停水強化を行いまして3カ月滞納された方はもう停水の対象になっております。それで、停水強化、停水の事務をさらに強化し、滞納整理に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) まだ。3番目の。

武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) その前の、今の回答に対する質疑をしたいんです。

○委員長(清水章一委員) 武藤委員。

○委員(武藤哲志委員) まず見ておましてね、太宰府市が海水淡水化に投資も行いました。いろんなダムの投資を行って、その水がこの太宰府市に来ているわけじゃありませんが、当然そのダムの投資的な予算計上のために負担の割合が来たと思うんですね。だから、海水淡水化から将来の五ヶ山ダムとかいろんな部分の権利を買ってきました。その権利を何とか買うということで、買ったためにここに出されております福岡地区水道企業団の総水量が増えてきたと。ところが、担当課とも協議する中に太宰府市は長い間人口抑制策をとってきた。ところが、枝線に対してたくさんの枝があれば収益は上がるんだけど、枝線がないと1世帯に1つの水道を引くことによって経費も上がるという、いろんな部分の協議もありましたが、まずこの福岡地区水道企業団に、はっきり言ってこの海水淡水化とかダムの部分ですが、余りにも3億3,741万416円もね、福岡市から水をもらっているんですよ。これを1円か2円でも下げてくるとね、大変なやはり太宰府市の水道というのは安定してくるんですが、やはりそこは交渉する余地はないのかどうかというのが1点です。

だから、やはり市長さんとしてもね、太宰府市はわざわざ向こうから引いてきてパイプでしよったらそりゃ大変なお金がかかりますよ。ところが、乙金配水場に筑後川の水が来て、それからこっちに配水されているとかいろんな部分があるんだけど、筑後川の水の単価とほかの水の単価との調整をして、北九州から福岡導水までやっている部分で宗像、あの辺が取っている水の料金とね、福岡地区水道企業団の筑後川からとっている水の単価とかをやっぱり調べて、この福岡地区水道企業団議会に市議会からも出ているわけですし、やはり執行部も理事に出ているわけですから。私どもは山神水道企業団の議員としてできればこんな安い水はたくさんくれませんかと、何とか余裕があるなら太宰府市に増やしてくださいとお願いすることを私は思ってますよ。ところが、この福岡地区水道企業団の水が余りにも高いんでね、これを下げる努力をしていただけないかというのが2点目です。

それから最後の問題、もうちょっと待っていただきたいんですが、この水道事業会計決算書の中ですね、25ページにここにも書いているように土地売却代金として257万2,560円が書かれておりますが、この土地売買は水道事業者としてのどこの土地をどう処分したかの説明も受けておかないといけないと思って、新たに担当課長の方に説明を求めたいと思います。

○委員長(清水章一委員) 今、ページのいくと概況の議論でございますが、もう全体的に質問されてますので、水道事業会計、この決算書全体について今質問があつていますので、許可しますので、答弁をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） ただいまの2点の質問のうち、まず1点目の福岡地区水道企業団の料金引き下げの交渉あたりができないかというご質問について、まず回答申し上げます。

定例的に幹事会——幹事会といいますのは福岡地区水道企業団に加盟しています団体の水道担当課長会議でございます——と福岡地区水道企業団との幹事会がございます。それと、年に数回、市長、首長が入っております運営協議会がございます。それを経て議会がございます。幹事会の中でも料金引き下げについては要望を出しております。ただ、今現在の福岡地区水道企業団の状況としましては、平成20年度から平成22年度までの3年間の財政収支計画の中で、福岡地区水道企業団は赤字見込みでございます。1つは、今回小郡、福岡導水、筑後川から牛頸浄水場まで導水管を通してありますうちの小郡地区あたりで漏水事故がございました。漏水事故のために山口調整池を急に使ったんですけど、その漏水対策の分での費用が今後見込まれること。それと、海水淡水化施設の膜の交換時期に来ている分での費用がかかることあたりで、平成20年度から平成22年度までは福岡地区水道企業団の見込みでは赤字見込みでございます。この間については引き下げはできないと。ただ、平成23年度以降の財政収支計画の中で引き下げについて検討していきたいという回答を得ております。

それと2点目の売却代金ですけど、土地売却代金につきましては決算審査資料の12ページに報告しております。場所は青葉台共同利用施設の横でございます。長浦台四丁目4-244-610、地目宅地で面積142.92㎡、約42.2坪でございます。昭和50年当時に長浦台団地の開発に伴い、長浦台団地の給水ポンプ場として取得しておりました。これが拡張事業に伴いまして不要になりましたので、遊休地の売却として平成18年度に売却したものでございます。売却代金は645万円でございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） それじゃ、25ページの257万2,560円の差というのはまた別な問題ですか。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 今言われました金額につきましては、帳簿価格でございます。帳簿価格が257万2,560円、そしてその売却代金645万円から257万2,560円を引きました売却代金につきましては3条の収益的収入の中の、決算書で申し上げますと20ページ、決算書の20ページ、特別利益の固定資産売却益387万7,440円、こちらの方に計上しております。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） じゃ、わかりました。

委員長、いいですか。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 部長が、あなたその40億円の使い道の権限、全権的に持っている。

（「3点目の回答の分でいいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） だから、今からお願いしようと思うんだけどね、ちょっと40億円、20億円、20億円あってたい、今から支払いや借金もしなきゃいかんが、私は5億円、5億円、あんたが会計管理者やから、市全体の会計管理者で、しかも上下水道部の責任者だけど、あなたが5億円、5億円出してもいいですよと言っていたければ、もう私は枕を高くして寝られるけど……。

○委員長（清水章一委員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 委員さんの方から水道下水道の預金残高があるじゃないかというご質問でございますが、水道につきましては先ほどからもお話が出ていますが、平成25年に大山ダムと、それから平成30年には五ヶ山ダムの方から給水を受けるということでの準備に取りかかっております。第6次拡張事業と言っているんですが、水道関係についてはそういう事業と、それから水道事業を始めまして管の老朽化しているところの取りかえとかですね、そういう事業をやっていくことに充てていくべきだろうというふうに思っております。

それから、下水道関係につきましては、北谷、内山の下水道事業、そういうものも控えておりますし、そういうものに当然充てていきたいと思っておりますし、基本的には起債あたりも含めた中で検討をやりたいと。

庁舎の増築ということでございますが、私に権限があるのかということでございますが、その辺は最終的に判断をされるのは企業会計の管理者、それから太宰府市長でありますので、その辺市長部局としての庁舎増築、そういうものの考え方もございましょうから、その辺につきましてはあわせて協議に乗っていきたいというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） あのね、協議をする、市長さんと副市長さんと幹部会で協議をするということですね。

○委員長（清水章一委員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 企業の方でどうこうということはなかなか難しい点もございましょうし、財政的なこともございましょうから、その辺について市長部局の方から話があった場合についてはですね、私どもの方の事業計画も当然ありますことから、その辺での協議ということでお話をさせていただきました。

○委員長（清水章一委員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 庁舎問題は市全体にかかわる問題でございます。今市民が一番求めているのは何かと、非常に経常収支比率では高いということで破綻するんじゃないかという暗い話ばかりですけども、たまには市の方も明るい話をしなければいけないかなと思っております。

1つは、やはり税金が高い、料金が低いと言われているのは水道料金が確かに高うございます。今市民が望んでいるのは、少しでも水道料金を低くすべきじゃないかというようなことで

す。そのために今武藤委員さんも受水費を何とか一円でも安くする方法はないのかという提案だろうと思っております。

この20億円を使って何らかできないかなということで、先日も申し上げましたように、高い金利の起債をかなり借りています。それが今まで繰上償還を認める場合は、今から払う先の分の利子を含めて払えば、加算金というんだかね、それを払えば繰上償還していいよということだったんですが、今年度に限ってはここ二、三年、高い利子についてもそういうペナルティーのお金を払わずに繰上償還できますよということになりました。私もいろいろ見てみましたら、例えば10億円ほど返せば利子だけで4億5,000万円ぐらい払わなくてもいいというようなのでございます。もう7%、6.5%という高い金利のものがございますので。そういうことで物すごいチャンスじゃないかなということも考えておりまして、そうすれば料金の引き下げということもできるというわけじゃありませんが、視野の中に入るのではないかな。そういうふうを考えておりまして、また私たち内部の庁舎のことよりも市民生活の安定のためには一円でも二円でも水道料金を下げるべき時期じゃないかなと、そういうことも考えておりまして、今すぐどちらが優先かというふうに考えた場合には市民生活の方を優先したいなと。今後もう少し前向きに慎重に庁舎の方は検討させていただきたい、そういうふうに思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

（「慎重にね」と呼ぶ者あり）

○委員（武藤哲志委員） 今まで上下水道部が払ってきた太宰府市役所の上下水道事業会計で払ったお金が概算で1億7,000万円です。現在払っている庁舎使用料が月に59万6,300円です。だから、お互いの台所は同じなんだけど、やはり水道、下水道事業という会計から庁舎を使っていますよということで月家賃として60万円近くいただいている、ね。今までずっと払ってきた家賃は累計すると1億7,000万円は超えるんじゃないですかと。それならば、5億円、5億円出してそこに今のこの部分で3階建てぐらいつくっていただいて、1階が下水道、上下水道が入り、2階にその課の方も入れて、この今の庁舎の中の部分については見直す必要があるんじゃないかという話を私も何年前にして、慎重にやっぱり検討して、そのくらい今だったらそんなに10億円もかかるはずはないよと、げた履きでと。よそに行ってみませんか、もう筑紫野市なんかもう水道局はJ Rの前ね、教育委員会駐車場の前、もう本当にどこに行くにもうろうろうろうろしていた。ただし、うちの部分については、そこに公共用地があるわけですから、駐車場に。だから、そこにやはり2階からそのまま行けるようにするとかね、検討してみませんか。そのお金をね、古川さん、あなたのお金じゃありませんよと私は言いたかったんです。だから、市長、ちょっと会計管理者という特殊な権限を持った人がおられますが、その辺も含めてね、1億7,000万円も今まで上下水道が庁舎使用料を払ってきましたよ。今毎月59万円も60万円近くも家賃を払っていますよと。逆に市が貸していただけませんか。そういうことによって太宰府市庁舎が昭和60年にでき上がったときにはもうびっくりするごとく広々としていました。今それこそ会議するのもしどこに行つてするかという状況でしょう。そういう問題も含め

て検討いただきたいということですが、市長ちょっと一言。

○委員長（清水章一委員） 市長。

○市長（井上保廣） この庁舎問題等々につきましては、今私ども幾度となく狭隘になったということで考えてきた経緯がございます。この延長上で向こうまで延ばすと、同じような形で延ばすやり方、あるいは商工会の方に相談に行った経緯もありました。いろんないきさつがあって、問題の整理がやっとできましたけども、そういった状況。必要性等については、私ども今何とかここ財政状況のいかんによっては行っていく必要があるなというふうに思っておるところです。ここの企業会計であります水道あるいは下水道のこの20億円、合わせて40億円のこの資金というふうな着目も私どもは以前からしておるとおりです。いかに軽くしていくかというようなこと。今からについては、実質公債費率というふうな形、連結決算的な考え方も導入されておりますから、経営というふうな形を色濃くやはり出していく必要があるというふうに思っております。

それから、私は選挙を通じてやはり市民の多くの皆さん方から水道料金が低いというふうな、そういった苦情を受けました。ですから、いかに還元できるかというふうなこと等をまずもって考えていきたいというふうに思っております。庁舎の問題等については、私も前向きに検討し、皆さん方とも検討しますし、庁内的な論議も起こしながら行ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（清水章一委員） ほかにございますか。

安部陽委員。

○委員（安部 陽委員） 1点目が、決算審査資料の11ページの不納欠損の問題ですが、転出で括弧して行方不明、無断転出等で書いてある。これが313人ですか。これは転出されても次の場所で住民登録されれば市民課の方にどこどこに転入されましたという通知が来ていると思うので、こういう数字はちょっともう少し市民課あたりとの協議をされたらこの数字は減ってくるんじゃないかなと思います。それが第1点。どういうふうな今転出者のあれをしてあるのか。

それからもう一つはですね、決算書21ページに大佐野浄水場の薬品費が104万4,520円ですね、それから松川が339万1,940円、これ揚水量は大佐野が松川ダムの倍はあるんですね、2倍の容量を持っておって、薬品費は逆に3倍の薬品を使っておると。これを計算すると約6倍水が悪いんじゃないかなという感がするんですね。ほんで、それから計算すると今大山ダムとかそういうダムができておりますので、この松川ダムはやはり将来的には不適格な浄水場じゃないかなと思うんです。やはり将来はこれを埋め立てて、企業誘致でもした方がいいんじゃないかなと思うんですが、その点の考え方をちょっとお願いします。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） まず1点目の、転出、行方不明、無断転出等の分についての回答を申し上げます。

1つは、水道のお客様は市民課の住民基本台帳と連動しておりません。お客様につきましては、例えば学生さんあるいは事業所でも住民登録をされてなくてもお客様になっております。それで、内訳でございますけど、313人のうち無断転出、行方不明、言ってみましたらもう転出先がわからない方あたりが155件でございます。あとの方は転出でございますけど、転出については132件。水道事業が弱いのが、転出されますと強制執行ができません。言ってみましたら水をとめるにも太宰府市にはおられません。相手が筑紫野市あるいは福岡市に行かれたというのをつかんでいるお客様もおります。それについては、督促をしましてもそれ以上の分がなかなか収入として入ってまいりません。今回2年以上経過いたしましたので、不納欠損として処理いたしますけど、先ほど申し上げました債権放棄はまだしておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） ほかに、決算書……。

施設課長。

○施設課長（轟 満） 2点目の、松川と大佐野の薬品の関係にご回答いたします。

まず、原因の1点目ですね、松川と大佐野の配水量の差です。大佐野につきましては、福岡地区水道企業団からの受水量が増えましたので、以前に比べまして配水量が減っております。松川が2としますと、今1.5ぐらいですかね。その差が1点。それと、2点目の差としましては、松川ダムの形態の関係で、松川ダムは容量が小そうございます。一回雨が降りますと急激に水が濁るような状況です。大佐野の方はダムの容量が大きゅうございますので、余り極端に濁ることはありません。濁りますと、パックといいまして凝集剤を余計に注入するようになります。そういう関係で松川の薬品費の方が高くなっております。

○委員長（清水章一委員） 今、水道事業決算書全体について質疑をやっていますので、許可をいたしております。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号「平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第8号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後4時23分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告します。

ここで休憩をしません。もうそのまま行きます。5時までです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 認定第9号 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について

○委員長（清水章一委員） 日程第9、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

（「一括審議をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 平成18年度太宰府市下水道事業報告書、先ほど要望がありましたので、関連がございます、全体ですね。全体について質疑を受けたいと思っております。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） もう1点、もう余り深くは聞くつもりはありませんが、監査意見書67ページ、全体的に出てこないんですね、水道とか資料の中に。ところが、この第8表の下水道使用料収入状況としてやはり収入率については評価をいたしますが、現年分が出納閉鎖後には8,461万9,565円、先ほど課長から言われていたように、出納閉鎖日が日曜という関係があって、その後はまた努力もされていると思います。出納閉鎖後に合わせて、平成12年以前まで含めて1億2,024万8,818円ありますが、この水道はとめることができます、メーターをキャップすればですね。ところが、下水道ばかりはとめられんからですね、栓するわけにもいかんしね。ところが、この未納問題について、やはり大変大きな金額ですが、今後の対応などはね、監査意見書に基づいて具体的にですね、経営状況は安定しているけど、この下水道未収金について指導を受けているようですが、今後どう対応されるかを1点だけお聞きしておきます。

○委員長（清水章一委員） 上下水道課長。

○上下水道課長（宮原勝美） 資料要求がっております決算審査資料の12ページをお開きください。

下水道事業会計の収納状況につきましては、決算書ではなかなか見えないものがございます。決算審査意見書でも見えないものがございます。といいますのが、ここに書いておりますように12ページ、下水道事業の下水道料金、下水道使用料のうちの市水、市水につきましては、水道事業会計の方に徴収事務を委託しております。その関係で下水道使用料の市水の3月分、3月28日納期の3月分につきましては一たん水道事業会計に入ります。ですから、3月31日現在では水道事業会計の預かり金として処理しております。決算処理上もそのようになります。ですから、3月分につきましては、一部下水道使用料については未収になります。それで、決算書あるいは決算審査意見書の中でも92%の収納率になっております。今回報告させていただいております12ページ、平成18年度の水道事業の預かり下水道使用料が全部で5,850万2,483円ございます。これを実質の水道事業会計の方に収納されておりますので、ここまで含

めました実質収納率は下水道事業会計の現年度分は97.74%でございます。ちなみに、これが3月31日が土曜日でございましたので、4月2日の月曜日に収納された分まで入れますと97.90%でございます。参考までに、5月31日、一般会計と比較しますと、98.75%でございます。

以上でございます。

それと、収納努力につきましては、今武藤委員の質問のとおり、下水道につきましては市水、市水の下水道のお客様については水をとめる、停水で執行しております。一番は井戸水、井戸水の下水道使用のお客様についての滞納整理に苦慮しております。これにつきましては、税と同じような分で強制執行できますので、最終的に差し押さえに持っていく分での一応事務処理をしておりますけど、平成18年度につきましては金融機関への残高証明の確認、そこまでしか行っておりません。差し押さえまでは至っておりません。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 太宰府市下水道事業決算書、全体についてほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手であります。

したがって、認定第9号については認定すべきものと決定しました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午後4時29分〉

○委員長（清水章一委員） 以上、本会議において報告をいたします。

以上で決算特別委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） ここでお諮りをいたします。

本会議における決算特別委員会の審査報告は、当委員会が全議員で構成され、具体的な審査内容については後日会議録が作成されることから、要約報告とし、内容につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、委員長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後4時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年 1 月22日

太宰府市決算特別委員会委員長 清 水 章 一